

小野寺技師の防火水道案

註、大火直後早速來函視察且つ復興計畫に參劃された大日本消防協會囑托の内務技師小野寺季六氏は、即座に第一案乃至第三案の函館防火水道計畫案を樹てられたのが即ちこれである。餘白を藉りて此處に記して置く。

第一案

函館山の中腹に大貯水池を設け全市主要道路に沿うて十吋乃至卅吋（中に十六吋管もある）パイプを地下に埋め、若し普通のポンプで消火が不可能な場合は此のパイプの栓を開くと同時に猛烈な水幕（ウォータースクリーン）が猛火流の前面に出來て延焼を防止する。此れは防火高壓水道（ハイ・プレシユール・ハイランド）といはれ此の水壓は三百ポンドが必要とされてゐる。然し何分費用が二百萬圓から三百萬圓かゝるので此の際捻出出来るかどうか疑問とされてゐる（貯水池には四百六十萬ガロンの水を常にたゞえて居るやうにする）



第二案

函館山の山麓に八ヶ所の貯水池を設ける。西部から順次に常盤小學校裏百坪、公會堂裏五十坪、放送局裏二百坪、招魂社裏百坪、函館公園内（二ヶ所）三百坪、八幡宮五十坪、谷地頭小學校裏五十坪で平素は市民の飲料水となり、火災の場合は第一案のパイプ（第二案においては經費の關係からずつと延長距離が短縮されてゐる）を通じて消火に役立つやうにする。

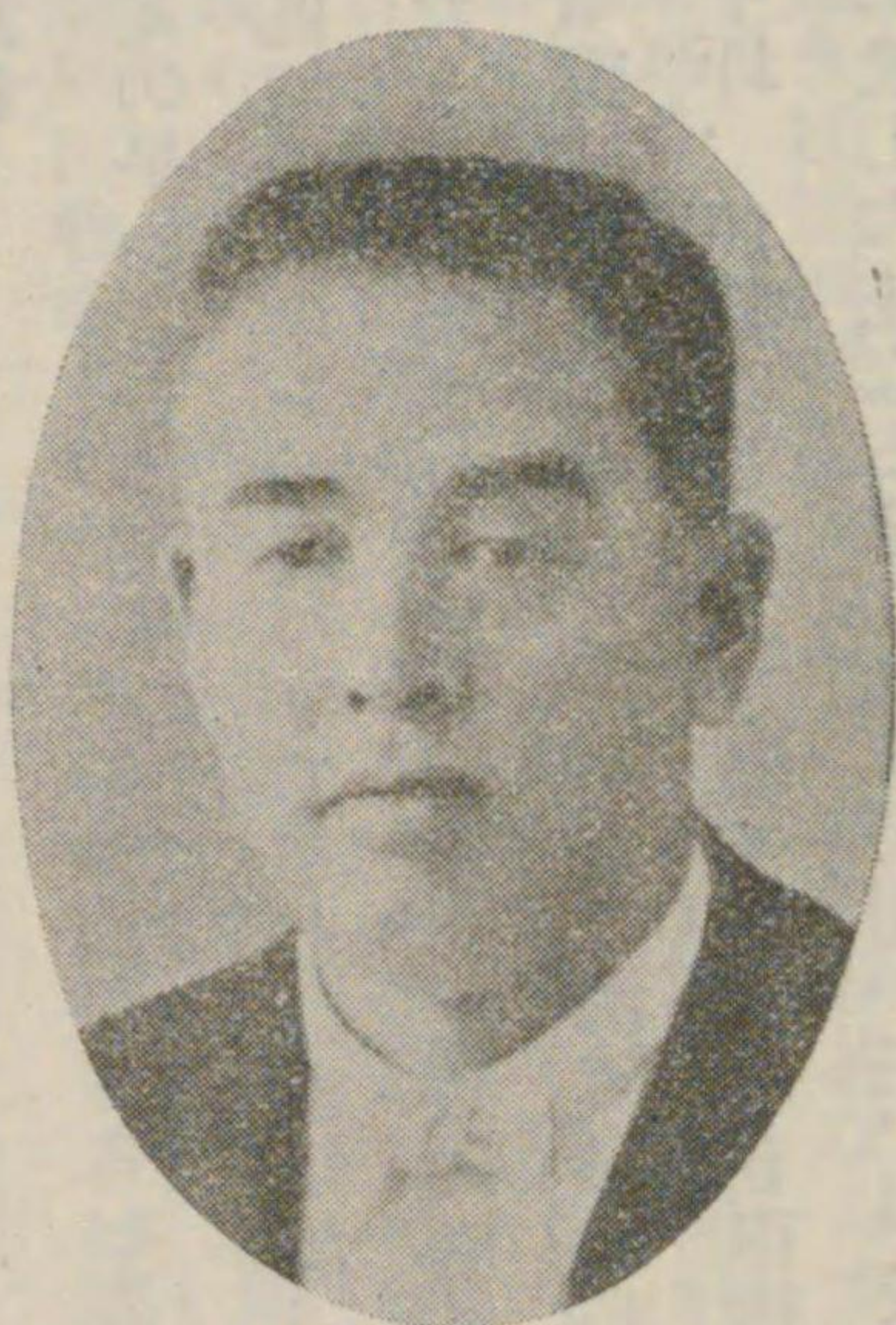
第三案

此れは前記のパイプを新設せずに第二案の貯水池の水を現在の水道のパイプに送り水壓を増さうといふので、ないよりはましだが大して期待の持たれるものではない。

第三編 感謝・使命

市民を代表して感謝す

(昭和九・五・一〇 全國への放送要領)



函館市長 坂本 森一

私は函館市長坂本森一であります。去る三月二十一日突發致しました大火災による函館市慘狀の趣、畏くも天聽に達しまして、兩陛下には深く御宸襟を悩ませられ、罹災民救恤の思召で御内帑金御下賜、従侍職の御差遣を賜りました事は、市民一同の恐懼感激致すところであり、各宮家よりも罹災民救恤の御下賜金を拜領致しましたところ、更に隣邦滿洲國皇帝陛下より救恤金の御下賜があり、又諸外國大公使若しくは總領事より外務大臣を通じて各其の政府の意を體しての御見舞に預りました事は、市民の光榮とし感謝措く能はざる所であります。

さて今回の函館市大火災は市空前の大災難でありまして、市民の大半は等しく財産を灰にし、一家近親に死別れて具さに人生の悲哀を嘗めさせられました。一面に於て各地皆様より比類なき御同情を蒙りまして、強く感奮興起の念に充ちて居るのであります。皆様の心からなる御同情に對しましては、何と御禮を申上げてよろしいやら、其の言葉さへわからないのであり

ますが、或は學業に忙しい學生さん達までも、辻々に立つて函館救濟の義捐金を募集して下さることを伺ひしましては、市民一同深く感謝してをる次第であります。「復興は意氣よりす」と致しますれば、函館人が幸にして禍を轉じて福となし以前にます函館を建設しました時、其の力はまさに皆様よりの賜物と申さねばなりません。私は市民を代表して茲に深厚なる謝意を捧ぐるものであります。

次に聊か當時の様相から今日の實際を大略御報告致したいと存じます。

昭和九年三月二十一日函館の空は朝來天候險惡でありました。午後四時頃より南東の風が吹き募りまして、六時頃には颶風となり、到る處空屋を倒壊し屋根を吹き飛ばし、電線等を切斷しまして市内著しく風害を受けました。此の時此の際市の南の端に位する道路の狭いしかも細かい家の密集してをります住吉町の一角から發火し、折からの烈風に煽られて大事に至つたのでございます。

當時火足の早いことは想像の外であります。しかのみならず旋風のため飛火がござりまして、全市に燃えひろがり僅々數時間間で罹災區域の大半を輪廓づけてしまひました。當時の風速は最強時四十米と推定されて居ります。測候所の風速計は二十四米を示したまゝ、破壊されて居ります。ために風に向つて働く消防手は吹き倒され、ポンプで放水致しましても、それが霧吹きやうな噴霧状態となりましたから、消防組の必死の努力も効なく翌朝六時頃まで凡そ十二時間に町數三十九ヶ町に跨り百二十五萬九千坪、戸數にして二萬數千戸も焼き市街の三分の二を灰に致しました。

焼失致しました主なる建物は官公衙十三、學校十八、其の中九つは小學校であります。神社寺院は十六、醫院四十八、日刊新聞六、銀行會社十一、百貨店が二つ活動寫眞常設館及び劇場十であります。其の損害總額は一億數千萬圓と推定致してをります。但し市役所及び小學校に奉安してありました御眞影は全部無事奉遷致しました。罹災人員總數十三萬人であります。善後の對策は申すまでもなく罹災者の救護と復興事業計畫であります。救護所の本部とも申すべき市役所は遺憾乍ら焼失しま

したので、直に市役所を焼け残つた市の公會堂に移す事と致し、其所を救護本部としました。市役所は書類物品の大半を焼失しましたが、戸籍簿、土地名寄帳其の他の重要書類は、我が家を捨て、かけつけました十餘の吏員の努力に依つて搬出致されました。

是より先き延焼區域擴大して、事態容易ならずと認められますので、北海道廳長官、内務大臣、陸軍大臣、海軍大臣及び東京朝日、東京日日、報知、時事、讀賣等各新聞社へ宛て無線電信によつて救援電報を發しました。當時自發的に其の任に當つた秘書課の山澤書記は、猛火と波浪の險を冒して在港の船に辿りつき任務を遂行した次第であります。

二十二日早朝焼け残りの小學校と中等學校を罹災者の收容に充てる事に定めまして、夫々手續きを運んで早速罹災者に告知の方法を取りました。同時に寺院、教會、社務所は罹災者を收容致しましたから、二十二日救護所の數は三十一ヶ所となりました。救護所に收容された以外の多數罹災者は隣接町村や市内の民家に避難致しましたが、遠く親類縁者をたよつて行く者の爲に鐵道側に交渉しまして、罹災者の無賃乗車を許して貰ふ事になり、二十二日の午後から二十六日一ぱい五日間に亘り北海道内及び内地方面に向つて無賃乗車したものは、一万餘名に達しました。

前夜の十一時頃の様子では或は市内全部を嘗め盡すのではないかと見えましたので、隣接町村に社會課長から翌朝の焚出しを依頼しましたが函館重砲兵大隊は早朝から多量の焚出しを開始されました。之が市内有志の焚出及隣接町村の分と相俟つて罹災者を饑餓から救ふ事が出来たのであります。學校救護所は開設早々の際煮炊きの設備を缺きますので此炊出に依つて救護所たるの職能を全うすることが出来ました。然るに學校は四月早々新學期の授業を開始する都合がありますので、別に救護バラックを急造して罹災者を收容替へする必要があります。北海道廳は直ちに四千坪のバラックを建造してくれましたので、市で五千坪のバラックを追加してそれに當てることになりました。バラックの收容者に就ては、初は從來の生活状態を省る違もなく收容致しました。又實際湯にも入らず、散髪もせず焼け埃に包まれて居る人達を見れば、乞食も金持も區別がむづかしいの

であります。漸次日數を経るに従ひ、其所には從來の生活状態が忍ばれますので、此頃では無爲徒食になれた乞食階級は之を別棟に收容し、其他の罹災者中にも自活の出来ない階級即ち要救護者階級と、自活し得る者とを區別して收容することに致しました。公設の救護バラックに收容した人數は四月二十七日現在で三千五百一十一世帯、一万二千五百五十三人です。バラックは何れも奥行三間半、間口三十間の通しで一棟百五坪であります。それを十棟或は二十棟づゝあつめて五ヶ所に建てました。共同浴場も診療所も附設してあり、自治的に指導して居ります。此の集團バラックから出て、名々のバラックを建設する人もあれば、他の地方に出て居つた者が歸つて来て、此のバラックに入るものもあります。隣接町村に避難した人や、市内の個人の宅に寄寓した人達に對しても收容力の許す許り收容致して居ります。難きを避けて易きに就くは陥り易き人情の缺點であります。萬一にも罹災者中救護に馴れて惰眠を貪る者があつては、其の人將來の禍であるばかりでなく、天下の同情に對して相済まぬ事と存じまして、當初から自力更生を鼓吹して居ります。四月十日には早くも救護は久しきに亘らないといふ事を公示致しました。随つて最近に至り、米の配給を一時見合せまして、政府貯藏米の拂下を受け原價で特賣致してゐます。尤も全國各地よりの慰問品は平等に配給致して居ります。幸なるかな罹災市民の間には復興の氣分が旺盛でありまして、既に各地にバラックを建築致しましたもの四月二十七日現在で三千七百二十戸あります。日々其の數を増しつゝあります。二十九日の天長節には焼野ヶ原のバラックにも漏なく國旗を翻へして祝意を表しました。それは大日本聯合婦人會より寄贈された五千枚の國旗であります。御蔭で國民としての面目を維持する事が出来た譯であります。

保険契約者が四月二十七日までに受領致しました火災保険金總額は大略二百二十萬圓であります。罹災區域の廣い割合に金額の少いのは從來の保険料率が著しく高いのと、消防組が整つて来て近年著しく火災による損害が減じ市民が安心をして火災保険に親まなかつたのが主なる原因と察せられます。兎に角此の保険金を受取りました事が復興氣分を盛ならしめる一因であると見られます。

二十二日早朝市立函館病院を以つて、罹災重傷病患者的の收容所として柏野療養所並に函館重砲兵大隊内の衛戍病院と共に重傷病患者的の收容に當りました。別に市及び函館病院、柏野療養所の醫員を差繰りまして、七名の醫員で三班をつくり各救護所の巡回診療に趣むかせましたが何しろ火傷其他の重傷病患者無數でありますので、燒殘區域の病院も一ぱいになつて居りますから、巡回診療の手が廻らないのを心配致しましたが、其の晩から北海道廳の衛生課長を初めとして多くの救護班が來援せられましたので、救護の手も十分に行届く事になり、各救護所に診療所を併置し、更に民家を借りうけて診療に従事することにもなりました。傳染病は氣候の關係もあり、幸に著しく蔓延致しませぬ。傷チブス、デフテリア、猩紅熱の百名以内であります。風邪がもとになつて肺炎をおこし落命致した者も多數あります。各地より來援せられました救護班は、北海道廳、第七師團、第八師團、大湊要港部、北海道大學、札幌遞信局、札幌鐵道局、青森縣廳、岩手縣廳、福島縣廳、宮城縣廳、濟世會本部、北海道内六市及六市の醫師會、日本赤十字社北海道、青森、岩手、東京各支部、京都西本願寺、東本願寺本山、岩見澤在郷軍人會、空知三郡醫師會、稱名寺醫療班、野付牛班、小樽新聞保養院班等であります。

四月二十七日までに判明致しました焼死者は合計二千三十九名であります。罹難死亡者中緣故者不明の爲、本職が引取つて火葬に付しました死體は六百四十六體あります。之等無緣者の白骨は一時護法院火葬場に安置致しまして願ひ出に依つて分骨する事になつて居ります。當時慘狀の最も甚しかつた大森濱附近に供養堂を假設致しまして、各宗寺院の供養を依頼して居りますが、後日此地に萬靈供養塔を建立して弔魂する計畫であります。

二十二日に早くも近郷よりの御見舞に接しましたが、漸次遠方の方々が態々來函せられて慰問をして下さるものもあれば各階級より眞心こめたる見舞狀又は電報をよせられたものも多數あります。又平生御研究になつた意見を認めて復興に關する注意を促された方もございます。二十三日以來食料品を初め衣類、寢具、雜品等陸續として贈られ函館驛頭に山積せられたのであります。之等は各地の行政廳や各種團體又は新聞社の大口の外個人から送られた品々であります。

寄贈品の四月二十七日迄の集計は、白米七千六百十八俵、罐詰千六百三十二箱、副食物一萬五百三十四樽、蔬菜一萬八千二百十五俵、衣類八千九百七十柄、寝具五千二百二十七枚、毛布二萬六千三百三十七枚、雜品八萬三千五百八個であります。此の數多の物品で市民は飢と寒氣を凌ぐ事が出来たのでありますが、北海道製酪販賣組合聯合會が牛乳五萬石の無料配給を致しまして、危急の間にお母さんと乳呑兒を救つて下さつた事は大なる功德であつたと存じます。

慰問品の收受と配給の仕事は、市吏員と道廳職員の協力で行はれました。それに他の市町村から應援に見えた青少年團、在郷軍人會等の多くの方々が援助して下さつたのでありますが、此處に珍らしく立派な五人の青年を私は發見致す事が出来ました。宮城縣志田郡敷玉村師山分團菊池榮一君(三十六歳)佐々木六郎君(二十六歳)佐藤一義君(二十三歳)菅原明君(二十三歳)東京本所聯合少年團土谷利酒君(六歳)であります。此の君達は火災後間もなく自費で應援に来て下さいます。當初から吾々と一緒に公會堂に寝泊りして救護に従事して下さいますが、一ヶ月にもあまる今日に至るまで陰日向なく立働きの嫌がる仕事を平氣でしてゐます。若い人達の大ぜい合宿してゐる室の掃除は勿論毎日やります。便所の掃除さへ厭ひません。そして救護事務は忠實親切に遅くまで致して居ります。金錢の給與を致さうと思へば辭退して受けず、歸りの汽車賃は歸る前に別に稼いで作らうと言つて居ります。全く誠心誠意の奉仕でありまして、多數市吏員何れも感心して居る次第であります。配給の仕事は後に市内衛生組合が在郷軍人會青年團の應援を得て擔當される事になりました。

新聞社並びに行政廳を初め公私諸團體の御活躍乃至は博愛仁慈の方々の御配慮に依りまして、全國各地より同情を以つて喜捨された金員は巨額に達しました。四月二十日迄に、函館市役所、北海道廳並びに函館及東京の道廳出張所に於て受取りました金額は、小計百六十一萬圓餘であります。それに道廳で支出せられます罹災救助資金二十萬圓を合して、通計百八十萬圓餘であります。救護治療に支拂つた金及び支拂ふべき金約九十萬圓と寄附者より使途を指定された金約二十三萬圓を差引きますと、なほ約七十萬圓餘あります。之は罹災して俄かに無資力となつた人々の生業資金と、罹災民用の住宅建設費とに充てる

事に協議を致しました。生業資金は勿論從來懶惰な生活をして、自立自活の計を立てる考へのなかつた人には與へませぬ。又保險金受領者、俸給生活者及有資力者には遠慮をしてもらひます。出捐者の御考も恐らく罹災して俄かに無資力となり、自立自活の意志があつても、取りつく方途がなくて苦しむ人を助けたいと言ふのであらうと存じますので、従つて之を資力の有る無しを論ぜず自立の意志を問はず、一律一體に分配する見舞金の意味に於ては處理致したくないのであります。寄附金は寄附者の御意志を尊重して有効適切に使用し、現在は勿論將來に向つても意義あるものと致したい考であります。

罹災直後人心に著しく不安の無かつたことは、幸でありました。これ全く警察官が不眠不休で努力された結果であります。れ共、憲兵並びに軍隊の活動が與つて大いに力あるものと思はれます。特に重砲兵大隊が火災當夜消防に協力し、翌朝早々進んで重傷病患者を收容治療し大量の炊出しをされたこと、旭川工兵隊が二十三日早速重要交通路に倒れた電柱やこんがらがつた電線等を取片付けてくれたこと、又軍用電話を架設して主要箇所通信連絡を計り焼落ちた橋梁中二ヶ所を架橋してくれたこと、海軍が二十二日の夜早速大湊要港部から、救護救護の材料を搭載して驅逐、特務艦を派遣してくれたこと、札幌遞信局が電燈會社を督勵して、二十四日から點燈し始めさせたこと、警察當局が急速に道内各地よりバスを移動して交通を便にしてくれたこと、電話交換局が猛火の中にあり乍ら類焼を免れた爲めに、一般通話は早く回復され一部ではありますが、二十三日早くも通話することが出来ましたこと、主要食料及バラック建築材料等の價格暴騰を免れたこと等が人心に不安を來さなかつた主な原因であります。罹災直後青年團と函館中學校生徒の傳令に依つて主要箇所の通信聯絡が保たれたものであります。

罹災後建築用材の暴騰を見ることは過去の經驗に依つて明かでありましたので、二十二日早速官斫伐材の原價拂下げを願ひ出でました所、生憎品切れの爲め、道廳の林務課長は、札幌、小樽の間を奔走なされ、材木商の義侠心に訴へて、手持材木を罹災前の價格で提供する事に斡旋せられました。尙又青森からも、營林局の御心配に預り、木材の廉價提供がありました。此外大阪にトタン板、青森、秋田に疊の大量移入を依頼致しましたが斯様なことに伴ひまして、警察が暴利の取締を勵行されまし

たので、前述の如く著しき値上げを見ないですんだ次第であります。併し困つたことには、災害に乗じて婦人を誘拐しようとするやうな者が入り込んでまゐりました事があります。警察では此の氣配を知つて、警戒致しましたので婦人相談所を起して罹災婦人の相談相手となり身の上の相談なりを致すことになりました。其の仕事は適々家庭教育の振興を計ることを目的として立つて居る聯合婦人會に引受けてもらひまして、相當の成績を擧げて居ります。

國民教育のゆるがせにすべからざる事は勿論であります。校舎を一時罹災者の救護所に充てましたため、四月の開校は遅れました。併し四月十六日までに、罹災者全部を救護集團バラックに移します事になりましたので、十三日市内小學校教員精神作興大會を開き、教員全部を一堂に會して訓辭し、十四日よりは郡部に避難した兒童の調査を始め、十七日市内一齊に學童調査を行ひ二十三日を以て全市一齊に授業を開始致しました。校舎はバラック建造を行はず、焼残つた校舎に就き其の大小を考慮して校舎の二重使用を行ひ、急速に本建築を行ふ豫定であります。

復興計劃に就ては、函館の特殊的實狀を考へる必要があります。此の地は地形地勢の關係上常々風が強いのでありますから焼けない街をこしらへて安全平和な住み心地のよい都市とすることを、復興の第一條件と致さなければなりません。既に都市計劃の北海道地方委員會が開かれまして、幹線を決定致しましたが八本の綠樹地帯三十六米乃至五十五米のもの及び二十五米の廣い道路を設けまして區劃することに定まり、補助路線も引き續き今月中に決定いたしました。此の計劃を實行します上に就きましても、區劃整理の施行其の他の不燃質の公共物を建設する。或は下水道、上水道を築造するといふやうなことで、澤山の金があるのであります。が、焼けた市に其の力はなし、實は誠に困つて居ります。それで政府にお願を致し特別の御補助なり低利資金の融通なりを願はなければならぬ。又焼け出された市民各位の間に於ても、不燃質家屋の建築費や生業資金等がありますので、之等に就ても格別の御心配を請ふ事になつて居ります。

まだ澤山申上げたい事がありますが、時間の關係上之を以て打切りと致しまして、最後に道廳の格別の御心配と、陸海軍

の駿速なる御救援とを深く感謝し、以上を以て大體の御報告と致します。茲に函館市民を御心配して下されまする皆様に對して、厚く御禮を申上げ尙將來の御後援を御願ひする次第であります。

◇寫眞說明

市長の命に依り山澤秘書は火災の眞最中猛火と激浪を冒して港内浮船渠に入渠中の北日本汽船會社の天祐丸に辿り着き、大岩無線通信士に依囑して上掲採録の如き電報を發し、各方面に救援を要請したるものが、東京各新聞の號外となつて發行せられた。

延燒實に十二時間！
未曾有の大火！函館の慘狀
今朝七時尙鎮火せず
全市殆ど廢墟に歸す
死傷數千名に上らん
倒壊家屋の殘火から此修事
函館市長救援方を放送
主なる焼失建物

大火後に於ける函館復興の使命

(昭和九・六・二八日魯會社講堂に於ける講演)

一六六



大日本消防協會副會長
從三位勳一等法學博士

松井 茂

私は東京に於て始めて去る三月廿一日の當地に於ける大火災の事を聞き大に驚き早速實地を視察し御見舞の爲め御伺致し又鄙見も申し述べたいと思つて居つたが、不幸にして今日迄時を得なかつたのであります。併し是れ迄度々大體は大日本消防協會の緒方理事や内務省や警視廳の方々よりは勿論其他佐上北海道長官を初めとし殊に勝田函館組頭菅原消防部長等よりも親しく承知して居つたのであります。然るに今回樺太に行くことになつて居りました故、當地を通過するに當り是非共火災場の跡を視察し又時があれば一言其の結果に就ても申し上げたいと存じました。

併し重大なる問題故種々考慮の上意見の發表は歸途に譲りたいと存じました所、今日直に話した方が適當であるとの説も出ましたので、茲に便宜上項目を分ちて一言したいと存するのであります。

一、非常時消防の意義

今日我國では盛に非常時日本と申して居りますが、兎角無意識的に唱へて居る者も少なくないやうであります。従つて又非常時警察、非常時消防と云ふことも十分に認識されるやうに思はれます。即ち非常時警察、非常時消防とは、今回の三月二十一日の當時の如き場合を云ふのであります。併し之は内地的非常時であります。而して内地的非常時、對外的非常時と相關聯するものであつて内地的に善處し得れば又對外的にもよく之に應用し得るものであります。茲に又非常時に於ける警察官もあり又消防人もある所以であります。

彼の去る大正十二年九月一日の帝都大震災火災の如きも先般の函館大火災同様であつて、平常時とは全く其の趣を異にして居りたる次第であります。先般諸君の親しく實踐されたる去る三月二十一日の大火災は最も意義深き非常時警察と非常時消防上永く記念に存すべきものであつて、未永く忘れ得ざるものであります。而して此の記念日は、只徒に當時を追憶してあの時は非常に困つた辛かつたと云ふ丈けの記念のみに止むべきものではなく、將來の發展性を有する打開的新進精神の記念日ではなくてはならない。

彼の世界中有名なる米國のシカゴの大火災は、今より六十三年前で千八百七十一年の十月八日であつて二十四時間も繼續したが、函館に比すれば小火災であります。然るに此の日は米國全體の「防火デー」として火の用心日として、大統領迄も全國に向つて教書を發して全國民の注意を喚起して居ります。

又大正十二年十一月十日は彼の九月一日の大震災火災に基き長くも 大正天皇には國民の精神作興の詔書を下し給ふたのであります。我國は古來種々幾多の非常時に遭遇して居りますが、克く禍を轉じて福となして立派なる次の時代を建設して來て居ります。此の精神は最も大切なことであります。

然るに防火の問題に就ては一種の不可抗力と信じ永い間合理的の方法が缺けて居つたのであります。大正十二年の大震災火災は相當に覺醒せしめたのであるが、併し細かに其の内情に立ち到るときには遺憾千萬のことが多いのであります。而かも此の

大火災は各國と交際を結びてより以來最初のもの故痛く列國の同情を來し、爲めに各國は當時競つて救援金品を寄贈し來り且つ我國が果して善く善後策に處し得るやと大なる興味を以て迎へて居つたのであります。殊に古へより我國の家屋は紙と木とによりて成り、加ふるに防火施設が出来て居らない國故、或は復興上の都市計畫に對しては危ぶみて居つたのではあるまいか。然るに今や立派な帝都復興は出來上り東洋第一の帝都は建設せられたのである。而かも木造の家屋でありし爲め擴張も容易であつたのである。畢竟日本人は人生如何なる難局があつても之に打克つ丈けの勇氣の持主であらねばならない。殊に民衆の第一線に立つべき警察官及消防人は非常時に際しては特に此の強き精神を保持して一般人に呼び掛けねばならない。帝都の大震災當時の人心は實に純なるものであつて、一片の肉、一杯の水に對しても互に相扶け、愆心もなければ又鬭争心もなかつた。併しそれは束の間であつて、所謂喉元過ぐれば熱さを忘れるの諺に違はず、暫くにして其の光景は自然に忘れられることになつた。函館市民も常に彼の非常時を忘れないで、此の難局に直面してこそ、將來の函館も創設され得るのである。

畢竟するに非常時消防の意義は通常時消防と異り、大風飛火等に備へる非常時火災に對する消防の事故、平素の場合を基礎としての考へであつてはならぬ。茲に今回の大火災に鑑みて豫め平素に於て非常時の場合に對する火災豫防施設及之が消防手段を考慮し置かねばならぬ。尙ほ此の事に就ては後段に於て述べんとする所である。

二、函館大火災の事實概評

由來函館の消防組織等防火問題に對しては多年當局の多大の盡力の結果本邦中頗る名聲を博して居つたもので、昨年九月頃私は親しく最近の函館消防の活動状況を見聞し大に人意を強くしたので、各地に於ても盛に紹介したものであつたが、併し恰も戦争は敵次第によりて軍備を擴張すべきは當然であると同様に、消防にも常時消防と非常時消防とは平素に於て其の設備を異にする點を明にして置かねばならぬ。即ち常時の消防力を以て非常時に當ることは到底不可能なのである。函館市の消防設

備は常時施設として、完全であつたが今回の如き非常時に對しては不完全であつた。而してそれには獨り消防の點のみならず火災豫防の見地より都市計畫の問題に迄立ち到らねばならぬ。

而して所謂非常時とは大風に加ふるに大火であつた今回の如き場合であつて、三月二十一日の大火災に當るに、平常の設備を以てしては到底効果を奏し得ることは今更説明する迄もない。故に市民一般も此の點に自覺し之を東京に於ける大震災の跡に鑑みて大に善處する所がなくてはならぬ。而して之に對しては萬一にも消防のみの力にて當ると云ふが如き考へであつてはならない。

三、函館警察官の活動

警察官の火災當日に於ける活動振りに就ては感激の外は無いのでありますし、殊によく水陸警察官が相提携して万全を期せられて居つたことは大に多とする所であります。殊に既往の經驗に鑑みても、斯くの如き大事變に際しては盛に一攫千金の夢を見て入込む徒輩が少くないものであります。然るに官崎警察署長を始め警察官諸君がよく協力して嚴肅なる取締を行つたことは敬服に堪へませぬ。

次に交通方面の問題に就ても之を大正十二年の東京の大震災火災の時に照しても同様であるが、當時函館警察がバスの運轉等便宜適當なる處置を取られた。これは最も必要の事であつた。

次に暴利取締も大正十二年に於ても體驗した所であつたが、是れ亦函館に於ては警察權が行届きたる爲め、之が爲めに人心の動搖を未然に防止せられたことは是れ亦感激に堪へない所である。

又警察官の活動組織に於ても藤岡警察部長初め陣頭に立つて大隊、小隊等軍隊的組織を以て活動能力を充分に發揮せられたことは適切な措置たりしことを失はない。

斯の如き非常時に於ける警察權行使の當否は警察の信頼上多大の影響のあるものであるが、此の點に對し北海道警察が其の活動宜しきを得たることは余の衷心より斯界の爲め欣快とする所である。

四、大正十二年の帝都大震火災の回顧

彼の大正十二年に於ける帝都の大震火災を回顧するに、當日九月一日の朝は風が相當に強かつた。當時の事を思ひ出し其の他今般函館市大火災を顧みるとき帝都の大震火災との通有性の多々あることを發見するのであります。今回の如き非常時に於ける當局の苦心は實に想像に餘りがある。殊に食料物品等の配給は大震火災の時は最も難事であつたが、今回は兎角警察がよく市と一般人との間に立つた爲め非常に良好であつたことは何よりの事であつた。

次にバラック收容の問題であるが是れ又既往の經驗上決して簡單ではない。何となれば思想的にも風俗上よりも決して輕視すべき問題ではない。又既往の例に依れば之を取除く事は相當の苦心があつたものであります。此點も老婆心の餘り念の爲め一言して置く次第であります。其の他衛生の問題、殊に傳染病の如きは最も注意を拂ふべきものであるが、是れ亦特別大隊の事業として救療本部の活動により目下は既に鎮靜的狀態にあるとの事は頗る良成績と云はねばなりません。又將來都市計畫が行はれるのでありますが、何卒疑獄事件の如き不祥事の起らぬ事を今日より希望して已まざる所であります。

右は大正十二年九月一日の帝都大震火災の時私も内務監察官とし多少の經驗を有して居りますので、今之を先般の函館市の火災と相比して感慨無量のあるので敢て茲に一言した次第であります。

五、函館大火災より得たる教訓

(一) 官民一致を要する防火問題

抑も防火の問題は消防を中心として監督者たる警察官の熱烈の必要なるは勿論、自己の生命財産に直接至大の關係を有する市民其者の覺醒が何よりも必要である。而かも火災は市民が出すのであるから火災豫防は市民その者の責任であるのは言ふ迄もない。されば防火の問題は常に火災豫防と消防とが兩々相俟つて行くべきであつて、兩者の關係は實に車の兩輪の如きものである。余は此の見地より市民のもつと防火問題に目醒める事を衷心より希望して止まざる次第である。

最近露國に於ては五ヶ年計畫なるものが出來て既に其の第一次は出來上つたのであるが、露國の戰爭計畫は獨り軍備計りでなく思想戰爭、經濟戰爭、外交戰爭等に廣く之を綜合して戰爭と認めるのが國策であると聞いてゐるが、防火問題も之と同様であつて市民の豫防思想、都市計畫の問題、消防等相一致して其の効果を奏するものである。況や當時の非常時消防とは其の間髪を容れざるものである。英國は大戰の際獨逸の飛行機に襲はれ、一時は狼狽もしたが其の後善く英國人の沈着の美性を發揮して之に善處したと傳へられて居る。畢竟家庭に於ても一個人に於ても平常の落付の訓練が聽て非常時に際し大なる好影響を來たすことを忘れてはならぬ。

之を函館市の大火災の跡に就て顧みるならば人心は果して沈靜状態であつたのであるか。萬一にも電燈問題等の爲めに人心の安定を缺いて居りたるが如き事ありとせば夫れは一見間接のやうであつても、其の實無形的には影響がないとは誰が保證し得ようか。又出火現場附近の水利が不完全であつたことも畢竟平素に於ける施設としては今更乍ら不完全であつたと云ふ外はない。要するに函館市民は此度の三月二十一日を記念日として、將來に於ても其の當時を喚起し、精神的にも物質的にも官民協力一致し彼の帝都の大震火災の折下された精神作興の御詔勅を充分に體得し、共に火防の爲め努力せらるべきである。又市民一般に平素の訓練を充分にせられんことを要望するものであります。

(二) 内外人に與へたる防火上の反省力

今般の函館市の火災は單に函館市のみ火災でなく、内外に迄影響のあることを忘れてはならぬ。殊に本邦消防界の白眉と

稱せられて居つた場所柄故、一般に與へる刺戟も決して尠少ではない。函館に於て猶然りである。大阪、神戸等の地に於て萬一大火を惹起せる時の措置は今より想像するに難くない。余は我國の各都市が今回の火災をもつてもつと重要視して大に反省の活資料に供せらるゝと共に今より豫め善處せんことを希望して已まざる次第である。

(三) 消防と風との研究

次は消防と風との關係である。殊に日本は諸外國に比較して風が當り又風の國である。又家屋は木造が大部分である以上は、もつと風に對する研究を充分にせなければならぬ。即ち氣象と火災とは誠に密接なる關係を有するものである。況や函館は元來強風の多い所である。聞く所に依れば發火當日は風力が強いので豫め函館消防は非常警戒を爲し居つたとのことであるが、漏電事故の爲め市内六ヶ所よりは報知機にて其の火災が報知せられ、消防はそれ〴〵之に善處せられたと云ふことであるが、一步進んで非常時火災となり大風起り、飛火は盛となり、旋風は暴威を逞しくし、加ふるに道路が狭く、水利は用をなさず、消防器械は活動上支障を來す等、實に大正十二年の大震災火災と酷似せるものがあつたのである。兎に角我々は今回の火災に鑑み全國的に風力と火災との關係の調査を強唱したいと思ふのである。

(四) 飛火

今回の大火には午後七時より八時迄に七ヶ所も飛火して居ると云はれて居る。又午後八時より九時の一時間には十七ヶ所、九時より十時迄に於ては十五ヶ所と云ふ飛火火災を見たことである。元來飛火は獨り火勢を盛にするのみでなく、風の時には殊に最も恐るべきものである。假に戦争の如き場合に、飛行機を以て爆彈が投ぜられたとすれば、今回の飛火や、大正十二年の火元の數に比しもつと〴〵各所に火元の發生を見るものと想像せねばならぬ。飛火に對する研究は殊に建築警察上屋根の構造と併せて大に重要視せねばならぬ問題である。

(五) 地勢の研究

次に函館の地勢に就ては種々の説もあつて函館市は先天的に地勢上火災に對しては全國中最も弱點の處であると唱へる人もある。土耳其の「コンスタンチノーベル」の地勢が似て居る故、之と比較研究しては如何との説もあるが、他山の石以て琢を磨くべきである。「コンスタンチノーベル」も函館と同様に風が頗る強く大火災も實に度々あつた所である。又爲めに強力なる消防の組織を有して居るやうである。全體世界中軍隊消防の組織は巴里と「コンスタンチノーベル」であつたのである。巴里の歴史は暫く之を措き此の市が特に此の組織を有して居つたのは或は強大なる消防威力と云ふの點よりではあるまいか。但し近年は市の所管に移つたと云ふことである。

(六) 消防力の充實

函館消防は器械の上に於ても全國中頗る優勢の地位を占めて居る。殊に大型を以て有名なる米國の「アレンスフォックス」のポンプ自動車は函館が他府縣に卒先して購入したものである。然るに遺憾乍ら一朝此の歴史的の器具を焼失したのであつた。昔から鐵道方面では物を愛する事人を愛するが如くせよとの教があるが、消防界でも之と同様に平素より消防器具に對しては充分叮嚀に取扱ふべきものである。而してしかも其の最も歴史的の此の「フォックス」自動車を焼失し之と袂別したことは何よりの悲惨事と云ふの外はない。又「ホース」は現場に於て三百十本も失はれたと云ふことであるが、此等の點より見るも如何に猛烈なる火災なりしかの一端が察せらるゝのである。今回東京日日新聞社より三臺、北海タイムス社より一臺の自動車ポンプを寄附せられた事は新聞當局者として實に社會奉仕上最も賞讃に値するものがある。

殊に又函館市は「港」を以て生命とするが故に場所柄立派なる強大の消防船がなければならぬ。諸外國殊に英國の「ロンドン」や獨逸の「ハンブルグ」や米國の「ニューヨーク」等の港には昔から立派なる多くの消防船が存在して居るのである。我國では未だ此の點が具體化して居らぬが當市に於ては一ヶ年三千圓の寄附金を市に組入れ市の設備とし、更に進んでは道廳よりも之らは公認する事となれば最も時代に即したる合理的のものと云へよう。大正十二年の東京の大震災火災當時に於ても橋梁

が落ちたり、船舶が焼失したりしたのであるが、若もあの時消防船があつたなれば如何程災害を少くしたであらうか。殊に我國に獨立せる消防船の必要なることは、余の明治三十五年來唱ふる所なるも今尙實行力の鈍きには寒心の外はない。殊に消防船は河川や海岸に沿ひたる家屋に對し消火し得る事が出来る爲め其の効果は顯著なるものがあるのである。當市に於ても將來此の方面の設備の完成を期して已まざる次第である。次は火災報知機の問題であるが當市に於ては我國では最も率先して創設されたことは誠に喜に堪へない。當時余も其の創設前當地に來り有力者諸君にも訴へたることを記憶して居るが、兎に角此の報知機の爲めには勿論其の他の施設等と相俟つて、當市の一年の火災損害は一時百五十萬圓位に達して居つたのが近年は僅に五萬圓乃至十萬圓程度で済む様になつたことは、大に嘆賞に値したものであつて余も到る處で盛に激賞したことであつた。然るに今回の火災に於て報知機は八十五も焼けて居る。報知機は我國に於ては主に路上みのであるが、歐米では盛に工場や學校や一般室内等に於て自動警報機が發達して居るのであつて、確に火災防禦上大なる効力あるものである。

抑も消防器具は其の時代と其の地勢とを離れて存在すべき限りではない。當市に於ても其の實狀を充分に研究して將來如何なる程度の物を必要とするかに就ては特に今回の火災を基礎として大に之が施設をなさねばならない。殊に風力の最も強い當地方の如きは化學的の液を以て、大々的に大砲式に消火せしむる等種々の方法を考出すべきであると思ふ。友人今泉(嘉一郎)工學博士の如きもつねに此の點に就ては考慮を拂つて居る者の一人である。

(七) 都市計畫の不備

次には都市計畫の問題であるが、今回の火災の跡に鑑みるときは都市計畫に就ては尙大に改善すべき事の少ない事は種々證明されたる次第である。之に就ては佐上長官、坂本市長を始め種々盡力されて居ると云ふことであるが、是非とも之が完成を期したいものである。殊に都市計畫中第一に注意すべきは道路であるが、之が廣ければ容易に火災を止めることも出来る次第であるが併し之と同時に考へねばならぬことは交通上の秩序問題である。次に建築の問題であるが、殊に今回の火災に於て

も明瞭なる如く屋根は最も重要性を帯びて居る。又如何に周壁が立派でも屋根が堅固でなければ一般の建物に影響を及ぼすのである。殊に風の強い當市に於ては將來建築上大に留意してどんな強風でも決して飛ばない様に其の方法を案出すべきである。次には窓であるが火災に會つて窓が開いて居ると、立派なる鐵筋コンクリートの建物も何の用をもなさぬのである。我國でも歐米の様窓にシャッターは勿論硝子ももつと完全なものをを用ひることが必要なることは明かに今回の火災が示して居るのである。當市に於ては鐵筋コンクリートの建築物も澤山あつたが防火上の成績が宜しくなく却つて土藏の方が成績良好であつたと云はれて居る。併し之は素人が鐵筋コンクリートの建築物を本當に解せない爲めに疑を持つ様な傾向ある爲めに特に建築學界の人々は之が辯明に努めた程であるが、函館市の鐵筋コンクリートの如きは誠に粗製のものであつたとの説がある。又其の作り方にも多くの缺陷があつたのであらう。重ねて申上げるが建築一般は完全であるべきは勿論殊に屋根と窓との構造は互に相並んで完全なる事を要すべきは云ふ迄もない。先刻市内を拜見して或る建物中シャッターのある一方は無事であつたが普通平薄の硝子の方面は見事にやられて居たのを見受けたことであつた。歐米にては此の點は大分よく進歩して居つて、火事の時は相當の熱を發すればシャッターは自然に自動的に落ちる様になつて居る。我國では往々シャッター中に誰人が居りはせぬかと心配してシャッターを卸す時機を失ふやうな事もあるやうだが、將來は再び此の様な失態のないやうに自動的の設備等を奨励すべきである。又入村質屋の土藏を見て大に感じましたが此の質屋では毎年一回の防火訓練をなして居り又目塗り粘土その他の材料も用意される等、平常よりの注意がよく拂はれて居るのは畢竟入村氏の如き注意深き人の貢獻の結果であつて大に嘆賞に値するものがある。

次に道路上の植木の問題であるが當市の火災の時には三千本の街路樹が風力の爲めに折れたと云ふことであるが、東京の大震災の時淺草の觀音が防火樹により助かつたと云ふが是れ又將來大に注意すべき點である。公園の如きも大火災の當時には旋風が起るのは當然である。従つて少々位の廣場では何等の効果もない故、公園の設備は將來種々の點に於て大に考慮すべき

である。幸に當市の公園では人や物を池の水で消火する等適切なる措置を取りたる爲め人命をも救ふたことであるが、將來は公園の數を増し又其の中の水利や樹木に就ては特に留意する所がなくてはならないことと思ふ。

(八) 防火水道の重要性

次は防火水道の問題であるが之に就ても從來私共東京でも熱心に主張して來つたものであるが經費等の爲めつねに擧退されて居るのを遺憾とするものである。ことに又防火水道は飲料水道と異り溜水であつても良いが併し其の壓力は最も強大であらねばならぬのである。米國の「サンフランシスコ」に於ける一九〇六年の大火に鑑み初めて防火水道が作られたが今や紐育等でも之に動いたのである。我國では高層建築物の方は少ないが併し風力は強大なるが故に是非共専門的防火水道の設備が必要である。今回の都市計畫にあたり小野寺内務技師は山上に水源池を作る計畫を建てられ余も亦大賛成にて佐上長官も之に共鳴せられたが、何分にも費用の問題があるので進行せぬ様であるが百年の大計上此の問題は最も大切の事である。

今回市は水道の爲めに百十餘萬圓程計上し水道管の施設等の上に改良を加へんとして居るが之は餘りに當然すぎる問題であるが、中央政府の此等に對する態度が果して如何であらうか。水は防火上の基礎問題故何卒此の上之が解決の成功を期して已まざる次第である。

(九) 救命問題の急務

次は人命救助の問題であるが、火災の當時は日本赤十字社其他の團體も來つて相當の成績を挙げたと云ふことであるが、公園だけに於ても數百人を助けたと云ふが、併し概して我國では從來人命救助の設備は頗る不完全である。ことに大切なるは路上の救命問題である。之については外國には立派なる施設が出來て居つて場所に依つては消防が自ら此の方面に當つて居る。而して夫れは火災の時計りでなく交通上の危害等悉く人命救助に關しては之に奉仕して居るのである。然るに我國では餘りに此の方面に於ける知識の缺乏せるのは遺憾の至りである。

(一〇) 火災保險

火災保險については、當市に於てはことに今般の火災に依つて再び保險率が高くなり、百圓に對し一圓のものが四圓五十錢になつたと云ふ事であるが、函館市民が一日も速に消防施設其他消防精神等の充實を期し、再び一圓迄に引下ける日の近く到來せんことを衷心より希望して已まざる次第である。

(一一) 防火思想の注入

次に防火上尤も必要なるは防火思想の注入であるが、それは獨り消防や警察だけの問題でなく廣く一般人に關してである。それには結局國民教化の力に俟たなければならない。幸に本道には夙に火災豫防組合がある故、萬一にも之が弊害あれば之を矯正し、又大に之を善用しもつと大に活動すべき方策を講じたいものである。

防火婦人會は婦人の力に依つて防火の觀念を促し、又其の外に少年防火組合が存在して居ることは防火思想の注入上喜ぶべき現象であるが、夫れには小學校の教員が自ら活教訓を示さねばならない。今回の大火災には種々の活教訓があり、幾多の活きた防火美談もあること故、克く之を頭に入れて防火思想の普及に資したいものである。例へば電話交換局の殘留隊の如きは最も沈着なる態度であつたことは大に學ぶべきことではあるまいか。

(一二) 警察官及消防人奮闘

次に警察官並に消防の方々の犠牲的の活動に就てはことに感激に堪へざるものが少くない。私の如き此の方面に關係を有して居るものとしては一層其の感を深くする次第である。平常兎角我々は空氣や太陽の恩は餘りに廣大であるので、無意識に之を忘却して居ると同様に、民衆は平時に於ては警察官や消防人を餘り有難いとは思はないが、非常時に於ては警察大明神消防大明神と呼ばれるのが人情の常である。

而して警察官及消防人は如何に職務とは云へ、自から其の妻子を忘れ或は自から傷き或は其の家族の人にして負傷した人も

あつたのであらう。然るにも拘らず自己の職務の爲めに少しも之を顧みず、専ら一般民衆の爲めに貢献し甚だしきは火元一帯の奮闘に依りホース三百有餘本を焼き、剩さへ水管自動車さへ其の跡を見ざるものさへ生じたのは戦場に於て、所謂刀折れ矢盡きたのと同様ではあるまいか。此の場合に於ける警察及消防人は眞に一般民衆の信頼の的となつて活動するの状況は少しも軍人と異なる所はなく、眞に男の中の男とも稱すべく難局に猛進する雄々しさは眞に敬服の外はないのである。

之を要するに天然力に對する消防と平時の消防とは頗る異つて居る點がある。併し其の如何なる場合たるを問はず我國人はよく禍を轉じて福と爲すことを忘れないのである。されば今回の悲惨事も之が爲めに却つて光明を見出す程の一般人の覺悟でなくてはならない。それこそ眞の國民消防精神であり又國民警察精神であるのである。

要するに今回の大火災は函館市民に試練の時を與へたものであつて、市民は協力一致して公共心を振起して斷じて慢心を起すことなく、茲に防火上よりも函館市の改造を計らねばならない。而して之が成否は一に市民覺悟の如何に存するものである。

獨逸の「ハンブルグ」は世界的有名なる港であるが、曾て此の港の大部分を焼失した事があつたが、市民は大に市の再興に奮起したので其の剛健の信念は終によく世界的の港として其の名聲を博することゝなつたのである。函館の再興は函館市の官民一致の力に依りてこそ始めて期し得らるゝものであつて、之に依つて始めて二千有餘人の焼死者を始め、警察官及消防手の犠牲者の靈に對しても之を慰むる所以ではあるまいか。

此の時に當り財團法人大日本消防協會は新に梨本宮殿下を總裁に戴きことに令旨を賜つたのであつて、全國二百万人の消防人は眞に感激措く能はざるものがある。ことに令旨中には國憲を重んじ國法に違ひ其の本分を盡せよと仰せられ、又犠牲奉公の念を以て大事に當り沈着にして機敏たれと諭されたるは、函館市の再建上の金科玉條とも稱すべきである。殊に我國現今の非常時に當り偶々大火に遭つたのは何たる皮肉であらうか。天は茲に市民に對し試練の日を此の非常時に與へたものと解する

の外はない何卒此の上午ら自警自重大に協力一致して有終の美を完成せんことを、殊に防火上より切望して已まざる所である。

附 記

今や函館大火より日を関すること既に一年有餘、當時を回想すれば眞に感慨無量である。其の後京阪方面には大風水害ありたるも大火災を免れたるのは消防界の至幸であつた。併し乍ら災害國たる我國には何れの時大災害襲ひ來らざるかと誰人が保証し得ようか。頃日東京岩波書店が科學と災害との本をものすべく廣く火災や風水害のことに就て世人の注意を喚起したのは近來の美事たるを失はない。

余の昨年函館の大火に對し講演を試みたる以來、政府、道廳、市當局等も種々盡力されたのであつたが最近耳にする處に依れば之に要する經費は總計金九百五十八万一千餘圓にて其の内國庫補助金三百八萬九千餘圓、市債五百四十四萬三千圓、火災保險金百三萬九千圓其他九千三百圓餘にして、此等の中に水道費として百二十二萬圓、消防費としては九萬餘圓右の經費は大函館の將來としては少きに失する事は勿論なるも、市民は將來所謂禍を轉じて福となすべき方面には全力を注ぎ殊に精神方面なる教化事業に對し、經濟と教化とを一圓融合ならしめることに於て、始めて函館の將來も刮目して俟つべきものがあるのである。萬一にも此の融合力が缺如するに於ては、函館の將來も百年河清を俟つの類である。茲に余は忌憚なき所見を述べて函館市の將來を祝福せんとするものである。

昭和十年四月三日

神武天皇祭の日に於て

松

井

茂

第四編 大火史

函館の大火と消防及水利

昭和九年三月二十一日、あの恐しい思出の一周年が近付いたある日、函館毎日新聞社の記者が來訪して「函館の火災史」に就ての談話を求められた。三度大火に罹災した悲しき思出に胸を戦かせての私の不用意な物語が、其後幾日かの間、貴重な紙面に綴られてあつた。中には間違ひか、言違ひか、將又、記者の才筆の致す處か、少なからぬ間違ひが傳へられてあつた。然しその日限りの讀物として、棄てられ勝な新聞紙の事を思ひ合せて、餘り深き關心も持たなかつたが、數日前突然、その全文を謄寫し來つて「函館大火史」に收載の事を求められた。もと／＼その内容に恐縮して居ることとて、其儘の轉載は到底忍び難いので、數日の猶豫を得て校正する事を約したのである。然し原文は到底手も付けられないので、茲に改稿して事實を羅列する丈けに止めた。然し間違ひを傳へてはとの考へから、原文の再搜索をしたために時日を空費し、然かも稿半ばにして、豫定の紙數と日數を突破したので、三縣時代以後の事は他日に譲る事とした。のみならず推版の時日なき爲め不熟不當の辭句多きは、報顔の至りである。唯從來、函館の火災資料に缺如した幾多の新事實を、根本資料に依つて忠實に原文の儘を表現して加へた事は、少しく満足する處である。文辭の粗野なるは邊土野翁の卑言として、此際特に御寛恕を乞ふ次第ある。



昭和十二年三月

岡田圖書裡

◎ 自然界の火より生物界の火へ

|| 成生時代と石器時代 ||

一八二

火の存在は吾々人生に無限の惠澤を與へて居るが、一度之が取扱を誤るに於ては、その損害も計り知るべからざるものがある。

自然界に於ける火は、地球の成生以前に創り、一團の火焰が漸次凝縮して、地球を形成するに當り、その表面は隨處に火を吐く火山を現出し、又地上に植物の發生しては、樹木の摩擦が自然發火の導因となつて、山火の災害も起つたのである。

然し生物界に於ては、此火の性能を逸早く認めたのが人類丈であつて、その光を採つて暗を照し、その熱を利用して暖を採り、火食を創め、衛生に、戰鬪に、其應用盡くる處なき状態である。隨て此人間生活に火の尊さを感じては、原始人も之を神として尊崇し、アイヌはアベカムイと呼びてイナホを奉り、大和民族は迦具土神と稱して幣を奉り、過なからんことを偏に神かけて念じて居るのである。然し世人の粗漏に依つて、日に日に火災の慘禍は都鄙を襲ふて居る。

我箱館に於て、火食の惠澤に浴した人類の居住した初期の痕跡としては、尻澤邊其他に散在する石器時代の遺跡地から、炭、灰を初め、その手に成る處の土器の發見せらるゝ事によつて立證することが出来る。

◎ 古記録に現はれた火災

|| 寶曆・安永・天明・文化年間 ||

火災に就ては、それ等の石器時代の遺跡からは確たる證據を發見することは出来ないのであるが、和人の居住に依つて殘されたる文献中より摘記すると、最も古い記載としては、箱館の舊家である逢坂屋の先祖である。箱館村の名主逢坂七兵衛の日誌に散見する事が出来る。それに依ると、今はまだ函館の區域に編入されては居らぬが、將來大函館の一部となるべく豫想さ

れて居る、上磯村の戸切地に於て、寶曆十一年(百七十五年前)六月、然かも幕府の御巡見使榊原右兵衛、布施藤五郎、久松彦左衛門が黒岩(錢龜澤)まで御下向になり、戸切地に御一泊になつた其夜御本陣の近くに出火があつて一戸焼失した。火元は藤吉と云ふもので、お咎の点は明かでないが、當時戸切地は箱館村に在つた亀田番所の管轄であつた爲め、御巡見使の接伴役であつた奉行の杉村勝右衛門が御役御免となり、名主の逢坂七兵衛、白鳥新十郎、年寄の善左衛門まで遠慮申付られたと云ふ珍事件があつた。

安永七年(百六十年前)正月十三日、その夜六ツ時(午後六時)辨天町の仁三郎なる者の家から失火して、家數九軒と土藏二ヶ所を焼失して居る。當時の辨天町は繁華第一の處であつたから、僅か數軒の火災にも土藏の二戸前も罹災したのであらう。又二月三日戸切地村八幡宮本社から出火して全焼して居る。次いで俗に地金火事と云ふ大火がある。それは安永八年十月八日の夜九ツ時(午後十二時)辨天町古地金買治郎助の宅から發火して、本家、借家合せて百五軒を焼失して居る。また天明二年有川大神宮の記録を見ると

天明二壬寅箱館村出火、十二月夜八ツ時(午前二時)辨天の方は今印迄、内淵の方は一二印迄、火元は一人女ひとをんなこしやうこと申物候家數四十七八軒に御座候

とあるから此時も焼けたのである。斯の如く屢々の災害に當時新興の箱館の四百戸(五年後の天明四年の調査に約四百戸とあり)に満たない時代であるから、その被害の甚大であつた割合が大体想像し得らるゝのである。然し此災害後幾年も經ない天明八年に、古川古松軒が御巡見使藤澤要人、三枝重兵衛、川口久助等に隨從して黒岩まで來た時に、七重濱から箱館を見て白壁作りの家作も見えて富有の地と見えたり、と其著書に書いて居る處を見ると、その復興が相當速かなものがあつたらうと思はれる。隨て寛政以來幕府の直轄となつてからは特に急速の發達を遂げ、文化二年には七百五十六戸三千八十四人を抱擁する程になつた。

一八三

◎ 文化三年の青山火事と災後施設

|| 泉の泉・箱館最初の井戸堀 ||

文化三年冬十月四日夜九時半時、今ならば五日午前一時と云ふのである。此時も矢張火元は辨天町の河岸市店青山嘉六方から出火して、折柄の西北強風に、箱館奉行羽太正養が在勤中とて早速出馬し、南部、津輕二藩の手勢を指揮して消防に盡力したのであるが、人は少なく、火勢烈しきため見る／＼火は四方に燃え擴がり、西は辨天町高龍寺隣(今岩船吳服店)表通兩側、内濶町濱出屋兵四郎(今日本銀行)迄焼け抜け、山の上町(今鍛冶町、旅籠町)半分通、實行寺、稱名寺、淨玄寺類焼、御役所坂下惣門並門番所、高札場、交代屋敷、官庫、板倉等を焼拂ひ、八幡町(今元町の内)不殘、會所町正三郎、半治郎兩家を焼き、合計三百五十軒と云ふ數である。箱館全戸數の半ばに近き被害であつた。然かも問屋小宿等のある辨天、大町の經濟中心と花街のある山之上町とを焼拂つたのであるから、その打撃は甚大なものであつた。

今焼失戸數を町内別にする、

山の上町	今の鍛冶、旅籠、天神町	七三
大町	大町と辨天の一部	八五
大黒町		一一三
辨天町		三五
八幡町	元町	一八
調漏		一六
合計		三五〇

と云ふのが青山火事當時の被害概況である。

此災後に於て如何なる施設をしたかと云ふに、早急の策としては次の件々が行はれた。

- 一、五日より二十日迄毎日焚出御救助
 - 一、六日山之上芝居小屋家主善左衛門へ罹災者立退所申渡し町會所より焚出被下
 - 一、罹災者一軒に米一俵宛、御收納方元へには五俵宛、同手代、寺院、名主等へ三俵宛被下、其他多數の拜借米を出さる
 - 一、南部地より材木一千兩代取寄せ軒別に拜借人に渡さる
 - 一、御役所下藏跡へ御救小屋二ヶ所相建焚出給與三十餘日
 - 一、月番名主宛印へ移す
 - 一、七日日用品諸式高値に賣出す族其他諸職人共不法の賃金貪候者平常通りに不致に於ては御咎の沙汰あり云々の達あり
- またその善後措置としては

- 一、道路の改正
- 一、水利の方法
- 一、消防の設備

と云ふ様な事が擧げられ、殊に南部、津輕兩藩の消防に盡力した事に就ては、幕府に上申して功勞を賞する方法も講じた。然し遺憾な事には、今も尙ほ愚かしき者のある様に、其時代にも道路の改正に反對するものがあつてその事が沙汰止みとなつた。その時の御觸に、

持地面相減じ火災備に廣小路取建つ可き筈之處差問への赴申出るものあるを以て當分本成りに差置かる尤も町幅向の模様によ據り出入有之べく十五日役人立會之上相受事

とある。その時から百三十餘年も経つた昭和の御代に、函館市會でグリーンベルトが何んだ彼んだと問題にされて居る處から見ると、案外進歩もなく舊態依然たるものだと思ふ。然し水利の方は當時御勘定奉行であつた石川左近將監忠房が、この火事見舞として金十兩を遙に江戸表から贈つて來たので、箱館奉行の羽太正養、戸川安論との計畫中であつた井戸堀の費用に加へて、翌春工を起して竣工したのが大町の鼎泉である。之は俗に高田屋の井戸と稱せられて、附近數十戸を潤したものであるが、明治十二年の大火後道路改正があつて、道路の山手に移りたる爲め後には白鳥の井戸とも呼ばれたが、何れもその井戸に近く居住して居つた、高田屋や白鳥家の家名を冠した俗稱であつて、その實は鼎泉と云ふのである。その名は井桁に刻んだ銘に在る如く、戸川、羽太、石川氏が鼎の足の如く協力して作つた爲めである。銘に曰、

此箱館の湊はいはほ多き磯邊なれば、井をほる事たやすからず。民草の茂り行くにしたがひ水自ら乏し。されば去年の冬祝融の災有し時もこれを防ぐによすがなくして三百宇あまりをうしなふ。筑前守戸川の君と、我たのみまいらする君とは、時の尹にてましませばいふもさら也。昔蝦夷が島の事にあづかり給ひし左近衛將監石川の君もまた此事を深く歎かせ給ひ、三たりの君たち心をひとつにして民の爲にとて此井を作らしめ、其水をあまたの家々にひかせて朝な夕なを助とし、あるは非常の備とし給ふ。かくてやつがりに其事を誌し、はた井の名をまかうがへよと仰事あるにまかせ、竊に思ふ、井は養て窮らずとも、また民を勞り勸め相くとも見えし古き文の深き心をくみとらせ給ふ三たりの君達に擬へ奉れば、鼎の泉共いはましやと、かしこみく申侍る。

羽太安藝守書記

高坂龍介源元禎誌書

文化四年四月

此井桁が文政の初め頃に腐朽したので、高田屋金兵衛が攝州の御影石を以て改造したが、惜しい哉それには銘を刻まなかつたとある。

此大火によつてその頃箱館に於て井戸堀を職業として居つた、井戸屋吉兵衛を大火の翌々七日に呼出して、外十四名に消防常雇を仰付られたと函館沿革史にあるが、區史によると同年十月元締役蛸子七左衛門に申渡した達に、

一、箱館市中出火消防定雇

一ヶ年米六俵

同 米四俵宛

ハ 十五人

井戸屋吉兵衛

外に 十四人

右出火消防定雇申付書面の通被下消防致候節吉兵衛え錢三百文外十四人え二百文づゝ被下候積り駈行のみにて手合不仕候得は吉兵衛え百五十文外人足え百文づゝ遣候積

但是は當方にて心得居候事

渡りもの左の通

一、革羽職、半てん、股引

とある。其後消防夫を三十人に増し、足留米も一ヶ年六十四俵支給し、火災の出場手當二百文の外に功勞に依つて手當を給し、其他旅人宿から駈付けた者には百文、消防に盡力したものは二百文と云ふ具合に定雇の外にも消防を奨励したのであるが、此御達書の手合不仕と云ふのは今ならば火掛不仕と云ふ處で、時代は此言葉を珍らしいものにしたのである。

話は横道になるが、此井戸屋が箱館の井戸堀の最初だと云つて居る人があるが、寛保元年に亀田番所が、今の函館病院の西手にあつた宇須岸館趾に移つて、それから十二年目の寶曆二年に井戸を堀つて居る事が前に記した逢坂氏日記に載つて居るとある。それから同年の八月大町角屋の四代目榊吉右衛門が屋後に井戸を堀らんとして、偶然土中から貞治六年と云ふ今から五

百七十年も前の銘ある古碑を發見した事は有名な話であり、此碑は今稱名寺に納まつて居るが、兎に角御番所の井戸と同年である處から見て、此時の井戸堀も半六棟梁であつたと思ふ。隨て寡聞な私としては之が記録にある箱館で古い井戸堀だと思ふ。又井戸屋吉兵衛が火消定雇となつた翌年、高田屋嘉兵衛が大坂から井戸堀職人數人を雇ひ器械も下して、自費を以て堀貫井戸を掘つたと云ふが、之は堀貫の最初だと高田屋嘉兵衛履歴書にある。即ち

- 一、同年（文化四年）函館市在井戸不足ニ付大坂ヨリ井戸堀職人數人相雇又器械ヲモ下シ自費ヲ以テ大町へ三ヶ所、内濶町二ヶ所、地藏町榮國橋際へ壹ヶ所、惠比須町へ壹ヶ所、鱈淵町壹ヶ所堀貫井出來候是箱館市中ニ堀貫キ井戸始メニ御座候
- 其外諸町へ井戸堀立候得共諸人便利ノ爲メニ付キ何レモ自費ニテ出來候今ニ殘居候事又大黒町ニ壹ヶ所、神明町上下ニ二ヶ所、辨天町壹ヶ所此分奥谷佐兵衛今ニ存生心得居候事 且龍吐水ヲ市中諸町ニ配與ス

x

火災史談が餘談になつたから本文に立歸る事とするが、元來箱館は政治の中心が屢々移動した爲めに、郷土史料に少なからざる欠点がある。例へば前後松前藩時代ものは松前藩庫に移されて居り、前の幕領時代のものとも松前奉行が福山に開かれた爲めに福山に移されたり、中央に持去られ、後幕領時代ものは箱館裁判所に引繼がれ、それが開拓使、函館縣と轉々して道廳時代になつては、戸籍其他の一小部分を函館區役所に引繼いだすだけで、夫れ以外のものは全部札幌の道廳に移されたのである。隨て函館には函館の記録が殆んど無いと云つてよい。それに比べると長崎奉行所時代の記録が、今日長崎の圖書館に立派に保存されて居ると云ふ事は、長崎市民の幸福だと思ふ。と云ふ愚痴を述ぶるのも此話を進める上に於て、大なる缺陷を見出したからである。

◎ 維新前の火災

資料の散逸・築島火事と犯人の火刑・秋田の火付と火刑場

それは從來の函館の火災記録を見ると、此青山火事から明治二年の脱走火事までの五十餘年間の火災記事が缺けて居るからである。實際此間の箱館人が、火災に關する注意が行届いて、一回の火災事故が無かつたのであらうか、大いに疑ひなきを得ないのである。隨て零碎の資料に注目して見ると、此五十餘年間は決して平穩であつたとは思へないのである。然し又傍系資料が少ないから、一概に夫等の資料を信する事も出来ないが、深瀬春一氏が泉澤村の生駒家の文書から採録したものに依ると、箱館大火として、

天保十五年（改元弘化元年）

- 一、正月廿日夜八時半時（廿一日午前三時）の出火にて箱館四百五十軒焼いたし候火元は長崎屋の借屋にて裏町より出火
- 申者の火元に相違無之由依之年寄佐五兵衛早天に箱館表へ罷越向々御役人様へ御見舞申上候村方にては名主衆手配いたし當村にては壹丈より八九尺迄之丸大杭二百本サキリ（今「早切」と高き足場用小丸太二三間物成木せざるに伐出故？）三尋餘の能所貳百本釜谷村にて杭百本サキリ百本三ツ石村にてはサキリ百本都合七百本圖合船にて積入候得共餘分に候間釜谷村より持府貳艘加勢被致二月六日に箱館表江仕送申候此節も年寄佐五兵衛上乘に罷越候右者御上様より未だ被仰付も無之候へ共二月朔日より伐り取右見舞に差遣申候尤も急ぎ之事故柳はんの木三石村梓巫女渡りと申所より當村分は家並人足にて一日に濱迄伐出し申候

辰 二月

と云ふのである。然るに是程の火災に對する傍系資料は寡聞の私の未だ知らない處であり、博搜を以て知らるゝ道史編纂掛の河野常吉翁の「北海道史附録年表」にも載つて居らない。先年小山富三氏寄贈の林儀助の「類焼見舞控」によると、

嘉永六年

八月三日の夜出火に付き類焼とあるので、その被害程度は不明であるが、場所は今の黒崎町で常盤坂西角の隣である。又相生

町佐々木長吉翁から函館圖書館に寄贈された「大寶惠」と題する安政元年から明治元年に亘る尾山家（佐々木）の日記に依ると、之亦餘り知られない火事が二三載つて居る。焼失戸數などは明瞭を缺いて居るが、相當大火も混つて居る。次ぎの

安政六年

六月二十三日朝六ツ時（午前六時）築島火事丸山家鍛冶勝右衛門殿細工場残り外不殘燒候

萬延元年

四月二十五日龜田向に火炙人出生出羽鹽越村武助と申者三十九才右者被殺候武助事武市大町へ勇吉方より通帳盜取辨天町の金榮吉方へ小紋絹一疋外品等隠し其外内澗町通り築島藏所火付其罪によつて火炙に相成候



昭和十二年五月一日津輕要塞司令部檢閲済

以外に見當らないのである。築島と云ふのは今の船場町であつて、丸山家云々と云ふのは、後に仲濱町に移つた④辻松之丞の造船場で、その造船場附の鍛冶屋が、後に豊川町の市役所裏に居つた池田勝右衛門氏の先代である。此鍛冶屋丈けが残つて高田屋の築島と云はれた藏所が全部焼けたのである。そしてそれが放火であつたが爲めに、犯人は七重濱で火刑に處せられた。此の武市の火刑に處せられた日は、武市を馬に乗せて市中を引廻しがあつたとは古人の昔語に聞いた事がある。その遺跡が今俗稱無縁寺又念佛堂（明治三十九年五月二十五日焼失再建）と稱せられて、此年の秋南無阿彌陀佛の供

養塔が建立され、今その傍に小庵が設けられて居る。又へと云ふは廣澤と云つて、その何代か後に由縁の者が流浪して、明治四十二年三月東京に出で、過つて芝の増上寺の大迦藍を灰燼に歸したと云ふ有名な話も今日は昔語となつた。之も何かの因縁であらう。釜は山崎榮吉と云つて、辨天町岩船吳服店から東へ三軒目で、後の區會議員八木橋榮吉氏などもその一族であつたが、今はその遺族を知る由もないのである。

文久元年

十一月二十二日南部御陣屋内の長屋二旨焼失

と云ふ記事が尾山家の日記にある。此二旨と云ふのが二棟とあるべき事が判せられる。それからまた林儀助の「類焼手傳見舞帳」を見ると

元治二年（慶應元年）

丑三月十九日明ヶ七ツ時（午前四時）比より

とあつて、その内容に

出火之時第一番掛附け[○]殿、カ、（嬢）共を筆頭に當時の見舞手傳人焚出見舞等を列擧して、帳末に同月二十六日新築起工、四月九日屋移とまで書いて居る。其頃は林儀助は外國人へ骨董品を賣込んだりして、相當繁昌して居つた爲め早急に店舗を復舊したのであらう。

英國領事館や露國領事館の沿革を調べて見ると、英國領事館が元治元年に、露國領事館が萬延元年に上汐見町に建てられ、

慶應二年

一月十六日に焼失したと書いてある。場所は今の元町である。即ち聖公會の處と正教會の處とがそれである。そしてそれと同時に魯西亞病院も焼けた事は、次の町會所の文書に依つて知られる。

覺

一、人夫 九人

右はオロシヤ病院出火之節差出候人足書面之通御座候 以上

寅三月廿四日

町 御 會 所

丁 代

五

三

郎

と之に依つて考察すると、魯西亞病院から出火して兩領事館を焼いたものであらうと思ふ。又尾山家「大寶惠」の慶應二年の條に又々

九月十二日夜五ツ時（午後八時）内澗町一へ印丁代備前屋吉郎兵衛殿より出火仕候夫より地藏町秀印、上通り又印より地藏町萬助殿迄、大工町通一圓焼失、上通下きわ大圓、谷地半分より餘り誠に大火に御座候

同月廿一日願乗寺前荒増焼候大不景氣に候

と嘆いて居る處を見ると、之も何百と云ふ相當の大火であつたと見える。然かも同月に二回もあつたのである。内澗町と云ふのは今ライオン横町などと勝手に廣告して居る、その昔の大三坂から西の方で、其處の丁代と云ふのは今の町内役員の様なものである。それが火元で地藏町萬助と云ふのは十字街の角であり、大工町とは今は元町、相生町でその頃の谷地とは今の恵比須町の事であつた。であるから南部坂の東の坂を谷地坂と呼ぶので、随分燃え擴がつたものである。それにまた二十一日に續いて焼けた願乗寺前と云ふのは、今の西本願寺別院であるから、それ等の位置で略々被害の程度が想像されるであらう。

◎ 開 拓 使 時 代 の 火 災

|| 外人の記録と伊藤鑄之助翁の手録 ||

以上は維新前の箱館の火災資料を目に觸れた儘に拾つたもので、今後特志の人があつたら其缺が補はれるであらう。

明治に入つてからも火災の記録に就ては脱漏の點が多いが、幸ひにも一外人の手録になる明治十五年迄の火災抄録が坂井長次郎と云ふ人から、函館圖書館に寄贈されたので其缺を補ふ事が出来た。そしてその寄贈の際に添へられた手紙は記録の大體を知るに便利であるから茲に載せる。

函館圖書館

岡 田 是 空 様

「箱館に於ける明治祝融子の幼年時代」御送り致しました。面白いものでも無く、史料になるものでもありません。しかし世界的に有名になつた函館の火災史——と云ふと少し大袈裟ですが、兎に角その第一頁となるべき往時の火災を一外人の手に依つて記録せられたもので有ればその當時の公の記録と對照して見ても興味の無い事も無いと思ひます。

それは簡単なメモ式の記録に過ぎません。けれども當時の一外人の眼から見て充分解ると思つたか知れません。正確な町名等は不明だつたかも知れません。或は又町名等無い處が多かつたんでは無いかとも思ひます。紙を見てもインクの色を見てもかなり古い物の様です。

數日前突然反古の中から出て來ました。早速後に譯して御送りした譯です。是は何時か領事館の反古の中からも出た奴を取つてあつたのかも知れません。

明治の祝融子の一才から十五才迄の經過ですから表記の様な題名を是に附しました。

一九二七、一〇、二〇

坂 井 生

とあつてその價值が知れるのである。また函館に於ける新聞の創始者として知られ、且又郷土資料の蒐集家とし自他共に許して居つた伊藤鑄之助翁が、克明に手録した「火災記事」と云ふ一冊が、昭和九年の大火後その後嗣伊藤昌吉氏から圖書館に譲られたが、之には明治四十年の大火後までの火災年表や統計、感想、意見等が記されて居る。それを坂井氏の寄贈のものとは比

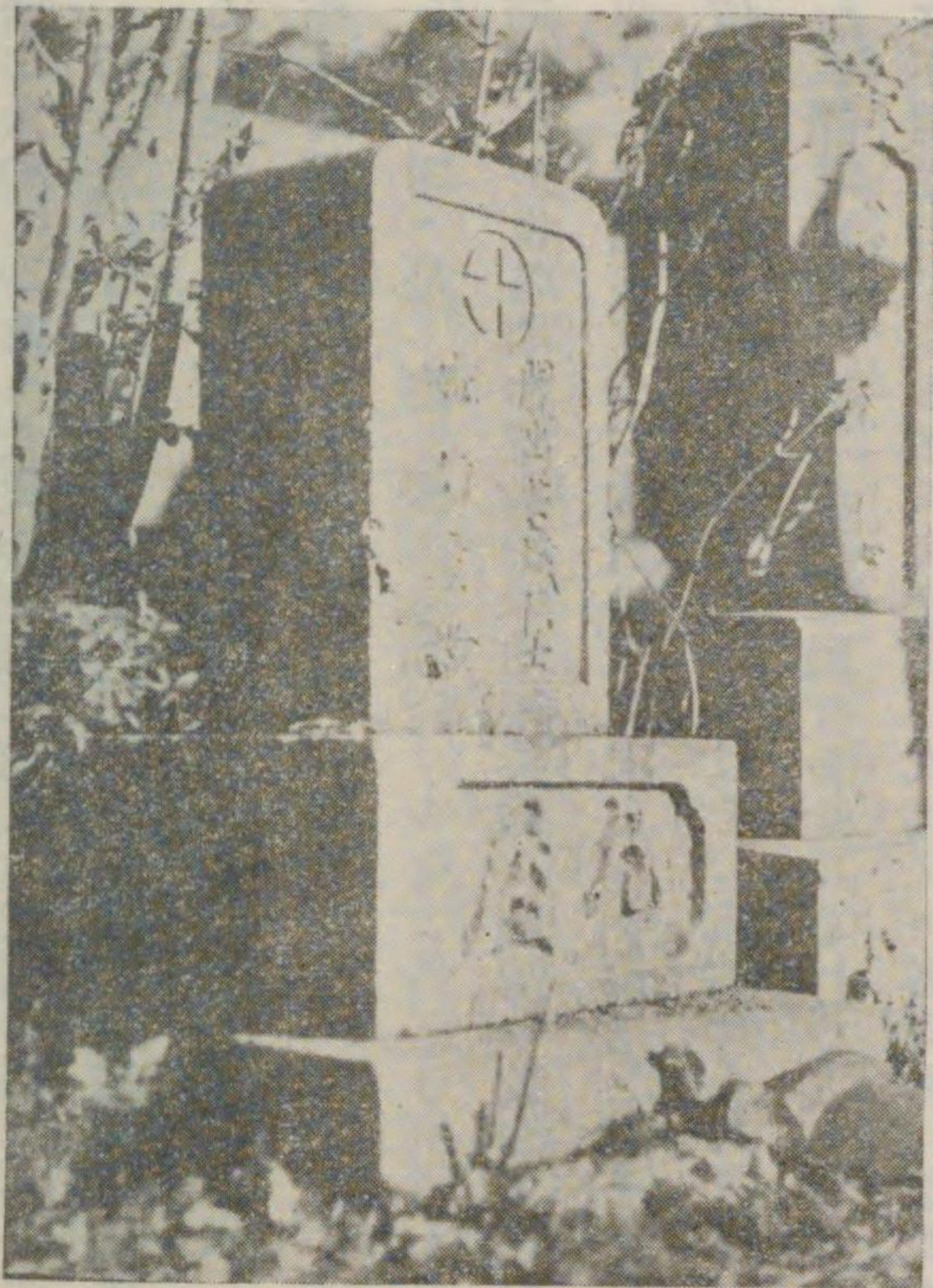
較すると伊藤翁の手録には脱漏して居る處が甚だ多い。今兩者を比較して年表風に記載すると、次の様なものである。勿論伊藤翁は次の如き序文を附して居る。

註 火災調査明治元年より十年に至る十ヶ年の間明細調査せし書類無き故に北海道誌に掲げある外皆人の知る明治二年五月の兵火の災害の大火なりしに付き之を掲げ其外小火災は數度有大災にあらず且つ明細の記載なき故想像にて記載するは不面目故に元、三、五の三年を除けり十一年より事實の明細に随ひ記載後確記を得たるに於ては亦記載すべし

◎明治元年

|| 姐妃火事・南部陣屋火事 ||

明治元年(以下陽曆)



昭和十二年五月一日津輕要藥司令部繪圖

二月二十三日午後十時 人家一棟焼失。

同月二十八日午前五時 乞食小屋より發火一戸焼失、乞食

夫婦焼死、原因不明。

三月三日午前三時半 發火人家三棟焼失、原因不明。

同月八日(陰曆二月十五日夜)午前四時 山之上町芝居小屋田中座焼失、座付俳優大谷新幸及娘いち外一人の焼死者を出して居る。此新幸は秋田の俳優左柳の子で、江戸に出て大谷友右衛門の弟子となり、箱館へ來ては田中座付の俳優として、實形仇役として非常な名聲を博し、江差へも屢々興行に出かけたが、三道樂の方に浮身をやつし、當夜も泥酔して五

十一歳で焼死した。今此父娘の遺骸は、船見町實行寺に丸屋と云ふ人の施主で葬られ、闇出芳城信士と妙幻童女と刻された墓碑がある。其夜の藝題は「玉藻前」と云つた、例の唐土から渡つた金毛九尾の姐妃が、那須野ヶ原で玄能和尚に見破られたと云ふ草双紙式の芝居であつた。今日は此劇は見られないが、山之上の芝居で之を演ずると、必ず火事があると妖言が傳へられて居たが、その眞偽は知る事を得ない。

同月の十三日、午後十時に放火があつたが、此時は直ちに犯人が逮捕されたとある。

四月に入つてからは、三十日の午前一時半大町の居留地に放火があつて、デイウスの倉庫と物置が焼失した。之は日本記録では舊曆の七日となつて居る。

五月には二十六日の午前十一時馬小屋が焼失し、

六月の二十三日午後十時半には放火があり、

九月の六日には午前一時半に原因不明の火災があつたが、その被害程度の記載がない。次がその月

二十七日午前三時半の南部陣屋の火事である。之は箱館奉行時代に箱館の警備として、南部、津輕の兩藩が箱館に駐屯して居つた。處が御維新となつて此年の四月箱館裁判所が出来、舊奉行の杉浦兵庫頭が新政府にサツサと事務を引繼いで江戸へ引上げて了つた。處が、尊王攘夷とか討幕論とかで、奥羽の六藩が大動搖を來し、南部、津輕の兩藩ともその藩論が決らないので、罷り間違つたら最後、一觸即發で出先の箱館でも南部津輕兩藩の兵火が擧げられないとも定め難い状態に陥つたので、南部藩は一先國元へ引揚げる事となつた。時は陰曆の八月である。それに先立つて庄内藩、會津藩に引續いて仙台藩も蝦夷を引拂つて残つたのは此兩藩である。尾山家の日記は其狀況を詳記して居る。即ち、

八月十二日朝南部様御引拂亞米利加蒸汽船相雇出帆、九日先達荷物積野邊地行十一日七ツ時(午前四時)入船其晚荷物積入六ツ時(午後八時)より七ツ時(午前七時)迄積切になり七ツ時陣家焼拂候直に乗船大工町通行留守居より辨天迄行列致候而

大場(台場の事)不殘御役所皆引拂一同乗船直に出帆云々(下略)

と云ふ様に南部藩が引拂に際して陣屋に放火したのである。處が此晩また七時十五分に原因不明の漁師の家が火事を出して居る。それはそれとして此引拂に際し、南部藩から津輕陣屋に使者として留守居上山守古をばして打合せたが、使者が津輕陣屋で打合せ中に燃え上つたと云ふ事は、次の津輕藩士楠美氏の明治日記に載つて居り、また當時の事情を知る事が出来るので抄録する。

八月十一日者頭三橋佐十郎留守居奈良庄左衛門箱館詰合之處南部家留守居上山守古より急に打合せたき儀申來る庄左衛門面談守古申候は弊藩奥羽同盟之刷新渡戸傳長谷川又左衛門兩人費藩へ使節にまかり越御返答により戦争に可及もはかり難く手前陣屋人數今夜在所表へ引揚之都合に有之と應接之中南部陣屋出火に相成仍左十郎庄右衛門五稜郭へ罷出權判事堀眞五郎殿へ引合委細事實清水谷内府殿へ同之上事實に付御警衛御免被仰歸藩勝手たるべく被仰付同月二十三日御人數不殘引揚申候とある如く南部藩が放火して引揚げたと同様に、津輕藩も今の中島小學校の處にあつた陣屋を引揚げた。それは外人の手録には陽曆の十二月八日となつて、矢張り陣屋に放火した事になつて居る。此爲めに南部藩は後に御國更となつた。以上が明治元年の火災記録で件数が十二件あるが、之迄一般人に知られた記録には此全部が脱落して居るのである。

◎明治二年

■脱走火事■

明治二年

一外人の手記には此年の火災は二回になつて居る。その二月廿日午前二時には大火とあるが、詳細の記録が無いが、内澗町三平田家(後の平田文右衛門)の「類焼假宅中諸用控」と云ふ附記に

明治二歳己巳正月十日夜九ツ半時(陽曆二月二十日午前一時)

とある。之によると内澗町方面が被害地の様である。

今一つは六月廿一日、之は陰曆の五月十一日に當るので、箱館戦争の大激戦のあつた日、辨天台場の幕軍の兵が三人、午前十一時台場に近き見張所傍の木場に放火したので、八百七十二戸の人家、土藏十八棟焼拂つて、(函館沿革史に高龍寺外三百三十戸焼失、延焼辨天、大黒、神明其他とあり)俗に之を脱走火事と云つた。それは徳川幕府脱走の徒が放火したが爲めである。海では海龍艦の巨弾が官艦朝陽の火薬庫に命中し黒煙天に沖して一瞬の中に沈没した日である。

◎明治三年

■内澗と榊形の火事■

明治三年

三月三日午前四時十人印附近の建物焼失と外人の記録にあるが、之は陰曆の二月朔日で、場所は今の森屋の附近で、三平田屋も焼けて居る。當時森屋の處には高田屋の子孫篤太郎と云ふ人が居つて、その頃東京の木村萬平と云ふ豪商が滞在して居た。その日記に

曉八ツ頃(午前二時)旅宿高田屋西隣平原と申宅より出火致し近火に付驚併無別條鎮火所々より見舞人参り候事
九月には二十六日午後八時榊形と云つた今の商工會議所附近の家が焼け、三日を隔てた二十九日の午前十二時半税關附近に、復々火事があつた。平田家の記録には

明治三年九月四日夜九ツ半時(五日午前一時)◎印裏雜藏より出火類焼棟數凡二十四五軒
とある。以上は何れも記載漏れのものである。

◎明治四年

切店火事(山之上遊廓)

明治四年

二月十九日午後十時半大通リトガワ橋附近十戸焼失したと外人記録にあるが、之に關する別の記録が見當らないので、大町であるか又豊川橋であるかも考へたが何等の手掛がない。唯農政掛申渡の公文に

大町 三町 地藏町 内濶町 山上町 尻澤邊町 消防方一同

其方共儀去る十八日夜大町二丁目より出火之處消防方骨折候に付喪置猶此上出精可致事

辛未正月

農政掛

とある。之が陰曆であるから、前年の十二月の十八日として陽曆に換算すると二月の六日となるので、茲に十三日の喰違が生ずる。或は此大町の火事なるものは、此外人記録以外のものであるかも知れぬので、之は他日の調査に譲る。次に外人記録は十月二十七日午前一時十分山之上町の火事を記して居る。之は有名な切店火事だと想像するのであるが、伊藤翁の記録や「函館と火災」なる書には九月二日とある。勿論陰曆であるから之を陽曆に換算すると十月十五日となる。之では圖書館所藏の換算表が誤か外人の記載違ひかと詮索して見ると、一外人の記載が正しい事が判明した。それは平田家の記録には、

九月十二日夜九ツ時(午前零時)過切店より出火に相成電數二千軒餘り類焼とあり、また林儀助の「出火日記帳」に

明治四年辛未九月十二日夜九ツ時(午前零時)より山之上町切見世長屋よりの出火にて風東風、中吹風下り東風泊海岸迄焼失に相成夫より山之上茶屋町一圓焼失天神町に移り休足處より町内入船に移り^{ヤマドマリ}迄上通焼失拙家土藏にて消治り實に大火に

御座候

とあるので、九月十二日が慥かな事となり之を換算すると、一外人の記録が正しくなる。此被害は函館沿革史には百數十戸とあるが、戸數丈けは伊藤翁の千百二十三戸(函館區史は千七十二戸)が確實らしい。翁は此資料を蒐録した時「北海道誌に記載なきも記憶者多きに依り附記す」とあるから當時餘程得意で採録したと思ふ。元來此火事は遊野郎が切見世に於て故意か誤つたのか、羽目板の節穴に葺の吸殻を落したのが原因だと傳へられて居るが、之は世に云ふ甚助とか云ふ者の飛んだ悪戯であつたかも知れぬ。休足所とは異人専門の揚屋で休足所と言つたのである。

◎明治五年

氷室と榊形の番小屋火事

明治五年

外人の記録に一月二十八日氷室の火災があり原因は木屑からとしてある。當時製氷業者は中川嘉兵衛一人であつて、貯藏の板倉は三重に造り、二重三重の空間に木屑(鈍屑の事)を入れて五稜郭から一里十四丁隔てた地にあつたと云ふ事から見て、舊豊川病院の裏邊にあつた氷室かと想像されるのである。兎に角氷の燃えた火事であるから面白い。今一つは榊形の門の門番小屋の火鉢から、二月八日に發火したとある。此榊形は今の函館商工會議所附近に在つた武者溜で、天保頃の築設だと云ふて居る。構造は丁形を抱き合せた様に土壘を積上げ、中の通路が斜になつて丁度□の様になるので榊形と云つた。其頃榊形外に掛茶屋が一軒あつた丈で、その他は砂原であつた。それで函館から在方へ行く人を見送るには、此茶屋で別れの一盃を酌んだと云ふ事もある。また今の豊川町附近が島と云つて遊廓があつたので、旅のつれづれに一夜を明かした痴者を送つて行く遊女の姿もあつた。俗諺に

へ送りましやうか 送られましよか
せめて榊形そとまでも

と云ふのがそれである。此明治五年の火災は前の冷たい氷の火事と、此門番所を焼いた火鉢の火事とがあつた丈けである。

◎明治六年

Ⅱ家根屋火事・罹災者の救恤・消防の功科・非常時鐘と太鼓の御觸書・
避難場の御達・ランプ及石炭油取扱心得書Ⅱ

明治六年

此年の火事は克明な一外人の記録にもないから不思議とも思ふが、或は此外人の旅行中の出来事で記載漏れとなつたか、事實は陰曆三月廿二日夜の九ツ頃（陽曆四月十八日午前零時）とある。平田家の記録に

明治六癸酉年三月二十二日夜九ツ頃（午前〇時）築島豊川町より出火梅川樓近邊より棟數凡千百七十軒餘、鍵數凡千三百二十軒

とある。伊藤鑄之助の手記には

豊川町一丁目家根屋新四郎より出火千二百二十三戸焼失延焼十ヶ町焼死人五人に及ぶ之を家根屋火事と云ふ仍而遊廓を台町に移す

と書いて居る。函館沿革史には此善後處置を

官々稟を開ひて大に罹災者を賑はし有志又義金を募る官吏より千八百金及米十俵を得直ちに之を分つ窮民千二百二十一人に付米三合十五日間又死者の家に金を給す

とある。然るに「函館と火災」には

延焼三百四軒數多の死者に官祭祀料金十五圓宛下賜せらる
と云ふ異つた資料も收められて居る。此大火に就て「町會所御達留」から珍らしい記事を抜くと、焼死人やそれに対する同情が窺はれる。

記

一金十五圓

三大區四小區豊川町川上新三郎妻

ふみ

明治六年 五十七才三ヶ月

同 竹内幸太郎方寄留娼妓

一金十五圓

能登國鳳至郡和島新町木谷太右衛門娘

美代

明治六年 二十才三ヶ月

三大區一小區地藏町大原與兵衛方寄留

一金十五圓

小樽郡山ノ上町

佐上吉兵衛

明治六年 五十才三ヶ月

三大區五小區東川町盲人荒澤鶴野妻

一金十五圓

たみ

二〇一

明治六年 四十六才三ヶ月

三大區小區豐川町住居名前不分

一金 十五圓

男 死骸 壹人

右は去三月二十二日夜從豐川町出火の節火災致燒死惘然之至に候依て祭祀料として被下之名前不知者は墳墓營可遣候
右之趣爲心得相達候也

六年六月

開拓中判官

杉 浦

誠

區戸長中

と云ふ達があり、此外留萌詰の大山幹事が各亡靈に壹圓五十錢宛、東京の黒田開拓次官、榎本開拓判官など十人からも續々贈つて來て居り、函館在留の魯國商人ヒョートル末亡人が十五圓、同イワノウキツチが十五圓と云ふ具合に外人までも義損金を寄せて居る美はしい話もあり、また消防の功科に於ても次の様な達が出て居る。先づ譽められた方から載せると、

記

越後酒

三樽

福 浦 寅 吉

小 林 松 之 助

田 中 平 右 衛 門

阿 波 萬 吉

阿波萬吉同居

熊 吉

藤 澤 喜 代 太 郎

芝居町左官職

萬 藏

東川町 梅 吉

池田榮七雇大工 力 藏

同 金 太 郎

大町伍長 常 野 與 兵 衛

辨天町惣代 杉 野 三 次 郎

同 工 藤 彌 兵 衛

大町消防方世話人 菅 野 鎌 助

同 松 山 萬 次 郎

大黒町前同斷 及 川 彌 兵 衛

同 金 丸 重 兵 衛

内潤町同斷 興 村 忠 兵 衛

同 今 井 市 右 衛 門

元町前同斷 中 島 清 右 衛 門

同 石 田 四 郎 右 衛 門

大工町同斷 村 田 甚 兵 衛

同 淺 田 重 兵 衛

尻澤邊町同斷 長 谷 川 敬 三 郎

同 青 山 佐 兵 衛

石工

小林 松之助
 木下 忠右衛門
 吉見 市藏
 佐々木 富藏
 菊地 重五郎
 川口 善藏
 廣澤 久次郎

右は去る廿二日豊川町よと出火之節消防方骨折候に付被下之
 右之趣本人共江可申渡候也
 明治六年第三月

開拓中判官

杉浦

戸長 中誠

と云ふ慰勞の達であるが、之に反して消防方鳶人足として、此大火に出場しなかつたと云ふので免ぜられた文書もある。即ち

消防方鳶人足

津田 竹藏
 同 仁藏
 同 岩吉
 田中金兵衛
 勝木 岩次郎

笹木 七三郎
 杉村 與一
 井上 長吉
 荒井 榮吉
 渡邊 平吉
 菊地 仁太郎
 池田 助右衛門
 津田 善七

右之者共義去月二十二日夜豊川町ヨリ出火之砌不參之輩消防人足相勤候義被相免候様昨日御沙汰ニ付此段爲御心得申進候也
 尤モ鳶人足之義ハ是迄通人數相揃小林直吉一手ニ被仰付候事

第四月九日

蒔田 實

此大火の爲め函館市民は勿論役人方も種々考慮したと云ふ事は、災後數月の間に種々の御觸が出たるに依つて知らるゝのである。その中に

出火之節爲報知於寺院鐘を鳴し候義は従前より之仕來に候處先般豊川町出火之節鳴鐘不致向も有之右は時鐘相廢し候より自然心得違の向も可有之以來出火之節は早速鳴鐘報告候様更に相達候事
 右之趣鐘有之寺院江無洩可爲心得候者也

明治六年第四月

開拓中判官

杉浦

戸長 中誠

と云ふのがある。之は此前年開拓使函館支廳の玄關に時辰鐘を吊つて十二月朔日に

時刻の儀は人民勤務上は勿論交際上に於ても樞要の事に付今般當廳玄關前に時辰鐘を掲げ御用始當日より點鐘

と布達して、時刻の精確を期する爲めそれ迄各寺院で打鳴して居つた時の鐘を廢止して、六年一月一日午刻から支廳の玄關で時鐘を打鳴した。處が案外にも此鐘が餘り遠距離に有効でなかつたと見えて此月第六號布達で時太鼓に改めた。之が後に「トロスコトンの開拓使、メツボウ高いは臥牛山、爺チャも婆チャも出面取、人參午勞賃はねやかねー立小便で手漬かむ」と云ふ俗語になつた時太鼓の創めである。然るに此觸が出て幾程もなく豊川町の大火が起つて、寺院では非常を知らせる鐘も鳴らさないで、災後此様な達を出したのである。又四月十七日には九十三號の布達で、火災非常報知も太鼓で調子も次の通りで支廳が知らせる事とした。

〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—

處が時太鼓も、非常報知の太鼓も、同じ太鼓では紛はしいと云ふので、之亦八月に三百五十號の布達で半鐘に收正された。誠に朝令暮改の感があり、その狼狽振りが想像されるのである。

次でその年復々十月三日付第十四號達で、官員心得の爲めとあつて、次の様な達があつた。

出火の節點鐘及官員心得規則左の通

一當支廳より三丁以内と見詰候節は

〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—

一函館三大區中と見受候は

〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—

一港内舟火事と見受候節は

〇〇〇〇

一右何れも點鐘連聲風二十分時間に而相止可申最點鐘中鎮火の節は直に相止可申事

一鄉村と見受候節は點鐘に及ばず宿直の者より直に民事課長へ報知に可及事

一三町以内の報鐘を聞は諸官員廳中へ參集し諸課各擔當の簿記類に注意し非常の準備心掛可申最給仕小使其他參集可致事

一三町以外と雖風模様により見計出廳可致事

一出廳中と雖自宅近火にて既に焼失に至るべき模様の節は其段相斷退廳可致事

一消防掛の者は直に火事場に馳至消防指揮可致候に付出廳に不及事

一税關海關所病院學校官庫其他有之場所等近火の節は平素心掛居其掛は勿論手明の官員は馳付消防相助け可申事

等である。まだ前記の焼死者のあつた事から感じたものか、五月二十日に次の様な避難場の達が出た。

出火の節市中老幼立退場左の通

一辨天台場内

一神明社内

一八幡社内

一地蔵町御藏地内

一招魂社内

一相生町牢屋敷近傍

辨天台場と云ふのは、今の臺場町一帯であり、神明社と云ふのは、山之上大神宮の舊社地で今の幸小學校の地、八幡社は八幡坂上、御藏地は寶學校附近であり、牢屋敷は蓬萊町の西相生町付の處である。兎に角此大火は當時非常な衝動を與へたものである。又其頃明治の火災原因の大部分を占めた石油が輸入され、函館でランプの使用者が盛んになつたと云ふので、次の如き告示が第六十二號として出て居る。

近來當港に於てランプ取付候に付ては石炭油の不良なると取扱の過失とに依て萬一火災を生じ候ては不相濟候間取扱心得方別紙之通り相達し候條篤と注意いたし毎戸老幼婦僕に至る迄精々相諭し置不測之過失無之様可致事

右之趣區中無漏可告示候也

明治六年十二月九日

開拓中判官

杉

浦

誠

ランプ及石油取扱心得方

- 一、石油等を混合候石炭油は火災を醸成候に付合等の分は不賣出様渡世之者えも急度申渡すべく候得共猶又氣を付け下直の油は決して不良の油と心得買求むべからざる事
- 一、ランプを掃除し油をつくは屹度晝間にいたし置へし夜に入火の近所にて取扱間敷事
- 一、ランプ並油壺を火の近所に差置へからず時により火移て破裂し火災と相成申へく事
- 一、ランプは全く石炭油計りを焚く器にあらざる故燈心管甚太し若細き燈心を用ひて火を点し候へは空氣入込破裂いたし火災と相成可申事
- 一、火災は専らランプの破裂より相生し候様諸人相心得候へ共全く夫はかりならず石炭油を過つて衣服足袋等にかけて或はランプ取落し又は轉倒するに依つて其油を疊或は敷物に染りても遂に火を傳へ燃上り火災と相成可申事
- 一、萬一燃上り候節は直ちに風呂敷又はフランクット等の類を以て押消すへし尤もランプを點し候家にては平常砂を用意致し置き直様砂を十分に振掛消しとめ申へし決して水を注くへからざる事

◎明治七年

『最初のランプ火事と一本木火事』

明治七年

九月三日蓬萊町の出火、四十五戸を焼失した事は各種の印刷物に在るが、其の發火時刻は一外人の記録に午後四時とある丈けであり、その火元が遊女屋からだと云ふ事も在來の記録にない。又その翌月に三回も火事があつたが、之亦外人の手記以外に記載がないのである。抄録すると

十月七日午後七時一本木町（今若松町）三戸焼失

同月十一日日本人所有小船ランプより發火焼失

同月十五日午後二時日本人倉庫焼失原因不明

等である。石油ランプが發火原因として記載されたのが、之が最初の様であるがランプの使用は開港場丈けに函館は早かつたと思ふ。然し動搖の劇しい小舟にまで當時使用して火災を起したとは興味ある問題だと思ふ。

又一本木の火災に類焼した三人に對して、前年家根屋火事の義捐金の殘餘を分配したと云ふ資料が發見されたので、それを摘記すると

兼而町會所に預り置候豊川町火災に罹り候もの江の助成金百九十九圓十二錢七厘再度配賦之儀今般同濟相成候に就而は別紙人名之もの共並此程若松町火災類焼難澁人に御座候間金員記載之通配賦いたし可然哉此段再應奉伺候也

明治七年十月二十日

戸長

松

代

伊

兵

衛

白

烏

衡

平

聞届候事

と云ふのがその全文で、當時の難澁者の姓名が列擧されて居る。

◎明治八年

御見聞書・失火御届・口書・蓬萊町火事・懲囚人の出動・囚獄と育濟館・消口及潰家辨償法

明治八年

外人の記録に二月三日午前六時ユースデン氏厩及雞小屋より出火、原因が火鉢からで別當が焼失したとあるが、世間流布の記録には無い。唯此年のものとしては四月十八日夜蓬萊町から發火して延焼四百三十四戸に及んで居ると書いてあるわけであるが、函館町會所の記録には幸ひ見分書、失火届、口書、災後始末等の關係文書が一括されて居るので、當時の事情を知る貴重な文献であるから、それ等を摘記する事にした。

御見聞書

一、焼失家

二百二十四棟

内

戸數 四百三十四戸

第三大區第一小區

蓬萊町

棟數 五十三棟

戸數

百五戸

地藏町

同 七棟

同

九戸

惠比須町

同 百十四棟

同

二百二十五戸

船場町

同 三棟

同

四戸

第一大區四小區

上大工町

棟數 二十六棟

戸數 六十五戸

下大工町

同 二十一棟

同

二十六戸

一、潰し家

十九棟

内

第三大區一小區

地藏町一丁目

棟數

二棟

戸數

四戸

同 二丁目

同

二棟

同

二戸

同 二丁目裏地

同

一棟

但し半潰し

蓬萊町百九番地

一棟

二戸

但同斷

舟場町

一棟

二戸

第一大區四小區

上大工町

四棟

五戸

下大工町

八棟

八戸

一、板藏

十五棟

一、雜物藏

三十三棟

内

第三大區舟場町板藏三棟 惠比須町七棟 蓬萊町五棟 船場町雜藏一棟 地藏町雜藏六棟 惠比須町雜藏十二棟 蓬萊町同十一棟 第一大區大工町同三棟

右は昨十八日三時頃第三大區一小區蓬萊町四十六番地育濟館付貸長屋住居清水久次郎方同居人竹内さた方より出火致類焼候に付御届申上候處爲御檢使御出張私共立會御見分御座候處相違無之候仍而一同連印差上申處如件

火過人

竹内さた

立會人

寺島喜七

山崎文助

町用掛

三田地新兵衛

副戸長

石川喜八

山内久内殿

之はその全文であるが、船場町の焼けたのは飛火の爲めである。また失火届や口書には

失火御届

私儀昨十八日午後二時三十分過大工町通へ小買物に罷出留守跡爐中埋火より爐邊に差置候小兒之襁褓等へ點火いたし燃移り出火相成候義奉恐入候依之此段御届奉申上候也

明治八年四月十九日

第三大區一小區蓬萊町四十六番地假店
清水久次郎同居

竹内さた

開拓使三等出仕 杉浦 誠殿

口書

第三大區一小區蓬萊町四十六番地

育濟館付貸長屋之内

寄留大阪府平民清水久次郎同居

寄留青森縣平民

火過人 竹内さた

明治八年四月 十八年

昨十八日午後三時頃清水久次郎同居した義失火之始末取調に御座候

此段さた申上候私儀幼年之小兒家内二人暮しにて洗濯渡世罷在候處昨十八日午後二時三十分過他出いたし候に付爐中に火有之候間灰搔上置其儘立出大工町通りにて小買物罷在候處往來にて火事と呼わり候間見請候處私住所近傍と見請候に付早速駈付候得は室中不殘燃廻り内へ入り候事も難相成に付其儘知り合の方へ立退候義に御座候右は最前家出の節爐邊に小兒の襁褓等差置候に付右等より爐中之埋火點し燃移り出火に及候義と奉存候全火之心付方不注意より斯大火に相成候義恐入候事に御座候

右之通り相違不申上候

明治八年四月十九日

二二四

右 竹 内 さ た

町用掛 三 田 地 新 兵 衛

副戸長 石 川 喜 八

山内久内殿

又今一つは

口 書

戸主 寄留大阪府平民清水久次郎妻

清 水 つ な

明治八年四月 二十二年

向側 第三大區一小區蓬萊町四十六番地

育濟館貸長屋内借店在籍平民

立會人 寺 島 喜 七

明治八年四月 四十七年

同區三十六番地借店在籍平民

深川吉五郎妻

立會人 深 川 き み

明治八年四月 四十一年

向側 第一大區四小區相生町二百六番地借店在籍平民

山 崎 文 助

明治八年四月 五十年

町用掛 三 田 地 新 兵 衛

副戸長 石 田 喜 八

昨十八日午後三時頃清水久次郎同居さた方より出火の始末御取調に御座候

此段清水つな申上候家内四人暮し夫久次郎義は土方働之ものに而七重村へ稼に罷出留守中之處昨十八日午後二時三十分過同町内名字不存金太郎と申もの方へ用事有之罷越居候處自宅之方に當り火事と見請早速駆付候處さた居間之方より火燃移り火勢盛にて家内へ立入候事難相成直ちに立退候義に御座候

一、寺崎喜七申上候私義家内四人暮にて岡田利助方より通勤罷在昨十八日用事有之家内一同他出いたし候に付同町深川吉五郎妻きみと申もの頼留守宅爲相守置候處出先にて火事と見請早速立歸り候處居宅不殘焼失相成居候哉にて出火始末更に存不申候

一、深川きみ申上候私義家内二人暮夫吉五郎は左官職人に有之候同町寺島喜七は兼々懇意のものに御座候處昨十八日喜七家内一同他出いたし候に付同人方留守頼請候に付罷越相守り居候處同日午後三時頃火事と申聲を聞込立出見請候得は向長屋より發火いたし居候に付驚入狼狽いたし候内火烟に取巻何一品取出し候事も不叶其儘立退申候尤火之出候は向長家南の角より發火いたし候義と見請申候

二一五

一、山崎文助申上候私家内四人暮搗米渡世罷在昨十八日店前にて米搗いたし居候處向側育濟館付長屋南の角より出火候に付直ちに駆付消止手配いたし候へ共風烈火勢盛に相成消止兼自宅も案じられ其儘立歸り家内雜具等持運に取掛候義に御座候
 一、副戸長石川喜八町用掛三田地新兵衛申上候昨十八日午後三時頃蓬萊町之方に當り火之手相見候に付火事と見請早速駆付消防手配等いたし居候内追々火勢盛に相成延焼相成候義にて失火の始末等は同前清水つな外立會人共申上候通相違無御座候

右之通相違不申上候

明治八年四月十九日

右
 清水つな
 寺島喜七
 深川きみ
 山崎文助
 町用掛 三田地新兵衛
 副戸長 石川喜八

山内久内様

以上で發火當時の事情を盡して居るが、その火元や地域を調べて見ると、火元は當時蓬萊町東端で龜若町と相生町とに近かつた今の聖天坂下の西手の處である。火先は相生町の山手に添ふて下大工町、上大工町、南新町と登つて今の曙町の下側まで行つて居り、下側は蓬萊町の本通りを越えて之れ又今の松竹座邊まで食ひ込み、惠比須町を舐めて今の末廣町の松下毛皮店の邊から丸井百貨店の邊に焼け抜け、飛火は船場町の海産同業組合の西向ふの一劃を焼いて居るので、その被害程度が略々想察が出来やう。そして此火災には懲役人と云つた囚人が消火に盡力したと云ふので、有志が醸金して寄附を申出た美舉がある。その文に

以書付奉願候

第三大區一小區地藏町

一金十圓	二十四番地	龜井惣吉
一金十圓	二十二番地	菊池次郎右衛門
一金五圓	二十三番地	福浦由松
一金五圓	二十五番地	安浪次郎吉
一金五圓	十八番地	藤山富藏
一金五圓	十七番地	齋藤鐵之助

々金 四十圓

右は本月十八日蓬萊町より失火之節懲役人共消防殊之外骨折吳候に付前記之金手當奉仕度存候間依之惣代を以奉願候也

各名惣代

第三大區一小區地藏町二十四番地

龜井惣吉

戸長御中

と云ふ奇特の事もあつた。序であるから書き添へたいと思ふが、其頃牢屋と云ふのが今の相生町の常住寺の處にあつて、明治五年一月に建設し、六年に改修し、七月囚獄と改稱して居つた。火元とは近くでもあつた。また懲役場は舊と徒罪場と云つて蓬萊町(樋渡辯護士向)に在り、それから六年四月に東川町(今東雲町復興局所在地附近)に移つて了つたので、其跡の附屬地に山之上の大火に類焼した貧民救助の爲めに小屋を建設し、後に育濟館附屬の貸長屋としたのである。其借家が此火事の火

元となつたのも不思議な縁因である。また育済館とは何んであるかと云ふと、之は横山淳道と云ふ醫者が墮胎棄子の悲慘を見るに忍びず、その悪弊を匡救する爲めに育兒會社を組織し、官私の協力で育済館を建て其維持費を捻出する爲めに、此貸長屋を經營したものである。創立は明治四年十月で、幾多の變遷を経て今は事業資金は育兒資金として市に積立られてある筈だ。それは別として當時防火上に就いて面白い慣習的制度のあつた事は特記する必要がある。それは消口潰家辨償法とでも云ふべきものである。事務は町會所に於て戸長、副戸長が起案して開拓使の許可を得て實施して居る。その一例に

火災消防之節消し口潰し家相成候分右家作見積代價之四割減しを以て風下三丁以内之もの江辨償爲致候同濟相成候に付各戸賦課見込相立候處四割減しにては金高相嵩み戸賦に差支候間家作見積代價の半減に致し賦課いたし候様仕度且今般蓬萊町出火之節地藏町壹丁目米谷與兵衛家作潰し家之内江組込申上置候儀に依右之家作へは既に火燃移り消防人共に而取潰しに相掛居候得共難防に付其隣家姥子安太郎宅潰し家に致全消留候儀に有之候得共米谷與兵衛宅は焼失家之内江組入可然段同區内之もの申立も有之與兵衛に於ても焼失家の部に相成候共異存無之旨町用掛より申立も有之候間與兵衛家作代價見積之儀は潰し家の部より相除き候様仕度家作見積代價減し方等更に取調別紙相副再應此段候儀也

明治八年五月五日

戸長 白 鳥 衛 平
副戸長 石 川 喜 八

伺之通聞届候事

明治八年五月七日

開拓使三
等出仕杉
浦誠印

とある。即ち潰し家に依つて災害を免れたと思はるゝ風下縦三丁、横一丁以内に割賦して犠牲となつた家作の半額を辨償すると云ふ方法である。そしてその賦課法は次の様に記して居る。

右賦課之儀壹丁以内より三丁以内迄高割法を以て區分いたし右區分中各戸現場家産は原簿に付上中下三等に分ち戸賦見込相立候に付右に而不當之儀有之間敷裁別記相添此段奉候也

と仲々當事者としては慎重に取扱つて居るので好い方法だと思ふ。處が今も何んとか一理屈を捏ねる者がある様に、此割賦に抗議を申込んだものがある。その結末は不埒にも我意を通して居るが、往復文書が面白いから次に掲げる。

我輩一時在勤の儀に付借宅致し候也家主には無之候且家産中等の割と申は如何の儀に候や了解難致候詳細御示し被下度候也

六月十日

白 根 大 道 團

文言の上から考へると、明治初年でもあるから士族と云ふ特權階級氣分の人であるかも知れぬ。それに對して次の付紙がある。御審問の趣此辨償金は地主家主而已に不限災事の際其區内三丁以内範圍中に現在一戸を成し居る者は同居人極貧の者を除くの外在籍寄留の別なく一般可差出譯に付假令一時の在勤と雖も九十日以上一戸寄留の分は一戸の寄留籍と看做し償金を賦課す家主ならざるも一戸をなし居り類焼に逢はば幾分か災害を蒙るべく故に割賦償金高は家主と借居人と折半差出すを常とす家産中等と申すは産の字を下たせしは言慣はしにて全く現今生計上の厚薄に寄り三等に區分す下等は赤貧を除き日傭或は他人に傭役せられ僅に今日を營む細民の部類なり

戸 長

と云ふ答辯である。處で白根大道君今流行の言葉で云ふと、心臓を強くして偶々次の一文を寄せ、通知次第町會に出頭して一戦を交ゆるとまで申込んで居る。曰く

家賃なる者は家主初より水火風損等修理するを見込相約する譯にして一瓦一柿も借人自由にする權なし家主も其家賃を收る

以上是を借居人に責るを得ず縦令類焼に逢ふも我豈幾分災害を蒙らんや御諭示の如くなれば若し其家類焼するとき借家人其家の半價を相償ふて至當と謂ん何分不服出金難致候

但し此余御手数數相掛候も甚恐入候幸賜休中に候御議論も承り度何時にても町會所へ出頭仕候間御都合知らせ可被下也

自

根 ⑩

此の如き面白き制度が何時から廢止になつたかは知らぬが、此白根大道君の様な法理論者が出た爲めか、明治十二年の大火頃には無い様である。惜しい事をしたと思ふ。之は大正十年の大火の時に遠藤吉平翁が圖書館を訪問して、昔此様な事があつたから調べて呉れと言はれて寫してやつた事があるので、今復思出したのである。當時白根大道君と行動を共にして、割賦金支出を遠慮した人名を擧げると、

- 一金三圓十八錢七厘 龜 谷 嘉 兵 衛
- 一金壹圓十七錢四厘 白 根 大 道
- 一金五圓五十七錢六厘五毛 佐 山 都 英
- 一金七十四錢四厘 佐 野 綱 方
- 金十圓六十八錢一厘五毛

の四君である。之は一面から見て法治國民として名譽ある人々であるかも知れぬが此連名の中には當時先生と言はれた漢學者もあつた様だ。夫は扱置き、防火建築と云ふ様な問題が注目される様になつたのも此頃からと思ふ。開拓使三等出仕杉浦誠が次の如き觸達を出して居るのから見て、其一端が窺はれるのである。

函 館 區 中 へ

當地市中家作之儀是迄火災豫防之注意無之より家屋製作共宜を不得向も有之候處追々人家稠密相成候に隨ひ延燒之際難防止

義も可有之候條今後家作倉庫等新築致候者は防火之良法を考究し資力有る者は可成丈瓦家根塗家或は石造等に致し人家稠密之地には板藏等不取建様注意致候はゞ自他消防之利益不少筋に候條爲心得此旨布達候事

明治八年四月二十七日

開拓使三等出仕

杉

浦

誠

以上は蓬萊町大火の記録からの珍らしいと思つた資料である。その一ヶ月後の

五月十八日に、大森町の竹内竹松所有の明家から出火して一軒焼をした。當時此一家は男女八人で出稼の留守中の出来事であつた。復其年

十二月五日に矢張大森町の無住の漁小屋が一棟焼けをして、此年は暮れたのである。

◎ 明 治 九 年

|| 濱野火事・半鐘の打方布達 ||

一外人の記録に

三月廿七日辨天附近人家七棟倉庫一棟

四月廿二日永國橋附近五六十戸焼失焼死一名

四月廿八日午前十二時四十五分（此火事の記載方で外人は四月二十八日午前十二時四十五分、日本人は二十七日午後十二時云々であるが今ならば誰れもが二十八日午前零時四十五分と書く處である。何んでもない事だが一寸面白い事だと思ふ。）

臺場附近より海岸まで百二十軒程焼失女一名焼死

とあるが、之には

二月二十五日地蔵町の明き屋臺が焼失して居る事が脱落して居る。一般流布の記録には四月にあつた二十二日と二十八日の兩回丈が載つてゐる。然し警察係出張所から町會所戸長宛の照會狀に

本年三月二十三日辨天町十番地能登キヨ所持の裏方より失火同四月二十二日二小區地蔵町五十二番地濱野熊次郎所持の板藏より失火同月二十八日辨天町五十一番地萬長次郎借店より失火右三名の家族並に類焼に罹る人員男女を區別し本月十二日迄御差出し有之度此段及御掛合候也

明治九年十二月二日

警察係出張所

町會所 戸長 御中

とある事に依つて辨天町の出火は事實であるが、日の相違がある。此家主の能登キヨと云ふ人の後は、大野村に移つて道會議員にも出た能戸清五郎氏である。

地蔵町の被害は汐留町と合せて、戸數三十一戸板倉三種潰し家二失火傷人なしと十六大區の戸長から届けて居るので、一外國人の記録にある死者一名と云ふのは、或は聞誤りではあるまいかと思ふ。此時の火過人本間由藏と云ふ小僧さんの口書があるから採録すると、

平民 渡島國龜田郡函館第三大區一小區船場町六十六番地

本間貞七 長男

當時 同區第二小區地蔵町五十五番地

濱野熊次郎雇人

曹洞宗

火過人

本

間

由

藏

明治九年四月 十三年十月月

本月廿二日正午十二時頃濱野熊次郎所持之板倉より出火の始末御取調に御座候

此段本間由藏申上候私義客年七月中より濱野熊次郎方へ被雇居候處今二十二日午前十時頃熊次郎より自邸内を掃除之上塵芥焼捨可致候様被申付即邸内板藏より二間程隔居候處塵燒置番致し候然るに十一時過其儘に致し置廁へ參り暫時立歸り候處轉火之爲歟既に傍の板藏屋根隅柱に燃付居凡そ三尺四方位燃火に及折節風吹き來り火も隨て甚敷相成居候故大に驚き高聲にて火事觸れ仕候處人々相集り水を以て消止せんとするも漸次蔓延し如何共難消止終に隣接地電信柱木迄類焼に及び候段全く私之疎忽より斯なる火災に相成恐縮之至りに奉存候

右之通相違不申上候事

明治九年四月二十二日

右	本間	由藏
町用掛	平田	儀兵衛
同	佐々木	忠兵衛
副戸長	石川	喜八

市橋	賢能	殿
三浦	信準	殿

以上が九年中の火災被害であるが、此年の十月十三日に半鐘打方が達百號で出て居る。

函館區中

自今函館區中に於て出火の節は警察係出張所及第一號巡查屯所に於て明治六年十月第十四號布達當廳點鐘規則同様左之通點鐘致候條爲心得此旨布達候事

但町内に於て取設け置く半鐘又は寺院に於て點鐘候節も該所より凡そ遠近を見斗本文に準し點鐘候儀と可相心得事

明治九年十月十三日

函館支廳

二二四

開拓使三等出仕

杉浦

誠

(點鐘打方略す)

明治十年

旅宿大下屋火事口書と婿の喜久之亟・最初の石造建築・

警察の失火とランプ取扱布達・消火溜水御達

明治十年

伊藤鑄之助翁の「火災記事」函館沿革史の「火災摘記」姥名慶五郎君の「函館と火災」其他を見ても、此年の火災として傳へられて居るのは、唯一つ

一月六日午前二時四十分汐留町百二十番地大下虎吉と云ふ旅宿屋から出火して、棟數十棟十九戸外に馬車會所を焼き、一棟を潰し鎮火した分丈けが載つて居る。此火元の虎吉と云ふのが幼少であつた爲め、養子の喜久之亟が後見として支配をして居つた。此人の事は函館沿革史の明治二十五年十一月十六日に「人民用の草履百足を區役所に寄附す但し此舉此時迄已に數度なり」とあり、後に青柳町に居つた事もある。それは別として、此焼失場所は鶴岡町の商工會議所の邊から地藏町の十全堂附近迄で、今の日々新聞社の前道路が森行の客馬車の駐車場で馬車會所と云つて居た處である。此火災の火過人の口書も災難の原因を物語る好參考資料であるから摘記する

口書

岩手縣平民

陸中國紫波郡湯澤村父福治長男
曹洞宗 火過人 熊谷房治

二十五年八月

第十六大區二小區汐留町百二十番地旅人宿木下虎吉宅より今六日午前二時四十分頃失火延焼仕候段御取調に御座候
此段房治申上候自分儀明治七年三月二十五日頃當港同大區一小區惠比須町旅人宿渡世松橋喜兵衛方着同家に三四日止宿致し夫より同區蓬萊町蕎麥渡世林兼太郎方始所々被相雇罷在候處明治九年六月二十三日頃より木下虎吉方へ被相雇罷る處昨五日午後一時頃例日之通客を引若松町へ赴き候得共引客も無之に付同四時罷歸り同五時頃自分用達之儀相雇罷神町兼て知合之佐藤團治方へ参り候處新年之事故種々馳走に預り夜十二時頃歸宅仕候處家内一同相休み居自分も相休むべくと存候得共何分長夜の事故頻りに空腹に相成候に付一飯喰すべくと菜物相尋候得共無之に付掛燭に蠟燭を燈し漬物置場へ掛燭持參菜物を取喰事畢て夜十二時過帳場へ臥居候處同二時四十分頃にも有之哉喜久之亟儀高聲に火事々々と呼起し聲に目覺め打驚き見請候處西北之角に兼て設け置候漬物置場より出火之体にてサクリ板に燃付候狼狽直に消止べくと盡力致候得共何分火は盛んに消止兼既に自分臥居候夜具等江火の子落候故夜具等漸に勝手口より持出し河岸明地へ差置尙又大切之諸帳面等取出べくと内へ入候得共火は益盛んに相成帳場へ参り兼座に有之蒲團一枚持出し候處追々近傍之者十人位も駈付消防盡力致吳候得共消防之手段無之蔓延に及候儀にて喜久之亟始雇主何方へ參候哉一向覺も無御座候火の原因は最前漬物置場へ掛け燭江蠟燭を燈し持參り之際日々焚付に相用居候古炬並古燧等有之處へ蠟燭の芯を落せしを不心付其儘相臥候より終に過を生じ出火延焼仕候段奉恐入候

右之通相違不申上候以上
明治十一年一月六日

右 熊谷房治

二二五

海老名 敬行 殿
安藤 嘉造 殿

前書申立之通相違無之候依て奥印致候也

明治十年一月六日

第十六大區副戸長

石川喜八

此口書で略々出火原因が明らかにされて居る。さて其他の火災に就ては、一外人の記録は次の五回を列擧して居る。

二月五日午前一時五十分金森書籍店全平塚其他附近の建物 原因 放火

二月十七日午前十二時二十分警察署ダンシ氏宅附近 原因 石油ランプ

十一月十四日午後九時大工ギンベイ宅其他數棟 トムソンビューク宅附近

十一月十六日午後五時一本木町人家二棟焼失

十一月廿九日午前三時半シユロター氏宅裏豊川橋附近

此二月五日の火災に焼けた金森書籍店と云ふのが魁文社の事で、災後、石造の店舗を、基坂下今の日本銀行支店の向に十一年に復興した。之は前年の御布達の趣意にもよつた事で北海道に於ける石造建築の尖端を切つたのである。然し惜しい事に、翌十二年の火事に脆くも倒壊した。之には當時の尖端を行つた得意の社長初代渡邊熊四郎氏も悲觀して谷地頭の浅田屋でガツカリして居つた。之を見た浅田清次郎氏が大いに慰撫激勵したのと、開拓使の勸奨もあつたらうが、猛然と立上つて煉瓦造の店舗を開いた。之が今の森屋本店事務所として残つて居るあの建物である。全は、後に今の大町相馬商店の處へ堂々たる呉服店を開いた平塚時藏氏で、遺族は商工會議所に居る。警察署の火事は、後に商業學校の敷地となつた、元町の警察係出張所の失火で、その原因に就ては次の様な布達が出て居る。

ランプ及石炭油取扱店の儀に付ては是迄嚴重布達致置候處去る十六日午後十二時十五分函館警察出張所失火の原因は該夜警察事務取扱當番之者平常巡回の折提携する處の鈴羊角燈へ入置たる燈器へ油を加へんが爲めに石炭油置場へ參り石炭油取扱の際棚より油器落來り燈器を顛覆し板敷に滴りたる油に火を發し續てブリッキの大箱に移り破裂し火勢忽ち蔓延其間髪を容れず終に出張所焼失致候次第に付實に其激烈畏懼すべき事に候條猶管内各地に於ても石炭油相用候向は精密戒心掃除等之儀は晝間に了し必ず夜に至り火器を提へ繼油杯は勿論右油置場等へ立入ざる様豫て注意し豫防專一に相心得過失無之様可致爲心得此旨布達候事

明治十年二月二十一日

函館支廳

開拓權少書記官 柳田友卿

と云ふて居るが、當時の消息通の話には、其の頃西南戦争で函館からも巡查が參加する事となり、當夜惜別會を開いた後で火事を出したと傳へて居る。その何れが眞であるかは知らぬが、皮肉な事には、此八日前に柳田友卿から「火之元用心」の布達が出て間もなく、然かも警察からの不始末とは一寸滑稽な次第である。それでも當事者としては、火災防止に對しては、積極的にやらねばならぬので、次の布達を出した。

第四十三號

戸長 惣代

雪消の際に付別て火災豫防の爲區内人家屋根上其外とも適宜に溜め水候様説諭可致此旨相達候事

明治十年四月十二日

函館支廳

開拓權少書記官 柳田友卿

今こそ水道や自動車ポンプに全幅の信頼を置いて居るから、個々にとつては昔の様に神経を尖らしては居らぬが、龍吐水や、玄馬桶、手桶等を唯一の消防道具と心得て居た時代には、水を溜めて置くと云ふ事が唯一の方法であつた。家々の前には用水桶があつたり、家根の上には樽を置き水を湛へて薬を棒尖に括つて立て、居たり、幸小學校の校庭にも叩土で水溜を造つて蓋をして居つたが、皆それ等の爲めであつた。

十一月の火災で十四日の方は豊川町の今の浦田倉庫の附近であり、十六日の分は若松町、二十九日は其頃金森倉庫の處にあつたシユロタースタラノ商會の裏と云ふのであるから略々位置の想像が出来るのである。

明治十一年

空前の火事・懲囚人の出動と美談・道路改正と長官諭告・

復興家屋の不燃質化・常盤座火事・駈落者の放火哀話

明治十一年

三月二十五日夜大風中に音羽町二番地木谷忠右衛門の屋根に放火したものがあつたが大事に到らずして消し止めた。處が四月の八日には午後十二時南新町(今曙町邊)の馬子渡世河内作右衛門方の裏にある馬屋の塵溜めに放火したものがあつたが、幸にも夜廻りの板内秀次、辰見磯次郎の兩人が発見して消止めた。それで此兩人が十七日に褒美として七十五錢宛を賞賜されて居る。然るに、此日即ち

四月十七日の午後四時西川町の鍛冶職林三左衛門の宅からボヤを出して居る。原因は鍛冶場の火が天井裏まで燃擴がつたと云ふのである。

四月廿七日午後十一時三十分會所町九十七番地から出火し、原因は不明であるが焼失戸數は四十五戸と五十八戸との兩説

が行はれて居る。そして會所學校の一部と函館八幡宮も焼けたので、八幡宮は此年十月に谷地頭移轉と云ふ事に決つた。

五月五日には内淵町遠山さんの店借をして居つた皆川れんが炬燵からボヤを出し、

五月八日午前十一時三十分頃には第十四大区四小區の夜廻り番人吉村清三郎と辰見磯次郎とが、相生町二百九番地三橋幸八の物置から火氣の燃上るのを見付け兩人初め近所の人々が駆付けて消止めたと云ふ事もある。それから、

九月一日午後十一時十五分に音羽町二番地から出火して、五十七戸を焼いたと伊藤翁の記録にあるが、他には資料が無いので珍らしい事だと思ふ。次ぎは

十一月十六日午前二時十五分に鱈瀬町一番地から發火し、同町は勿論、山之上町は四丁目、五丁目片側、鍛冶町、鱈横町、神明町、仲町、辨天町、西濱町、幸町、大町三丁目、四丁目、仲濱町、富岡町、片町等の十三ヶ町九百五十四戸を焼失した。細別すると、九百十八戸五百六十一棟、土藏十棟、板倉四十一棟、神社堂四(神明社、稻荷社、實行寺内番神堂、清正堂)鐘撞堂一、門一、半焼大町、富岡町、仲濱町にて二十六棟と云ふのである。之は俗に火事と云ふて、堂宮棟梁の小針由松と云ふ人の細工小屋が火元であつた。此火災の珍談としては、懲役人百四人が出場消火に盡力したので、世間からの同情が翕然として起り、慰勞の金品が各方面から贈られたが、その配與を享けた中の十六人が、次の如き文書を添へて差出したと云ふ美事もある。

今般不圖も當港之人民火災に罹り候此際今日自由之權理。保有無之身體には候得共斯る場合默謹するに難堪より出役消防俱に救難仕度に付乍恐歎願に及候處直ちに御許容を蒙り互に盡力致候然るに世人有志の諸君より慰勞として若干惠金に預り其仁恤之厚きに感入一同拜謝罷在候就ては私共儀に於ては朝暮食被を始め滿期の後活路の資金に至る迄多少豫備之御施行御設に相成萬縷深く御鴻恩を浴戴する身分に有之候得は右贈金員を以て此度類焼之窮民且縲寡孤獨癡疾之者へ御配慮被下候は、各因領收仕候よりも一層難有奉存候間何卒素願之旨御汲量被下御聞届に相成候様一同伏て奉悃願候 謹言

と言ふ事もあつたのである。

此時の火災は空前のものであつたが、その善後策としては輿論に鑑み、十八日直ちに市街道路改正委員四名を選定し、二十日長官の命を奉じて來函した少書記官鈴木大亮の到着を俟ち、次の如き案を協議した。

- 一、辨天町及大町の如き大道は道幅十間以上とし一直線を要す
- 一、山手より大通を横断し海岸に至る通路は幅十間以上とし適宜の場所を選び二丁或は三町毎に開通し裏通り及び横町等は幅六間以上とし俱に直線を要す
- 一、大通及山手より海岸に出る兩傍の家屋は石造煉化石土藏等不燃質の建築を要し若し資力及び難き者は塗屋に建築せしむべし
- 一、裏通及横町共其資力塗屋に堪へ難き者と雖も成る丈札幌製器械をを用ひしむべし
- 一、從來の石材掘採場のみにて石材運搬費少なからず故に類焼跡道路家屋需用に限り特別を以て適宜の場所に於て掘採を許すべし
- 一、道路改定の爲め路線に係る私有地は相當の代價を以て買上くべし
- 一、消防線緊要の場所石造煉化石土藏等建築の者は相當の割合を以て資金を貸付し其資力薄弱已むを得ざる者は一時官設し賣下又は貸家とすべしと雖も實際調査後更に稟議すべし
- 一、家作費貸付は三年以上五箇年を出てざる年賦返納とし利子は一箇年百分の五とす
- 一、道敷増加に隨ひ市街地坪數減するにより成るべく二層三層の家屋を建築せしむべし
- 一、海岸接近の焼跡にて麥酒貯藏及氷室用穴藏適宜の地所あらは買上け置くべし
- 一、山手地形傾斜の家屋は露傾浦鹽斯德港の風に做はしむべし

一、道敷地坪買上の爲宅地差支を生ずるものは懇到に説諭し谷地頭埋立竣工の上賣下け轉居せしむべし

一、税關構内狹隘にして物貨取扱不自由なるを以て現地左右にて埋立つべき場所を取調べ置くべし

至急決定を見て、翌二十一日午前十時富岡町なる東本願寺別院に、類焼者中の重立者を召集し、時任、柳田、湯池の三書記官及主務課係官員、區戸長、總代人も参加して、鈴木少書記官から長官の達を懇諭した。その要領を百五十部印刷頒布したが、次の様なものである。

要 旨

本月十六日當港火災ノ電報札幌ニ達シ數時間ヲ經ルモ鎮火ノ報ナク其延焼之時間ト冬季ノ風勢トヲ以テ之ヲ想像スルニ或ハ未曾有ノ大火タル亦知ル可ラス於是開拓長官ハ深ク心思ヲ惱シ將來本港火災消防ノ方法ヲ考覈シ親シク實地ニ就キ街衢ノ形狀ニ依リ道路ノ廣狹及ヒ家屋ノ建築專ラ其利害得失ヲ明辨シ永遠保護ノ目的ヲ確定シ併テ罹災者ヲ慰問セラレントセシニ生憎ニモ目下本廳ニ於テ緊要ナル公務アルヲ以テ故ラニ鈴木大亮ヲ差遣セラレタリ今謹テ其要旨ヲ奉シ區戸長以下市民一同ヘ(就中罹災者ニ向テ)之ヲ説明スヘシ各其意ヲ領會セヨ

函館市街ノ形勢タルヤ道路狹隘ニシテ家屋粗薄ナリ此市街ヲシテ延焼スル勿ラシメンテ欲シ其術ヲ求ル豈得ヘケンヤ抑當港ハ其初メ道路ヲ測理シ地畫ヲ量定シタル後家屋ヲ建造セシモノニ非ス來往スル者ノ自ラ撰ブニ任セ自然ニ街衢ヲ爲シ漸次現今繁盛ヲ致シタルモノナレバ道路家屋ノ格構屈曲疎密犬牙錯雜固ヨリ定規ナシ一朝火災ノ變アルニ當テハ消防術ナク瞬時數町ニ延焼シ動スレバ今回ノ如キ災害ヲ來シ祖先ノ恩惠ト畢生ノ努力トニ因テ蓄積セシ財産モ一朝ノ火災ニ蕩然跡ナク遂ニ凍餓ニ泣ク者アリ實ニ憂悶ニ堪エサルナリ

今此ノ火災ヲ來ス所以ノ者ハ他ナシ第一道路ノ狹隘ナリ第二家屋ノ粗薄ナリ此二ツノ弊害ヲ變更セサレバ火災消防ノ術ヲ講スルモ絶テ其効驗ヲ見ル能ハズ何世カ何國カ火災ナカラン唯其大害ヲ被ムルト否サルトハ皆消防ノ術至レルト至ラザルトニ

由ル然ラバ則到底之ヲ豫防スルノ法ハ道路ヲ廣潤ニシ家屋ヲ堅牢ニスルヲ以テ最大緊要トス此二ツノ者ハ營ニ火災ノミナラズ各自ノ健康ヲ保全シ營業ノ利益ヲ永續スルノ基礎ニシテ乃チ殖産富國ノ原因タリ
 況ンヤ人世ノ最モ切要ナルハ衣食住ヨリ急ナルハナシ衣食既ニ足ルモ若シ一朝住宅ヲシテ火災ニ罹リ用ヲ利シ生ヲ厚スルノ財産ハ皆衣食ヲ併セ之ヲ烏有ニ歸セシメバ何ヲ以テ一身ノ安穩ヲ保全スルヲ得ンヤ是火災豫防ノ爲ニ家屋ヲ堅牢ニセザル可ザルノ一ナリ當道ハ稍北ニ位ス家屋ノ營繕防寒ヲ主要トスベキニ却テ粗薄ヲ極ムルハ想フニ本邦ノ開化西南ヨリ起リ東北ニ漸流セルモノナルヲ以テ家屋等ハ皆西南暖地ノ結構ニ倣ヒ恬トシテ怪マザルニ至レリ寒地ニシテ粗薄ノ家屋ニ住スルトキハ大ニ人身ノ健康ヲ害シ大ニ思想ノ發達ヲ妨グ是レ家屋ヲ堅牢ニセザルノ二ナリ是ヲ以テ開拓長官ハ常ニ此ノ改良ニ注目シ官設ノ家屋ハ業ニ已ニ防寒ノ具備十分ニ至レリ唯人民ハ其弊習ノ久キ屢之ヲ誘導スルモ遂ニ改正スルノ奮發ヲ爲ス能ハズシテ荏苒今日ニ至レリ今罹災ノ市民ハ實ニ改正スベキノ機會ヲ得タリ宜ク速ニ此意ヲ體シ奮然其効ヲ奏スベキノ秋ナリ或ハ言ン目今罹災營業ノ目的スラ未タ立ズ何ヲ以テ將來ヲ計リ堅牢ノ家屋ヲ結構スルニ違アランヤ又目下ノ衣食ニ苦ム何ヲ以テ永久子孫ノ利ヲ謀ルノ餘力アランヤ如カズ姑ク舊慣ニ依リ其期會ヲ待ベシト此唯ニ目前ノ困難ニ束縛セラレテ毫モ永遠ノ利害ニ着目セザルモノ、言ナリ目下困苦ノ際ヨリ考慮ヲ起セバ或ハ能スベカラザル者ニ似レトモ退テ既往ノ事跡ヲ考ヘ實ニ將來ノ災害ヲ未然ニ豫防セント欲スルトキハ一時ノ困苦ハ強テ之ヲ忍耐スル甚ダ難キニ非ズ而永遠ノ利益ヲ謀リ此ヲ改正スルハ今日ヨリ好キハナシ此事變ニ際シ若シ改正ノ効ヲ奏スル能ハザレバ本港市街ハ何ノ代何ノ世ニ至ルモ必ズ災害ヲ免ル能ザルハ人皆知明スル所ナリ

道路ヲ廣潤ニセバ幾許カ各自宅地ヲ減縮スベシ去レトモ當港ハ從來平屋多シ今之ラ二三層ノ家屋ニ改造シ又屋下ニ穴藏ヲ設クル等ノ工夫ヲ施ストキハ必ズ地坪ノ減額ヲ憂ルニ及ハズ歐米諸國地價騰貴ノ都府ハ六七層ノ家屋アリ是レ高價ノ地所ヲ省キ租稅ヲ課スルナキノ空中ヲ使用スルノ便法タリ他年本港モ亦府縣同軌ノ租稅等ヲ賦スルノ日ニ至ツテハ地面ノ減縮ハ却テ有益ノ一端ト云フベキナリ

以上ハ開拓長官ヨリ懇切ニ説諭スベキ旨ヲ拙者ニ命ゼラレタルノ要旨ナリ各自宜ク之ヲ熟考シ其之ヲ遵奉スルト否トヲ申出ベシ又別ニ意見アルモノハ腹藏ナク之ヲ吐露シテ拙者マデ申述アランコトヲ希望ス
 之に對して區戸長以下は、長官の諭旨を遵奉實行すると云ふ事になつて、其旨長官に電報で答申したので、長官からは「右は當道人民の幸福のみならず全國の光榮と相成義に付尙右之趣諭達すべし」と時任大書記官に返電があつた。そして此日燒失跡、道路、家屋改正の順序を次の如く定めた

- 一、改正路線並に路幅等は地圖(略す)を以て決定の如く實地測定的事
 - 一、新路線に當る坂路は早速土工に着手する事
 - 一、路線實測の上は市街宅地の割渡を始むる事
 - 一、道敷増加家坪買上費を三萬五千圓と豫定する事
 - 一、路敷に當る土藏移轉並に道敷費を一萬五千圓と豫定する事
 - 一、家屋改造補助貸下金額を五萬圓と豫定する事
- 但以上三項の金額は實際の調査の模様により更正することあるべし

一、小區毎に改正委員を設け懇篤に誘導して區中協議を以て成る丈速に改造の効を遂げしむる事
 等を定め家屋改良委員十名を選び、道路家屋一切の事務を擔任せしめ、又特別に函館山背面の砂子泊、寒川、ト、岩、鞍掛、立待、障子岩等から石材の採掘を許し、煉化石、石灰等は函館支廳の勸業掛で製造して居つたものを、特に次の値段で特賣し

一、煉化石	百枚	代金三十一錢五厘	
一、石	灰	一俵	代金十錢

と云ふので、彌生坂附近から以西の市區改正が斷行された。此事は函館として組織的に道路改良を實行した最初のものである。また家屋に於ても改良費補助の願書も、其年十二月迄に一萬六千七百十五圓の出願者があり、案外少なかったが、自力で建築したものが、却て多かつた爲めに相當の家並が出来た。當時施設の面影を今も止むるものとしては、岩船吳服店やその向の杉野三次郎氏の店舗、山崎松次郎氏の店などがそれである。その他四十年の大火前には、今のインチキ復興の建物よりは、實質的に何れも立派なものばかり建ち並んで居つた。

此大火があつて間もない十二月の十日に、またく常盤町の芝居小屋から出火した。時刻は午前三時四十分で、二戸類焼し潰家五六軒で四時過ぎ一先づ鎮火した。處が當時風が烈しかつたので、二町程隔つて居た愛宕町の函館病院(今深瀬鴻堂氏の處)に飛火して、西手の病室の瓦の隙間から燃込み、全院を焼失し四時四十分鎮火したが、幸ひ死傷が無かつた。此日人形芝居を興行すると云ふので、東京から來て居つた人形遣吉田國五郎、冠造、文太郎、國藏、金五郎、幸吉、桑太郎、徳造、幸五郎、宗吉、吉太郎、政吉、澤吉、西川大三郎の十四人と、太夫には竹本小柳、浪若、峯花、三味線が野澤語久、小菊、小糸、語榮の四人、他に娘連で出遣する西川小伊三、小伊吉、小伊登、小伊八、吉田小國の五人、總數二十六人の大一座が、伽羅先代萩竹の間の段、御殿の段、累身賣の段、土手場殺の段、膝栗毛彌次郎兵衛喜多八赤坂並木の段、大切は壇の浦兜軍記阿古屋琴責の段等惣掛合で蓋開けすると云ふ事が、オチャンとなつたのは遺憾であつた。また此前夜姐妃を上演して巷談の火事となつたかどうかは、資料が無いからなんとも云へぬ。火元の常盤座主宮城野吉之助が、十二月十四日函館裁判所で失火條に依り懲役七十日の贖罪金五圓廿五錢を申付られて、此年も暮れた。今もあるが、その頃は放火をするもの、火事場泥棒をするものと云ふ不心得なものがあり、中にも山脊泊の五十集渡世小林甚平と云ふのが、親の許さぬ不義密通をして越後の新潟を出て、函館に來たものであるが、商賣も面白くないので、放火をして一儲けをしようと考えたが、露見に及んで監倉入となり、後に残つた戀女房のみつが又病氣にかゝり、それが漸く癒つたが、手頼る處が無いので、監倉入の夫に殺して呉れと泣込んだと云ふ珍

ニュースも、其頃の新聞に散見して居る

◎ 明治十二年

舟火事・堀江町の慘火・函館沿革史料の全滅・強慾徳右衛門・

官民一致の復興計畫・懲りざる弄火・報導機關の非常處置

明治十二年

此年は外人の記録に、十一月十二日午後八時ランプが原因の小舟の火事と、十二月六日の大火と、十五日午後十時税關附近の倉庫の火災と都合三回が擧げられて居る。回斃としては成績の好い方であるが、被害の程度から見ると、當時六七千戸に過ぎない函館が、十二月六日の大火で二千三百廿六戸を失つたのであるから、誠に空前の慘狀を呈したのである。外人記録によれば原因は放火となつて居る。又當時の新聞記事に依ると、

火元は堀江町(今東濱町拓銀支店東向邊)、全印邊より午後八時半頃發火し宵の事故消防夫は勿論官吏人民等速に馳集り必死になつて消防に盡力したれども折節南東の風極めて烈しく烟焰地を巻き火勢忽ち四方に蔓延し消防に術なく偶消防夫を勵まして道路の廣き所や土藏塗屋等を擧とし之に接する家屋を毀し火勢を絶んと圖りしこと五六度に及びたれども一方は地藏町一方は船場町に飛火し火勢一層猛烈を極め消防夫等呆れて手を束ね市民は自家の財産を運ばんが爲め名々奔走して消防する者追々散亂する有様なり斯る非常の場合なれば當支廳にても非常の處分に及ばれ監獄署の已決囚をも出して消防に使役されたれども如何せん風力次第に暴烈になり一方は地藏町より上下大工町に延燃し一方は内潤町に四五ヶ所飛火し八幡坂より會所町に及ぼし此火勢下通り舊官舎數戸を焼き警察署より英領事館に燃移り又上通り假病室より女學校傳習所に移り元町通片側を燒燼す此時支廳の諸官員始め何れも火事場に出て消防を指揮されしかども火勢漸々支廳近傍に及ぶを以て一同廳内へ引揚られ飛火の消止と書類取片付に盡力されし甲斐あつてや廳の脇に建築中なる文庫の上屋及門長屋貸付係詰所屋根租稅係詰

所屋根區務所床下等數ヶ所飛火の爲燃上り實に危ふかりしが先づ支廳は此災を免れたり然れども構内にある板藏一棟は焼失し夫より愛宕町官立假病院に燃移り天神町へ及ぼす又大通り大町二三ヶ所に飛火して松蔭學校並に當時造營中のクラブ(會堂)同所舊官宅七棟を延焼す又富岡町東本願寺別院本堂に飛たる火勢は最も烈しくして花谷町茶屋町邊二三ヶ所に飛移り直ちに天神町より上下新町台町に及び遂に山脊泊町過半焼失し翌日午前四時過ぎ鎮火せり

此夜半雨少しく降りたれど風力益強く火勢隨て盛んになり迎も飛火の防ぎとなすに足らず夜明に及んで道路の泥濘に困却するに至れり又元町松蔭町以西各町の者は稍火事場に隔絶し風下に非ざるを以て各自親族朋友杯の家に行き家財取片付に手傳せしもの十の八九に居たるが瞬間に火勢四方に蔓延の爲め家財概ね焼燼するに至る又地藏町内淵町上下大工町邊のものは初め元町近傍に運搬し同町に延焼する際再び持運びの暇なく悉皆焼却せしもの亦少なかす

土藏及板藏の焼失せしもの數十棟其内土藏は堅牢なるものも火勢猛烈にして十分閉鎖する暇なく焼落たるもの夥多あり又石造家屋などは十分に戸扉の目塗をなしたるも鐵扉悉くそり爲めに火氣侵入して焼落ち或は翌日に至つて燃上りたるも亦數ヶ所あり

市街道路に埋めある溝渠は皆燒燼して往來所々々凹所を生じ一時車を挽くに甚だ困難せりと當時の狀況を盡して居る。燒失町名や官舎寺院會社等を擧ぐると、

- 堀江町、地藏町、船場町、内淵町、東濱町、仲濱町、大町、富岡町、松蔭町、愛宕町、山ノ上町、天神町、船見町、駒止町
- 台町、山脊泊町、元町、會所町、上大工町、下大工町、茶屋町、仲新町、上新町、鍛冶町、花谷町、常盤町、片町、本新町
- 下新町、芝居町、坂町、神明横町、梅ヶ枝町

x

協同館、官立病院、英領事館及領事私宅、クラブ(建築中)、内淵學校、商船學校、第一公立女學校、松蔭學校、傳習所、常

備倉、常盤學校、警察署、電信分局、郵便局、説教所(英米二ヶ所)外人居宅(七棟)第百十三銀行、廣業商會、三菱會社

運漕社、北溟社、江湖組、神宮教會所、實行寺、稱名寺、東本願寺別院、八幡宮本殿、台町女紅支場、一諾社

其他である。殊に惜しむべきは、明治五年以前の函館の沿革史料となるべき町會所の記録が、此火災に依つて全滅した事である。

又此出火の際魁文社の小僧さんは、基坂の横で焼死し、其他二三人の焼死者もあつたが、身元が不明であり、船場町の開拓使の板倉二棟に在つた石炭が燃えて、十四五日になつても消止める事が出來ず、毎夜焰煙天に沖して噴火山を想はしめるものがあつたと新聞に傳へて居る。

避難民の立退所としては、住吉學校、燧木製造所、女紅場、劇場、願乗寺、傳習所、寶學校、馬車會所、鶴岡學校、高龍寺等の十ヶ所が宛られた。

此非常に一番必要な電信局が焼けたので、それは永國橋畔の小形徳右衛門の宅を借受けて、七日の午後一時から通信事務を取扱つた。然し電池用の藥品補充が懸念されたので、官報以外は取扱はなかつた。處が茲に不都合なのは、此地藏町に小形徳右衛門と云ふ強慾者のあつた事は、次の新聞記事で知られる。

此度電信分局假局を地藏町小形徳右衛門の宅を借用ゐられたが其局と云ふのが二階を十二疊敷計りと外に台所を少々にて此屋賃一ヶ月四十圓でなければ貸し上げられぬと申立たる由然かし同局にては諸器械をも据付けられ且つ一刻も早く事務を取扱はねば成らぬ處ゆゑ彼は掛合る譯にも往ずして其まゝお借り成されたそうだが何と徳右衛門といふ男も思ひ切た強慾者ではありませんか此場合に付込て座敷一間を四十圓とはあんまり酷いとあり、それと反對に無料で貸したいと云ふ處もある。之れも新聞記事である。

(前略) 當分は假局は場所も狭く諸事不都合なるに付同町扱所を相當の家賃にて借用ゐられたき旨掛合れたるに扱所にては

之に答へて電信局は餘と異り目下官民の爲に便宜を達する必用のものなれば家賃は申し受くるまでもなく無料にて用立んと
の事なりしとぞ然るに電信局にては其れを屑しとせられず何處までも賃借せられんとの事にて當時相談中のよし
四十圓でなければ貸されぬといふ者もあれば唯貸しませうといふもある世の中は様々のもの

扱て此大火の善後處置としては、救助小屋の施設、義捐金の配與は勿論、前年の大火に方針を確立した道路擴張市區改正家
屋の不燃化に對する貸與金など凡て官民合同で復興の一路に進んだ。其間には面白い話や美談もあるが、餘り長くなるので省
略する。然るに此火災の大難に逢着して十ヶ月も経ぬに失火をして人騒せをした事件がある。それは

去る十五日午後十時四十分ころ内澗町舊高田屋跡の土藏を佐渡商人青木三右衛門渡邊萬二郎の兩人にて借受ありしものに出
火して一棟（二戸前）焼失したるが内には戸障子網筵膳椀などいふ悉く佐渡産の物品を積入ありし由

シテ此の火の元はと聞くに取々の噂にて一定せず或は日中此庫に用事ありて這入し者あり其れ等の疎忽かともいひ又は其邊
前日の焼跡なれば焼殘の火が風のために窓の内へはいりしともいひ種々の噂だが其は兎も角前日の大火に懲々の場合なれば
一時は大騒ぎをなしたるが元より其邊は悉く前日の焼跡にて殘るものとは庫ばかり他に焚付となるべき家もなければ一棟
きりにて同十一時三十分鎮火したのはまづ安心どころか此上焼けて溜るものか

とは當時の新聞記事の書き振りで今の新聞記事とは雲泥の相違である。

以上で十二年の火事話を切上げやうとしたが、當時唯一の報導機關であつた函館新聞北溟社も焼失した事を添へて置く必要
があると思ふので、次の記事を採録した。

今回の大火災に付ては弊社も屋宇並に印刷器械其他に至る迄悉皆焼失遺類なきに至りしかば早速其筋へは休業のお届をなし
且東京その他の新聞紙を以て當分休刊の旨を廣告したれども斯る場合に際しても新聞紙は目下必要の具なれば久しく休刊し
て世の便宜を缺くに忍びず因て非常の勉勵を以て今回青森縣下に假分局を置き同縣青森新聞社に依頼して同社の印刷機械を

借用し編輯局をば當地に据置き當分元町傳習所附屬小學校を拜借して編輯並びに諸務の事務を辨じ従事は隔日刊行の處右の
事情なれば當分は無定日一ヶ月十回の刊行として暫く目下至急の用を辨じ不日東京より購求する印刷器械の着港まで豫て受
客の需求を辨じ目下の必用を達せんとす庶幾くは諸觀客所の事情を推察ありて暫く新聞紙休刊の不全備なるを憚せられよ
とある。昭和九年の大火に函館の各新聞社が競ふて青森に走り、火災速報の急に應じたと云ふが、五十餘年前既に函館新聞（北
溟）社の當事者によつて先鞭付けられて居つたのである。只に時代の相異とは申せ記事の校正が粗漏である事は、その狼狽振
りを示して居る様である。

◎ 明治十三年

|| 蓬萊町火事と芝居小屋全滅・西洋造長屋の不知火・官稟美談・雜犯律失火條・

懲役金三圓也・囚徒は逃走せず・囚人玉林治右衛門の發明・マッチと人生・管内火災統計||

明治十三年

一月早々十四日には、午前五時三十分蓬萊町の貸座敷五十嵐たか方から出火し、西北の吹雪に同業八戸を焼拂ひ、隣接の蓬
萊座も烏有に歸して了つた。場所は今の寶町邊の處で附近に堀があつた爲めに、延焼が少なくて済んだのである。此蓬萊座と
云ふのは、蓬萊町開始の頃（明治四、五年頃？）宮城藤治郎と云ふ人が宮城座と云ふ劇場を建てたが、後に名を改めたもので
西に常盤座、東に蓬萊座と對立して居つた。處が十一年には常盤座が焼け、今また蓬萊座が焼けたので、函館は當分芝居を觀
るといふ望がなくなつた。そして此火事に焼死人ではないが、汐止町の人井上權次郎が親分の飯島春吉といふ人の處へ手振
駄付けて、敷居に躓いて頓死し十萬億土までかけ込んで了つた。

一月廿七日午後九時十五分と外人記録にあるが、新聞には三十分とある火災は、仲濱町百十一番地の西洋造りの長屋（第五
號）の端にある四方萬藏方の厠と物置の間から發火し、長屋一棟、船改所附屬板倉一棟焼失し、水夫部屋一棟を押潰し、十時

三十分漸く鎮火した。當時萬藏が上京中で古着渡世の上田勘藏が留守居をして居つたが、原因が不明であつたと云ふのが、此火事の大体である。處が此類焼した板倉の中には前年十二月の大火に類焼した人々への救助米が五百四十四俵入つて居つた。それを漸く二百八十俵程出すが、残餘を引出す餘力がなかつたので、區役所の書記が大聲で誰でも持出した者には與へると觸廻つたので殆んど全部を引出した。然るに西村覺治郎、菊地岩藏、阿部源藏、山田末吉、關伊四郎、伊藤福造等の六人が、その持出した米が當然その所有に歸すべきだが、三十俵程を區役所へ差出したと云ふ美談があつたのである。

二月一日午後二時鶴岡町十番地酒造家河合清之助室一棟半焼取潰し、

二月四日午前二時人家一棟原因不明と外人の記録にある。

二月十八日午前六時頃、蓬萊町貸座敷金丸子淺草津滿方より出火、戸數十八戸内貸座敷四軒引手茶屋一軒を焼失、樓主津滿を呼出し取調べたるに、強情にも隣家より發火の何んのと云つたが、結局飯炊の由井つやが手ランプを置き忘れたと云ふ事で火元も原因も判明し裁判所から收贖金一圓を申渡されて即刻免が付いた。

三月九日午前四時地藏町に火災があり、汐止町百十三番地寄留新潟縣平民藤井鹿之助は火元として取調べを受け、隣家の齋藤東助方より出火したと申立たが、陳辨相立す十八日雜犯律失火條により、懲役四十日贖罪金三圓を申付られた。

三月十一日午後五時離家一棟燒失(位置不明)

六月一日午前一時台場町附近十八棟燒失

と此も外人の記録にある。三日の函館新聞には神明町にて十八戸燒失、火元は大工小屋で市中の噂では放火といふ事であるが、五日には次の記事がある。

去一日午前一時神明町の出火に付て若松町百廿九番地大工高屋千代藏は一昨日當裁判所に於て左の通り處分に成りましたシテ見ると放火といふたのは全く嘘でありました。

其方儀函館辨天町細工小屋より歸宅する際煙草火片付け方に注意せざるを以て遂に火を失して其小屋を燒及び他人の家に延燒する科雜犯失火條に依り懲役四十日贖罪金三圓申付る

と云ふのであるから、四十日の懲役を金三圓で決濟した譯だ。然し此原因調査が今から見ると何んだか物足らぬ氣がする。

九月十四日港内で船火事があつた。三菱會社所有の青龍丸の石炭倉から發火したのである。

十一月十三日午前十時に龜田の百姓家が一軒燒をした。

十二月には、押詰つた廿二日午後十一時十分監獄署の木工場から出火して、授産場に燃移り看る間に物置等六棟を燒失した。當夜は寒氣の嚴しいのに西風が烈しく、殊に大雪と云ふので、一時は火勢の猛烈に近寄るべくもなかつたが、幸ひ附近に建物が少ないかつたのと、消防組や懲囚人の非常な盡力で、被害も此程度で濟んだ。外人は記録して「囚人は消火に手傳ひ一人も逃走したるものなし」と書いて居る。翌朝には市民が鮭百尾を懲囚に送り、支廳からは消防に盡力した一同に酒を賜はつたと云ふ事である。そして燧木製造所を臨時の從業所に借受け、燒跡の復舊をする事となつた。序であるから書添へて置くが、此燧木製造所といふのは、懲囚人玉林治右衛門が獄中に於てマッチの製造を工夫し、東京の新燧社の製品にも優る良品を發明したので、此工場を起すに至つた。然かも前々年余火事の消防に拔群の働をした事と、マッチの發明の功に依つて、此年十月五日減刑放免となり、翌日函館支廳民事課御雇を拜命して、月俸金三十圓を給せらるゝ身分となつた。今此事實に直面し、マッチと人生の不可思議なる關聯、即ち人間生活に一日も缺く事の出来ぬマッチも、我等人間と同じその使ひ様に依つては、時に惡の華たる放火の因ともなり、又過つて圍圍の人たりとも一度瀾然と思慮の覺醒によつては、人生に幸福を齎らし得る事を思へば、感慨無量のものがあるのである。

其頃の火事の統計は餘り見當らないが、明治十四年二月廿二日發行の函館新聞第四六二號に、或人の寄せたりと云ふ、明治七年より十二年に至る七年間の放火、失火、燒火戸數の表があるから附記する事とした、勿論支廳管内とあるから、函館市中

丈けでは無いが大勢は卜知する事が出来ると思ふ。

自十七年 至十三年 開拓使函館支廳管内火災統計

年度	放火數		失火數		燒失戶數
	件數	消止	件數	消止	
明治	七	〇	三	三	五一
八	〇	〇	三	四	四三四
九	三	三	七	三	一三四
十	二	二	二四	四	一四二
十一	一	一	一九	九	九六四
十二	五	五	一六	一八	二、四六三
十三	一九	一九	三三	二〇	一一七

等であるが、放火數の多い事と此數年來原因不明の失火度數の激増した事とは、此失火中に多くの放火が含まれて居るのではないかとの疑を抱かせる。

◎明治十四年

|| 警備消防本部と消防組・東川町の火災と外國軍艦の應援・彌生學校と火災の因縁 ||

明治十四年

此年の一月一日には、函館支廳下（今の函館病院外來診療所の處）に警察本署が新築され建坪八十七坪七合餘、別に拘留所八坪、巡查寄宿所九十坪三合餘、劍術場、賄所とも二十一坪で、本署と寄宿所とが土藏造と云ふ豪華版で此日移轉式を舉げた。茲に警備消防本部の新陣容を整へたのである。

此月第三組内に新たに消防組を組織するので、兼ねて東京より來て居た柴崎秀次郎を取締とし、更に東京より三十名の消防夫を呼び、それに當地で募集の二十八名を併せて五十八名とし、又東京へ注文した消防器械は、一月廿一日入港の九重丸で到着したので、廿八日始めて足揃へを行つた。先づ區役所へ押出し夫より組内を押し廻つて、随分立派であつたとは當時の新聞に載つて居る。また五月には左官職一團中の若連中十七八名が申合せ、左若組と云ふを組立て毎月會合して便否得失を議し、各自左若組と書したる提灯を造り、出火の節土藏の火防に盡力する規約を設けたとあるが、之は明治十七年九月に出來た左官組（後の函左組）の濫觴かと思ふ。

警報機關としては、警察署構内の火見櫓が江戸時代の名残を止むる様に、黒塗の姿を函館病院の石垣の上に現はした。その半鐘の試験打が八月七日午前十時に行はれたのである。隨て此年は放火、失火は度々あつたが、火事と稱する大物は七月十九日の東川町と十一月廿六日の彌生學校の二件に過ぎなかつた。其間私共少年時代に屢々あつた山火事と云ふのが二回ほどある。今事の大小に關らず、火災原因やその始末が防火思想教化に多少興味あると感ぜらるので、出來る丈け列擧する事とした。

一月早々十三日の午前六時、鱒淵町九番地寄留の鍛冶職田下宜太郎は風箱で火の子を飛ばし、それが天井の煤に燃移つて、一尺四方を燃蔓がつたのを近所の人が駈付けて消止めた。

二月五日の午前三時四十分地藏町三十七番地平一方前にある屋台から發火したのを、同所自身番の高木虎太郎外一名が發見し火事觸をして近所の笹間常吉等と屋台を叩潰して消止めたと、新聞が報導した。處がそれは間違で四等巡查淺利守衛が看付たとあつて、八月付で賞與として一金五十錢を賜はつて居る。原因は此屋台で客待する人力車夫澁谷多八の火鉢から粗忽を

したものとして居る。

三月一日眞砂町製鐵所なる海岸に打上られた塵芥に屢々放火するので、其度毎に飛出して消止めたが犯人が知れぬので、此日も物蔭に隠れて注意して居ると、数名の小供が又々放火せんとするので、脱兎の如く飛出し逃ぐる悪少年二人を取押へたが、仲々の強情者で名前を云はなかつたが、遂に包みきれず鶴岡町二番地石黒岩吉、山本綱二郎と云ふもので、何れも手習師匠大場某の門弟だと白状したとは、飛んだ悪太郎共もあつたものである。

三月十三日午後十時卅分地藏町四丁目十一番地横小路長屋便所から發火したのを、同長屋の大保しもと云ふ人が發見して消止めた。現場には手ツカエシと云ふ漁場用の手袋へ綿を詰み、脚胖の古裂に包んで石炭油を沃きかけてあつたさうだ。

三月廿九日東川町大熊萬次郎、吉澤清作、堀江町木下喜惣助の三人が、地藏町佐々木長次郎の出火を發見し、協力して消止めたので、四月四日萬次郎、清作へは五十錢宛、喜惣助へは廿五錢の賞與があつた。

四月十日正午十二時函館山字サンコといふ處の南の方(谷地頭の背後)に火の手を發見し、直様三等巡察雜賀孫八外八名駆付けたが、山火事で十町四面程熾んに燃えて居るのを協力して、午後三時頃漸く消止めたが、原因は地藏町龜井惣十郎長男重太郎(十四年二ヶ月)外一二名の所爲である事が知れ、重太郎には違式註違條例に依り科料金五十錢を申付られた。

四月十六日午前十時豊川町廿八番地船乗渡世中川龜太郎夫婦の留守宅で、女房の妹お兼が布團の濡れたのを炬燵にかけて外出した。その留守中に發火して大騒ぎとなつた。今一つは、其晩八時過ぎ蓬萊町貸座敷(金丸小)淺草つま方にて、トン／＼と二階に上る拍子に釣ランプの釘が折れ、ランプは微塵に碎けて一面の火となつたが、廓は人の出盛り時であつたので、大勢寄つて消止めたが、此家では前年二月十八日にも失火して科料を申付けられた事がある。

四月二十六日蓬萊町貸座敷梅川吉五郎方の物置の炭俵より突然發火、折よく下女丸山お末が見付けて、難なく消止めたが、原因は放火の疑があつた。

五月五日此日は舊曆の四月八日であつて、函館山藥師參詣の老若男女が多かつたが、正午十二時頃水元近傍官地小松原に火を放つたものがあつて、巡察が駆付け八十坪の焼失で消止めたが、三時頃再び燃出し七八十坪程も焼いて了つた。警察からは山内警部巡查數名、船改所からは水夫等が出張して漸く消止めたのである。

七月十五日午後十一時三十分曙町(元南新町)百四十一番地藤村福太郎方と隣家の奥村九兵衛方の間に小路に放火したのを、同町川崎みへ方止宿岩手縣平民五日市萬太郎外二人が發見し、共に消止めたが、現状には鉋屑を積んで放火し、羽目板が焼焦げて居た。

七月十九日午後十一時過ぎ東川町四十八番地漁業渡世木村松太郎方の雜藏より發火棟數十二棟、戸數二十五戸延焼し、外に潰家二棟、半潰三棟にて十二時卅分頃鎮火、風は西北の合の風で、風下は濱邊であつたのが幸ひで被害が少なくて済んだ。原因は放火であつたさうだ。此火災には碇泊中の佛蘭西軍艦テニス號と、英吉利軍艦リレー號から消防として水兵等八十人許り上陸火事場へ出張消火に盡力した。此火災も放火の疑はあつたが、雜藏の持主松太郎が火元として懲役四十日申渡され、その贖罪金三圓で免かつた。

七月二十一日午後一時三十分頃曙町百四十一番地藤村福太郎方の下家である天窓の上から突然燃上つたのを、同町止宿の江差の玉木由藏が見付け、同家を叩き起し共に消止めたが、其跡に古綿屑、鉋屑、藁の三品を纏めてあり、二度目の放火とあつて不審を抱かれた。

九月六日畏くも 明治天皇御滯泊の日に午後十一時半頃、蓬萊町浦島樓の娼妓部屋から發火して、夜番の消防組など駆付け、一時は大騒ぎしたが幸ひ大事に至らずに消止めたのは重疊であつたが、時が時だつたので誠に恐懼の至りであつた。

九月十五日午後二時豊川町旅人宿島田長太郎方にて、据風呂の煙筒から發火し、屋根に燃移り、あわや大事に至らんとしたが、同家の淀川忠三郎が發見し、それに近所の人々も駆付けて消止めたとある。

九月二十七日大暴風の眞最中に三菱社の人足部屋で大立廻を演じ、火鉢を引つくり返し火の雨を降らして警察へ拘引されたと云ふ珍事もあつた。

十月四日午前一時三十分頃船見町實行寺の大工小屋から出火、同所の夜廻番人水島徳之進が発見、火事觸に依つて、菅井留吉、黒澤藤吉等馳せ集り漸く消止めた。原因は太工の不始末だつたさうだが、徳之進は職務勉勵を櫻庭區長から賞せられ金五十錢を賜はつた。

十月十八日午前二時頃船見町二十五番地山本八之丞方より出火、最早大事に至らんとしたが、夜廻番の淺利鍋太郎が認めいきなりたゞき消した。原因は八之丞が酔拂つて爐邊に燈火を置いて寝込んだが、燈火は疊に燃移り床下に燃擴かつたものさうだ。鍋太郎は其功を櫻庭區長より賞せられ金五十錢を賜はつた。

十一月十七日夜八時半頃函館支廳玄關脇請負人溜の部屋より出火、原因は火鉢の火が縁より燃擴がり根太下へ移り、既に大事に至らんとしたのを、玄關番が見付けて消止めた。

十一月二十九日午前二時彌生小學校が焼失した。函館新聞に

「支廳の時太鼓と共に烈しく打ち鳴したる半鐘の響に、港内の睡りを驚かしたる天神町の失火の元は、未だ作事申なる新築の公立小學校の東玄關左手の教場より出火、其原因は晝間大工達の作事申用ひたる火鉢の火を疎末になしたりとの事なりと、遂に建坪五百六十六坪己に九分通り新築して、遠からず開校に間もあらぬ屋宇をして残り少なく烏有に歸せしめたり幸ひに近傍は、人家もなく風も穏かなりしかば、延焼もせず三時頃全く鎮火したり、火勢熾なりし頃は、火の粉飛ぶ事甚だしく弊社及斜めに末廣町邊は眞下に風をうけしかば、是か爲め狼狽大方ならざりしが、幸ひに懸念なる諸君の御盡力旁にて、弊社も無事に其外も飛火せざりしは誠によるこぼしきことなりき、又聞く處に據れば、同校受負人石井彌三郎も殊の外勉強なし、同夜も手代と共に同校に宿直せしが、ソレ火事と聞くより彌三郎は氣も顛倒して只うろ／＼とすを斗を、手代藤井喜

太郎は心配なし主人の後より注意して盡力せるが、如何しけん喜太郎は物につまづき轉ぶと其儘煙に巻かれて己に危き處を救はれ早速病院に入院せしが餘程の大怪我なりしといふ

五十七年前當時唯一の大校舍として、壹万餘圓で新築されたる此校舍が、脆くも一握の灰と化して了つた。そして再び寄附金を集めて再築したが、明治卅六年まで使用した校舍であつた。然るに此年も改築して間もなく復々四十年のあの大火に焼失重ねて工を起して出来たのが今の校舍である。思へば不思議とも感ずる奇しき因縁である。然し木造家は焼けるものであるし、その建築物の大きさに比例して周囲を類焼するの危険率が多い事は、今更言ふ必要もない。然るに今頃市會の中に此學校改築に木造説を主張して一端の經濟觀を披瀝して居られる人もあるさうだが、此様な人の爲めにも是非彌生校を不燃質の學校として、その蒙を啓き之を教育せねばならぬと思ふ。

十二月七日午後十時蓬萊町三十一番地煉瓦積職人と久田藤吉の留守中に發火し、最早天井へ燃抜けんとしたのを、同番地の仕立職原五左衛門が駆付け火事觸をしたので、近所合壁寄集つて漸く消止めたとあるが、之に依つて五左衛門が殊勝の事なりとて金五十錢を下賜された。

十二月十八日午後八時三十分頃天神町九十番地染木きぬ方裏手の雜小屋に放火され、既に母屋に焼移らんとする處を、近所の工藤市十郎が発見し近所隣を呼び集めて漸く消止めた。

十二月二十日午後七時過ぎ壽町十三番地小間物渡世小關千代吉方の炬燵より出火したのを、同じ長屋の久慈某が盡力して漸く消止めた。

◎ 明治十五年

明治十五年

一月十二日午後十一時過ぎ中濱町中野善兵衛所有の西洋形帆船蜻蛉丸（七十噸）より出火、
 二月八日午前五時三十分頃西川町寄留奈良岡茂吉宅の居酒屋の杉看板（杉葉を毬型にした酒屋の目印）に放火され燃上つた
 が消止めた。その夜又青柳町十番地表具師亀五郎方にて、留守居の小供がランプを落したが、之亦消止めて無事なるを得た。
 丁度此日が其頃日本全國の輿論を沸騰させた、開拓使不當拂下げ事件の主体であつた開拓使が廢されて、北海道が三縣分治
 の時代となり、函館は函館縣の所轄となつた日であるので、開拓使時代火災記事は之で畢る事とした。（昭和一二・三・一五）

函館大火の梗概

函館消防組

一、函館大火略表（甲）（自明治元年至明治三十九年百戸以上）

出火年月日	出火場所	原因	鎮火時刻	天候	延焼中ノ風位風速	焼失棟數	焼失戸數	町數	損害額	備考
明治二年五月十一日	辨天町 辨天砲臺より	放火			東		八七三	五		俗に脱走火事と云ふ
明治四年九月二日	常盤町より	煙草 吸殻			北		一、二三			俗に切店火事と云ふ
明治六年三月廿三日	豊川町 家根屋新四郎				西		一、三四	一〇		俗に家根屋火事と云ふ（死者五名） 弘前藩士水原英作は前年水道施設 の急を官に獻策せり 恵比須町、地藏町（今の末廣町）東 に延焼し同時に火災二ヶ所あり
明治八年四月十八日 後三〇	蓬萊町より				東		四四	四		

明治九年 四月廿八日 後 一三〇	明治十年 一月六日 前 三、五	明治十一年 十一月六日 前 三、五	明治十二年 十二月六日 後 八、三	明治十八年 五月十三日 前 四、〇	明治二十年 五月二日 後 二、四	明治廿八年 十一月三日 前 三、五	明治廿九年 八月廿六日 前 〇、三	明治卅二年 九月十五日 前 九、四
辨天町より	汐見町より	盤淵町一番地より	堀江町 (未廣沙止町境) 放生 魚市場より	惠比須町九番地先 より	西川町 馬車會社物置より	鶴岡町二九 佐藤合羽店より	西川町八番地先 より	豐川町 酒酒店より
			放生				放生前	午後三、〇〇
西	東	南東	西	東	東	北西		
三〇	七八	五三	四四	四四				
二、四九四	二、二八〇	二、一七	四八	一三三	二、三六	九五四	八〇	九五
四	一〇	二、四八、二〇	三	三	三	七		
<p>要塞附近より海岸近く迄</p> <p>焼跡に對しては大々的に區劃整理を斷行す 要塞附近よりハウル商會事務所附近迄</p> <p>焼跡に對しては前年同様道路の大改革を斷行す 魚市場より要塞附近迄焼死者多數あり</p> <p>前年購入蒸汽唧筒を此大火に使用す 延焼 惠比須町一番地より三番地迄 末廣町三番地より六八番地迄</p> <p>地藏町へ延焼九九戸西川町三八三戸西方永國橋に止る</p> <p>二十二年十二月より水道通水す此の年より函館電燈會社の設立あり</p> <p>俗にテコ委火事と云ふ</p>								

一一、函館大火略表 (乙) (自明治四十年七月以上) (至大正十年七月以上)

明治卅三年 十一月三日 前 二〇	明治卅四年 四月十一日 後 三〇	明治卅五年 五月四日 後 三〇	明治卅五年 六月十日 前 三〇
東川町一五七番地先 より	若松町七 石田雜貨店より	東川町二一七番地 先より	鶴岡町三六番地先 より
東	南東	西	西
六・七	六・七	二・六	五・五
	六五		
一五五	二三五	一〇八	三九六
	三		
死者一名			

明治四十年 八月廿五日 後 〇、三	明治四十四年 三月廿三日 前 三〇	明治四十五年 四月十二日 後 二、〇
東川町二一七先 火元不詳	海岸町二六 日雇 吉村 キハ	音羽町六六 綿屋河村織右衛門
不明	洋燈 落	機擦 後
翌前九、〇〇 一〇、三〇	二、四三 二、三三	一、四〇 一、五〇
始め晴天 午後四時 曇後雨	曇 天	晴
東南東	西北西	西
一〇・四	三・九	一・四・三
一六・八	一	三三〇
八、九七七	一四〇	七三三
三四三、一四八、三三七	一	四
三〇、〇〇〇	三五、八〇〇	
水道停水中 濕度八五—九一%	水道停水中 濕度五八—六二	水道停水中 濕度三九—四六

大正二年 五月四日 後	大正二年 五月廿五日 後	大正三年 四月八日 後	大正三年 十二月一日 前	大正五年 八月二日 後	大正十年 四月十四日 前	大正十二年 八月廿四日 前	昭和三年 五月六日 後	備考
若松町四 倉吉	東雲町三九〇 永田金次郎	蓬萊町四〇 鈴木チエ	釜淵町二 ヲル	旭町二四〇 白玉製造所	東川町一九八 葉子製造業 西村藤助	東濱町一五 旅館業 勝田鑛藏	若松町五〇 北海薪炭合資會社	明治四十年及大正十年の大火に關しては更に詳述しあり。
煙草後 三、〇〇〇	提燈 二、四〇〇	爐火 二、四四五	炬燵 三、〇〇〇	乾燥室 八、二〇〇	竈 六、二五〇	煙筒 四、〇〇〇	子供ノ 後二、〇〇〇	
晴	曇	曇	晴天 降曇雨	東	東南 東南東	南東	晴	
西南西	東南東	東南東	北西北 北西	東	東南東	南東	南西	
一五、〇〇	六、七、二	二、二、九	一、五、四	四、五	八、〇〇	一、〇、二	一、〇、三	
五七三	九四	一	四三	九四三	一、〇、九	二、四、二	三	
一、五、三	二七七	八四九	六七三	一、七、三	二、四、二	九	七〇	
六	一	五	四	七	一、三、七	八〇〇、〇〇	四五、〇〇〇	
六四、七、七	四〇、三、六	二八、九、〇	六、六、七	七〇〇、〇〇〇	一、三、七、七、九、五、四、九	八〇〇、〇〇	四五、〇〇〇	
上水道停水中 濕度六〇—五四	上水道停水中 濕度五八—六〇	上水道停水中 濕度三七—四九	上水道停水中 濕度五二—五六	上水道停水中 濕度六五—九一	上水道停水中 濕度八九—九六	上水道停水中 濕度七二—七七	濕度六二—七〇	

三、明治四十年の大火梗概

—當時の消防記録抜萃—

(イ) 出火時間 明治四十年八月二十五日午後十時二十分

(ロ) 出火場所 函館市東川町二百十七番地附近

(ハ) 出火原因 洋燈顛落の説あり

(ニ) 風位風速 東 十米四—十六米八

(ホ) 焼失區域 四十餘萬坪

(ヘ) 焼失戸數 八千九百七十七戸 (區役所調報一萬二千三百九十戸)

(ト) 罹災人口 三萬二千四百二十八人

(チ) 損害 三千百十四万八千三百三十七圓

(リ) 死傷者 死者八名 負傷者數千人

(ヌ) 鎮火時間 八月二十六日午前九時

(ル) 救護人員 延千六百八十七人

明治四十年八月二十五日午後十時二十分東川町二百十七番地より出火し、當時南東の風速十米突四であつたが漸次風力加はり、翌二十六日午前一時に至り十六米八の暴風となつた。而して出火場所附近は粗造の倭屋稠密せし爲め忽ち四方に延焼し且つ暴風は火災を助けて猛威を逞しふして焼失區域倍々擴大し、火粉雨霰の如く飛散し焰煙市街を覆ひ其慘狀言語に盡し難き狀況となつた。加ふるに四十餘日間連續せる旱天は不幸にも水源を涸渴せしめ日々の用水にも缺乏を告げし際なれば、消火栓の

効力少なく警察官消防組員等は鋭意防禦に盡力せしも容易ならず、終に三十三ヶ町八千九百七十七戸（區役所調一万二千三百九十戸）を灰燼に歸せしめ其の損害は實に三千百十四万八千三百三十七圓を算するに至つた。其他焼死者八名、負傷者數千名を出して翌二十六日午前九時漸く鎮火した。

此の火災は空前の災厄にして貧富の別なく一時衣食住を失ひしを以て、二十六日より應急の救助を爲した。焚出場は十四ヶ所にして九月二日閉鎖する迄其の救助を受けし戸數八千五百九十八戸、人口四万二十四人、避難所は二十ヶ所に設け、九月五日迄收容せし戸數は千三百三十八戸、三万二千四百二十八人に達した。又北海道火災救助基金法により食料の供給を受けしもの六十五、小屋掛の救助を受けしもの五十三、尙ほ此の法令に該當せる罹災民九十七戸は、區に於て當分之を適當の所に收容救助した。

畏くも 兩陛下より火災救恤の思召を以て金一万三千圓を下賜せられ尙北條侍従をして實地の狀況を視察せしめ給ふたのは有難き極みである。

此の損害の全國に報ぜらるゝや、各地より義捐金を贈られ其の額計金七万九千八百餘外米贈等多數寄贈せられ、此れに依つて區民は救護された。

又區に於ては善後策として家屋の復舊を圖らんが爲めに、條例を設けて四十年八月後の建築の家屋に對して、四十年第二期より四十二年第一期迄三ヶ年間特別建物割を免除し、又一方には罹災小學校の建築及道路の改正を行ふ爲め、卅七万二千圓の區債を起して、二ヶ年の繼續事業とし略豫定通り之を完成せしめた。

又在來の蓬萊、台町兩遊廓を大森町へ移すことゝなつた。

四、大正十年の大火梗概

—當時の建築學會批判要旨—

- (イ) 出火時間 大正十年四月十四日午前一時十五分
- (ロ) 出火場所 函館區東川町百九十八番地菓子製造業西村藤助方
- (ハ) 出火原因 乾燥の目的を以て竈の周圍に製菓容器を列べ置きたるに因る
- (ニ) 出火時風位風力 東八米——十一米
- (ホ) 焼失區域 十五万二千八百三十坪
- (ヘ) 焼失建物 千三百九棟 其内重なるもの病院五、學校三、銀行四、劇場五
- (ト) 焼失戸數 二千四百四十一戸
- (チ) 罹災人口 一万九百九十六人
- (リ) 損害 千七百七十九万八千五百四十九圓
- (ヌ) 死傷者 死者一人、傷者不詳
- (ル) 鎮火時間 四月十四日午前七時三十分
- (ヲ) 救護人員 延千八百七人（四月十六日迄）

一、火災の経路

發火の位置は區内東川町東部の一角、比較的粗雑なる木造家屋の櫛比せる所謂危険地區で、當時風位は眞東にして風速八米時刻は區民一般が深き眠りに陥れる午前一時過で、失火當事者は之を隠蔽せんとして遂げざりしものゝ如く、恰も消防隊火見櫓よりは寶小學校の大建物に遮られて發見の時機を誤り遂に此の一大火災を惹起するに至つた。消防隊の手配に關しては兎角の批評を爲すものあれども當局者は前年（明治四十年）の經驗に基き北西方地藏町方面を警戒することに頗る力め、殆ど全力

を擧げて錦座及寶小學校の防禦に盡した。蓋し此の二大建物にして焼失せんか延いては警察署、消防本部に延焼し或は船塲町の諸倉庫より東濱方面に擴大するやも測り知る可くもあらず、或ひは前回の轍に倣ひて函館の大半を烏有に歸せしめたかも知れぬ。消防當事者の苦心實に茲に存せしもの、如く、地藏町方面の防禦は幸にして其効を奏したが、他方蓬萊町方面は殆んど其の防備の空虚なるに乗し火勢は漸次西方に向つて延進し活動寫眞館の多數を嘗め盡し、花柳界の本據蓬萊町、相生町を瞬間に灰燼にし午前四時己に十字街を襲ひ曙町二十間坂附近に達した。十字街は函館の中心にして大商賈軒を並べ最も繁榮を極めたる地域、二十間坂は前掲の如く當地重要な防火線にして區民が尙一縷の望を繫いた地点である。

此時風力は尙十一米を示し人は疲れ器械は損し又如何とも爲す能はざるの域に達した。二十間坂は事實無防禦の有様なりしが如く、果然慘風一過、午前四時卅分を以て會所町の一角より脆くも破れた。消防派出所の假小屋を介して延焼したのは天も亦皮肉を知れるものか。猛焰は更に新生面を開きつゝ西へ西へと狂ひ行き復もや函館全區を灰燼し了らんとするの形勢を示した。忽ちにして末廣町、會所町、元町を席捲し、聖保祿女學校、函館商業學校、天主教會堂の大建築を燒燼し、更に函館支廳舎、公會堂並に區立病院に及ぼんとした。

消防隊は茲に於て必死の勇を鼓し基坂の防火線を警戒せしが幸にして風力稍々衰へ曩の威力を逞しせず、辛ふじて之が進路を遮ることを得たるは不幸中の幸であつた。

斯くてさしも猛威を振ひし祝融氏も漸次鎮靜に歸し午前七時三十分を以て全く鎮火するを得た。失火より鎮火に至る時間六時十五分、即ち一分間に四百餘坪を延焼し、十秒間に一戸の割合を以て燒燼したことになる。

二、大 火 の 原 因

今回の大火は實に稀に見るもので、函館に於ては明治四十年八月の大火に亞くものであつた。此の日風力は頗る強烈なりし

と雖も尙其の對策の宜しきを得は斯る慘害は幾分減ぜられしやを感ぜられる。吾人は徒らに當事者の術策を攻撃せんとする者にあらず、要は只此の慘害を繰返すの愚を避けんとするものである。

次に今回の火災をして一大事たらしめし主因を摘記して参考に資する。

- 一、風力は強烈なりしこと。
- 二、火災發見の時機を誤りしこと、附消防隊出動の遅かりしこと、之れ一には寶小學校の蔭に隠れて火見櫓より見えざりしにも據る。
- 三、出火當事者が隠蔽して私に揉み消しを試みしこと。
- 四、出火當時水道停水中なりしこと。
- 五、消防機關並に消防手の不足なりしこと、自動車ポンプは早く已に破損して不能に終りたるが如し。
- 六、家屋の凡べて粗雑なりしこと。
- 七、防火線の不徹底にして効を奏せざりしこと。
- 八、區民は火災に對して餘りに利己的なりしこと。即ち火災に際しては區民は只自己の家財を搬出するに忠實にして消火の方面には没交渉なりしこと。各戸荷馬車を雇ひ先を争ふて運搬する光景は頗る奇觀なりしといふ。

三、其 他 の 素 因

函館に於ける大火は季節に依りて自ら定まれるものがあるが如く、先に述べし所を綜合して大體次の結果を發見した。

(イ) 四、五兩月は南西若くは東偏風強烈にして且つ濕氣少きを以て建物乾燥し水利不便の場合多く、此の時機に誤つて火を失すれば一大事に至る事を免れない。

(ロ) 八、九兩月は東偏風最も強烈、水源又潤澤ならざる事多く、右同様大火季節である。

(ハ) 冬季は一般に火災多き理なるに拘らず一、二月に大火の皆無なるは積雪に防げらるゝ結果に外ならず、此の兩月は大火災無きも出火の度数は極めて多い。

(ニ) 六、七兩月は風力極めて微弱なると降雨期に相當するを以て大火は勿論小火災も極めて少い。

之を要するに大火季節とは換言すれば風力強大、水利不足の時期にして大火誘發の自然的條件は實に此の二者を以て盡きる可きものとする。函館は不幸にして或期間此の自然的素質を最も潤澤に保有せるを以て其人爲的缺陷と相伴ひて常に大事を惹起しつゝあるものと認められる。

四、大火と其の對策

函館の地は火災に對しては天然に絶好の素質を保有すること前述の如くである。而して之に對する防火施設若しくは防火方針なるものは相當に見るべきものが多い。而し自然的素因に對する人爲的對策の稍劣れるの感無き能はず左に項を別ちて之を述べて見たい。

(イ) 防火線並に防火建築

區民は防火線に就て夙に覺醒せるもの、如くである。されど防火建築に就ては遂に聊かの注意を拂ふものはない。是れ根本に於て誤れるものたるを信ずる。此の問題に關しては當に函館區民に限られたるものに非ず孰れの市民に就ても同様なるが、斯る自然的素質を有する函館に於ては尙幾分の進境に居る可きを理の當然となす可きも、事實は全く之に反し殆ど全區を通じて陋屋に甘んじ幾度火災に遭遇して又悔ゆる所が少い。會々具眼者ありて之が根本計畫を立つることあるも經費に籍口して遂に實行の域に達せざるが如く、姑息の策を弄す。

今回の火災は計らずも防火道路に關して一の教訓を與へられた。即ち「防火道路は幅員の過大なる強ち効力を示さず寧ろ防

火線に沿ひて絶對防火建築を強ふるに如かず」と。區當局亦此の点に氣付きしが如く近く其の燒失區域に此の制を布かんとするの計畫ありとか、吾人は双手を舉げて之に賛せんとするものである。否寧ろ其遲きを惜しむものである。

(ロ) 消 火 機 關

函館の水道並に消防機關に關しては未だ甚だ心細い。若し前項述べし所の防火建築にして完全に近きもの稀比せんか消防機關を閉却する事左まで不可なからんも、さりながら此の天然の危険地區に存在して危険なる陋屋に據り尙且つ此の貧弱なる消防施設を備ふるのみでは區民の不覺寧ろ感むべきものである。幾度災害を蒙り幾度其の誤を悔ひ遂に其の對策を講ずる無きは實に文明的都市の體面を損するものである。

五、歸 結

吾人は茲に於て結論に到達した。

函館をして大火を頻發せしめし主なる原因は次の如くである。

- (1) 函館は地形上大火誘發の素質を有す。
- (2) 函館區民は從來其人爲的對策を誤つた。既往は咎めず今後の對策に就て如何なる方針を採る可きか吾人の主張せんと欲する所は次の如くである。

- (1) 建築は絶對防火構造たる可きこと。
- (2) 少くも防火線を制定して其の地帯に防火建築を築造せしむること。
- (3) 消防施設を完備せしむること。

以上

函館大火の模様と復興の状況を奏上す

— 行幸を拜して復興函館市民の感激 —

昭和十一年十月十日こそは二十一萬市民にとつて忘れ能はぬ 聖駕奉迎の記念日であつた。其の日は朝來秋空一碧臥牛山は早霜に紅葉の薄化粧を装ほひ、山氣爽快、閑雅靜穩、當地としては一年中に二日と見られない絶好の行幸日和で、全く水盤上の盆景のやうに綺麗な函館であつた。

天皇陛下には午前九時五十分、由緒もゆかしき明治天皇御上陸記念地函館税關棧橋に御着、午前十一時四十二分、焼失地に復興新築せられたる青柳小學校に着御あらせられた。而して同校に於て市長坂本森一氏は、先づ謹んで一昨年の大災禍時に際し賜はりし洪大なる御仁慈に對し奉り市民を代表して御禮の赤誠を捧げたる後、約十分間に亘り屋上の御展望台より復興の新街衢を御瞰下遊ばさるゝ 陛下に對し奉り、地圖と實際とを對照しつゝ、謹んで大火災の模様と大火後の復興状況に關し具さに御説明申上げた。

陛下には終始御熱心に御聴取遊ばされたが、地方一都市の事に關してまで斯くまでに大御心を傾けさせ給ふかと聖恩の宏大なる唯々感激の極みであつた。

尙洩れ承はるところに依れば坂本市市長奏上の要旨は(一)函館大火の概要(二)綠樹地帯の構成(三)消防機能の強化(四)復興事業費豫算(五)國庫よりの恩恵等に關するものであつたいふ。

第五編 消防沿革史

第一章 數組人力消防時代

一、函館消防の起源

我が國の消防組は、徳川三代將身家光が慶安三年六月二十六日附を以て設けた「火消役」を起源としてゐるが、函館消防は文化三年十月四日の拂曉出火した辨天町の大火に鑑み、時の奉行羽田政養が、部下に組織せしめた「日月消防組」を以て濫觴としてゐる。當時羽田奉行より日月消防組設置に關し元締役蛸子七左衛門に申渡したる達に曰く

- 一、箱館市中出火消防定雇
- 一ヶ年 米 六俵 井戸屋吉兵衛
- 同 米 四俵 外 十四人
- 〆 十五人

右出火消防定雇申付書面之通被下消防致し候節は吉兵衛へ錢三百文外十四人へ二百文宛被下候駐付のみにて手合不仕候節は吉兵衛百五十文外人足へ百文宛遣候積り

但し是は當方にて心得居候事
渡りもの左の通り

一、革羽織、裃天、股引
組織當時は吉兵衛外十四人であつたのが、其後三十人に増加して、足留の爲一ヶ年米六十九俵を支給し、消火に努めたる際は二百文の外其功勞によつて手當を支給し又旅人宿より駐付けた者には、百文を給し消防の爲盡力する時は更に二百文を支給

することに規定されたのが即ち函館消防の起源である。此の「日月消防組」は奉行の監督の下に置かれた唯一の公立消防組であるが、此の外民衆消防として安政年間山の上遊廓の公許された當時同町に「山の上消防」及地藏町に「ち組」と稱する私立消防組が組織された事實はあるが、維新の政變殊に函館戦争の爲殆んど解散同様に記録に徴しても何等の史料を遺して居らぬので審ではない。

二、私立消防

箱館戦争當時解散同様の運命に陥つた私立消防は、明治二年時の名望家常野正義が、消防組の再興を唱へて各町に再び編成されるに至つた。それは、

- 山の上組 (山の上町)
- 大町組 (大町)
- 内瀬組 (内瀬町)
- 蛇の目組 (辨天町)
- 菱組 (地藏町)
- 分銅組 (地藏町、豊川町、東川町、西川町)

の六組で開拓使支廳の監督の下に組織されたものである。當時は支廳に太鼓櫓が設けられて、一朝有事の場合は非常報鼓に依つて消防組を出動せしめつゝあつたが、後年(明治四年八月)太鼓は半鐘に改められると共に、市中には左の如く老幼罹災者の立退場を定められ、出火報知の点鐘等も一定されたのである。

當時罹災者立退場

- 一、辨天町台場内
- 一、神明社内
- 一、八幡社内
- 一、御藏地内
- 一、招魂社内
- 一、牢屋敷近傍(相生町)

斯くて私立消防組は開拓使支廳の應援と指導の下に、明治九年官立消防の組織さるゝ迄防火に努め、徳川脱走兵の「脱走火事」を始め、明治四年九月の「常盤町火事」同六年二月の「屋根屋火事」同八年四月十六日の「蓬萊町火事」等の際は顯著なる功績を挙げたのであるが、此の私立消防は明治十八年二月消防組の改革に際し、時の官立消防と合併して公立消防となり、現今の消防組を形成する素因となつたのである。

三、官立消防

私立消防は前述の如く、明治二年より發達し來つたのであるが、明治九年開拓支廳は、私立消防の貧弱なる消防器具に慍ずして警視廳より蒸汽ポンプ一臺を購入すると共に(該蒸汽ポンプは明治三年東京府廳消防局にて始めて英國サントメーション會社より購入せる日本最初のポンプにして明治十八年盛岡市に賣却されたるもの)同九年四月官立消防組を組織し之を二組に分け、一を函館組、一をポンプ組と稱したのである。同月二十八日の開拓使支廳第四十四號の達に依れば、ポンプ組及函館組(俗に消防組と謂ふ)の役割人員、手當金、諸器械は左の如く定められた。

ポンプ組	組頭	同副	小頭	同副	筒先	平組
人員	一人	一人	一人	一人	四人	三〇人
手當	一、〇〇	七五	五〇	五〇	五〇	二五
消防組	組頭	同副	小頭	同副	纏持	櫛子
人員	一人	一人	一人	一人	二人	四人
						水道具
						平組
						四三人

一、山手より大通を横断し海岸に至る道路は幅十間以上とし適宜の場所を選び二町或は三町毎に開通し裏通り及横町等は幅六間以上とし共に直線とすること

三、大通及山手より海岸に出る兩側の家屋は石造、煉瓦石、土藏等不燃質の建築を要す若し資力及び難きものは塗屋に建築せしむべし

四、山手地形傾斜の家屋は露領浦鹽斯徳の風に倣はしむべし

等其他十三ヶ條に分け改正事項を列擧し。家屋改良委員十名を擧げて、道路、家屋に關する一切の事務を擔任せしめて着々改正の實行に着手せしめたのであるが、翌十二年十二月六日亦復稀有の大火あり、同日午後八時三十分堀江町より出火し、火熱猛烈を極めて消防の活動も効なく堀江町を始め、天神町、地藏町、舟見町、船場町、駒止町、内淵町、台町、東濱町、山脊泊町、仲濱町、元町、大町、會所町、鶴岡町、上大工町、下大工町、松蔭町、愛宕町、茶屋町、山の上町、仲新町、本新町、鍛冶町、芝居町、花谷町、梅ヶ枝町、常盤町、坂町、片町、神明横町等合せて三十三ヶ町、二千二百四十五戸函館市街目貫の場所を焼失したので、北海の關門たる函館は殆んど全滅の状態にあつたので、時任書記官を始め官民の憂慮譬へやうもなく、黒田長官より送られたる木材を以て、先づ公園内に罹災者の收容所を建造し、住吉小學校、願乗寺、高龍寺、鶴岡小學校等をも收容所として善後策を講じたのであるが、前年より改正したる街區は當時猛火の裡に巍然として其の厄を免れたので是れ全く改良の結果に因るものであると、市民は一層街區の改正一日も早からんことを唱道するに至り、茲に支廳は前年の改正に準じ、道路大改革に決して二十六名の委員に、道路改正調査方を、又二名に家屋改正調査方を命じ同月十一日經費稟裁を乞ひ十三日杉浦嘉七、渡邊熊四郎等四十二名は先づ市中に楯比する東本願寺別院、稱名寺、實行寺等の巨刹を高龍寺の接續地に移轉せしめ、十七日鈴木少書記官の歸來を待つて街區大改革の根本的設計を樹てたのである。

其の設計は最初、市街の區劃を十字形に、正劃九十度の割合とし、龜田より一直線に蓬萊町に到り右折して辨天に向はしむるものと豫定して區劃を定めやうとしたのであるが、黒田長官は地理を視察し、民情を聞き別に地圖を作製して從來の道路を基本に、其屈曲甚しい處はこれを改め、防火線路は道幅二十間、普通道路は十二間より六間と改定し、着々これが實行に着手せしめたのである。此れが爲め交通の便を得たるのみならず、衛生状態も良好となり他日水道布設、鐵道馬車の施設を容易ならしめたのである。當時の道路改革費用は合計二十一萬四千七百七十三圓を要してゐるが、工事は十三年一月初起し翌十四年十二月に竣工し諸雜費共合計二十三萬三千六百七十四圓四十七錢八厘を算してゐる。

五、公立消防の初期

官立消防時代（明治九年頃より）には、私立消防も又再興して、函館在住の南部人に依て「よ組」と稱する私立消防組等があつた。此の「よ組」は各町内とは何等の關係もなく全く獨立のもので、取締屋川甚八、頭取高橋宇太郎、吉田宇太郎等以下百五十名の一團は、詰所を下大工町（現今の相生町二十間坂）に設けて一朝有時の場合は、官立消防に相呼應して活躍してゐたのであるが、明治十七年九月卅日、消防の監督權が從來支廳にあつたのを警察に移されて間もなく、翌十八年二月消防規則の改正となり、在來の私立消防組は悉く廢止さるゝと共に、官立消防と合併して公立消防組を組織されたのである。當時の函館市街は、明治十一、十二年兩度の大火後とて、市區の大改革を行はれた結果、五大區制となつてゐる爲め公立消防も之に準じ、第一番組より第五番組の五組に編成され、一大區を一消防組に擔當せしめたのである。

位置	計	取締	組頭	小頭	消防手
計 (鍛冶町)	三七五人	五人	五人	二〇人	三四五人
一 番組 (鍛冶町)	七五	一	一	四	六九

二番組 (蓬萊町)	〃	〃	〃	〃	〃
三番組 (會所町)	〃	〃	〃	〃	〃
四番組 (地藏町)	〃	〃	〃	〃	〃
五番組 (音羽町)	〃	〃	〃	〃	〃

此の他「よ組」「別手組」「函左組」等があつたが以下少しく各組の變遷を記述して見やう。

▲一番組 は元函館組と稱し鍛冶町(現在の幸小學校敷地)に詰所を設けありて鱧洞町の丸角と稱する大工棟梁が消防入夫を供給し居たるが其後官の雇上げとなり、入費は一切支廳より給與されて居た。一番組と改正されたる當時は「山の上組」「蛇の目組」等と合併し纏は雪輪に函の字を圍ひ居りしも、後雪輪に一文字と改めた。最初の一番組頭は栗山庄左衛門、次は、新井政吉、眞田萬吉、工藤貞藏等に變遷した。

▲二番組 は明治初年内潤町(現在の末廣町)地藏町の一部に跨りて菱組と稱し南部坂(現在の末廣町東部事務所敷地)に詰所を置いたが、革正當時は元官立ポンプ組跡なる蓬萊町(現在の蓬萊町事務所敷地)に移轉し居りて二番組となつた。頭取は石川藤助、組頭は伊藤某より仲山與七に變り、火事場纏には竹田菱を用ひた。

▲三番組 は改正當時元「よ組」の頭取星川甚八を命じて頭取とし「よ組」の百五十名より七十五名を選抜して三番組員とせるを以て、星川頭取を始め元の頭取高橋宇太郎、西川久太、内藤寅吉、大澤龜吉等の順序にて頭取又は組頭に就かしめ纏は田印に三の字を記入した。詰所は小大工町(相生町)に置いた。改正と同時に「よ組」は星川に代り鎌田熊太郎頭取となり高橋喜助組頭となりて更に七十五名を以て組織せるが、大町組、内潤組等は、改正と同時に解散となつた。

▲四番組 は元分銅組と稱し地藏町、豊川町、西川町、東川町に跨つて、詰所を地藏町(現在の大新小路)に設けありしを改稱した。當時の頭取は森川菊造、組頭は長尾太文郎、後に田中吉五郎繼承し、纏は分銅に四の字を記入して居た。

▲五番組 當時東部は市街の發展遅々たりし爲め私立消防組の設備はなかりしも、新たに五番組を設けて纏は星形に五の字を記入した。頭取は間作良太、組頭は佐藤歳三。

▲よ組 は前に記述せる如く百五十名三番組と分類し後に中村清五郎頭取なり小沼文五郎を組頭とした。

▲別手組 は明治二十年「よ組」より官命に依り分れて「別手組」を組織し破壊消防に従事して居たが、人員は小頭高井仁太郎、堀合兼吉等以下二十三名で二十七年「よ組」「別手組」共に勅令發布と共に廢止された。

▲函左組 は明治十六年頃會所町鰻屋大長(姓名不詳)春日町左官職下村定吉等の發起にて組織されたるものにして、其の目的は火災に際し消防に従事するものに非らず、類焼せんとする家屋又は土藏の目塗を爲し火災を豫め防ぐを以て使命とした。故に其の組員は孰れも左官職であつた。組織當時の頭取は大長某、副頭取下村定吉なりしが、同十八年下村が頭取に、湯山春三郎が副頭取となり翌十九年湯山は頭取となり、福田恵は組頭となり廢止當時まで勤続した。詰所は寶町一等地(寶小學校敷地跡)に在つた。其の人員は左記の通り。

取締一、頭取一、副頭取一、小頭八、若者四、其他纏持、梯子乗以下人夫約七十名位なりしも一定せず。

五番組制の公立消防に改正された當時、官立のポンプ組は既述の如く明治九年東京より蒸汽ポンプを購入して居たが、當時は蒸汽ポンプに關する知識なく組員は毎月一回宛練習を爲してゐたが上達せぬのみか、一朝故障を生ずると修繕も出來ぬ爲め運搬も困難であるといふ口實の下に、公立消防の組織成ると共に盛岡市に賣却し、新に獨逸製の腕用ポンプ五台が購入されたので蒸汽ポンプ組は己む無く此處で解散の運命に陥つた。

六、上水道の布設と諸機械

公立消防の編成當時は、前記の如く蒸汽ポンプは賣却され新に五台の腕用ポンプが購入されたとは云ふものゝ在來の龍吐水

や、玄蕃桶、鳶口、鉞、引綱等消防器具は貧弱極まるものに過ぎなかつた。又當時の水利としては市中には五百七十二ヶ所の堀井戸を設備されてあつたが明治十二年の大火後市民は漸く水道布設の急なるを覺り、經費の支出方法に就き屢々官廳に補助方を請願してゐた。然るに明治十九年虎列拉病蔓延の爲め官民共に一層水道の急設を痛感し翌二十年北海道廳は神奈川縣の雇土木技師「バーマー」氏に囑託し調査を爲さしめた結果、人口六萬に供給すべき水道工事費金二十三萬五千圓を要することとなり、時の區會は十一萬圓を區の公債とし、五萬圓を基本財産より支出し残七萬五千圓を三ヶ年賦を以て官の補助を仰ぐこととなつたので翌二十一年六月起工し二十二年十二月水道工事は全く竣工するに至つたのである。之が爲め函館市民は始めて潤澤なる飲料水を使用することを得たが、若し水道に故障があつてはと云ふ懸念から在來の堀井戸は全部存置したが、翌二十三年に至り水道の好成績を認め堀井戸は漸次之を埋填し水道用として更に英國製の水管車五台を購入して之を各組に配置した。

當時函館縣警部長山内久内氏は上京事務視察の結果消防練習の必要を感じ傳習生を警視廳に囑託することとなり、警察官より警部品川鳶次郎、巡查部長堺榮光、同池澤某の三名を消防組より石川藤助、仲山與七、宮松音吉の三名を派遣し歸函を待つて一齊に消防の訓練を開始せしめ、明治二十一年には二番組と三番組に、火の見櫓を設け、夜間のみ展望警戒を爲さしめた。又同年四月より從來火災警防の爲め、各町に於て受持つてゐた夜警は全部消防組で擔任することとしたのである。右は孰れも二番組頭仲山與七、三番組大澤龜吉等の盡力に依つたものであるが、水道布設以來消火栓を利用して腕用ポンプを使用する場合少なき爲め、消防組員の人員も隨つて縮少されたが、當時の人員配置は左の如くである。

	計	取締	組頭	小頭	消防夫
一番組 (鍛冶町)	三三人	一人	一人	四人	二六人
二番組 (蓬萊町)	"	"	"	"	"
三番組 (會所町)	"	"	"	"	"

四番組 (地藏町) " " " " " "

五番組 (音羽町) " " " " " "

右の如く人員は組織當時から見ると縮少されては居るが、水道布設後の消防機關は漸次面目を改め、水管車と消火栓を唯一の頼みとして明治二十七年勅令發布まで、官私合同の公立消防として活動し、區民の爲め奮闘を續けて來た。

消防年代表 (其ノ一)

- ◇箱館消防の創設「日月組」文化三年より
- ◇私立消防 明治二年より同九年迄
- ◇官立消防 明治九年より同十七年迄
- ◇公立消防 明治十八年より同二十七年迄

初代の頭取は左の如くであつた。

一番組	栗山庄左衛門	二番組	石川藤助	三番組	星川甚八	四番組	森川菊造	五番組	佐藤歳三
よ組	中村清五郎	別手組	高井仁太郎	函左組	下村定吉				

第二章 公設蒸汽主力時代 (岡田、仲山、大澤組頭)

一、五部制度

官私合同の公立消防は、明治十八年以來、着々面目を改めて活動して來たといふものゝ、自身番的義勇消防組に過ぎな

つた。而し明治二十七年二月、勅令第十五號を以て消防組規則が發布され、續いて同年五月北海道廳令第二十九號に依つて消防組規則施行細則及消防組施行細則取扱手續が定められてからは、從來の義勇消防は面目を一新し茲に全く國家的消防組の確立を見るに至り、從來の各五番組は廢止されて、新に組織された函館消防組は五部制度で其の組織は左の如くであつた。

部名	受 持 區 域	計	組 頭	小 頭	消 防 手
第一 部	船見町、天神町（以上彌生坂通以西）山背泊、鱧淵町、小舟町、帆影町、仲町、臺場町、新濱町、幸町、西濱町、辨天町、大黒町、旅籠町、駒止町、臺町、 （所在地 鍛 冶 町）	五〇	一	一五	一三五
第二 部	船見町、天神町（以上第一部所屬を除く）汐見町、曙町、壽町、相生町（以上南部坂以西）末廣町（南部坂東側同町本通南側を除く）元町、會所町、富岡町、大町、仲濱町、東濱町、船場町（永國橋堀割以南） （所在地 會 所 町）	五〇		三	四七
第三 部	汐見町、曙町、壽町（第二部所屬を除く）青柳町、谷地頭町、住吉町、春日町、蓬萊町、寶町（學校裏以西）惠比須町 （所在地 蓬 萊 町）	五〇		三	四七

部 名	受 持 區 域	計	組 頭	小 頭	消 防 手
第四 部	船場町（第二部所屬を除く）豊川町、汐留町、地藏町、西川町（東川學校以南）東川町（海底電信ケーブル庫通同町三十四番地に至る西側） （所在地 眞 砂 町）	五〇		三	四七
第五 部	東川町、西川町（第四部所屬を除く）大森町、鶴岡町、眞砂町、音羽町、高砂町、大繩町、若松町、海岸町 （所在地 東 雲 町）	五〇		三	四七

右表の如く各部の受持區域は定められ、組織改正と共に新たに、任命された各幹部は左の諸氏で孰れも區の知名者であつた。

函館消防組初代の幹部

組頭岡田篤治（區會議員）第一部長阿部幸吉（元一番組小頭）後石川長治に代る。第二部長大澤龜吉（元三番組々頭）
 第三部長仲山與七（元二番組々頭）第四部長田中吉五郎（元四番組頭取）第五部長佐藤歳三（元五番組々頭）
 勅令を以て發布された規則に則り函館消防組は警察官憲の任命下に以上の各幹部に依て組織されたのであるが、組員の當時の
 手當は組頭月二圓、部長一圓、小頭以下三十五錢と定められ、外に出火出場手當も規定の下に支給された。

二、水道増設と消火栓

工事費二十三萬五千圓を投じて、明治二十一年起工し翌二十二年完成を告げた水道は、人口六方に供給すべき設計であつたが、人口の増加に伴つて漸次不足を生ずるに至つたので、更に明治二十六年十二月増設を區會に建議しつゝあつたところ區會は之を容れて、一日一人の消費量十六ガロンと假定し、人口十五方に供給する計畫を樹て二十七年九月（岡田組頭時代）起工

此の經費二十三万円を計上したのである。

尤も右の水道は専ら飲用を主とし、一朝火災の場合を考へて消火栓を設けたものである。栓は地下式（ボール式）で、公設は四百二箇所私設は五十四箇所に設備され栓と栓との距離は四百呎程度として布設された。之が爲め前述の如く、在來の堀井戸は漸次埋填するに至つた。増設水道は二十九年十月竣工を告げたが、修繕工事等の場合は、消火栓のみに重きを置き得なかつた爲め、蒸汽ポンプ一臺を購入して海水又は下水等を使用して見たが之れ亦水利が乏しいので、後年時の大澤組頭は自費を投じて再び堀抜井戸の穿鑿に着手するに至つた。

此の堀抜井戸は明治四十三年十二月起工、惠比須町外三ヶ所を第一次計畫に、更に西川町外九ヶ町に穿鑿し専ら蒸汽ポンプ用に供したが、成績は餘り良好ではなかつたとしても、之が後年消火用貯水池を築造する遠因を作つたものと觀られる。

三、常備制と龜田組編入

函館消防組は廳令に基き漸次改善されつゝあつたが、當時は未だ從來通り豫備消防手のみであつたので出火發見や現場到着が遅延して、時機を失することが往々あつたのに鑑み、常備消防手を配置して間斷なく展望警戒せしめやうといふこととなり、明治三十三年四月一日より、各部に小頭二名、消防手四名宛に常備勤務を命じて、月手當金十二圓を支給することとなつた。之れが函館消防組の常備消防の嚆矢である。従つて從來火の見櫓の設備かなかつた第一、第四、第五部にも順次火の見櫓が設けられた。

斯く著々整頓しつゝあつたが海岸町方面の警備が手薄の爲め、翌三十四年四月一日郡部編成替と同時に、龜田消防組の一部を函館消防組に編入し、新に第六部を増設したのである。當時の第六部長には元龜田消防組頭中野文太郎を任命し、部員は小頭二名、消防手五十名を以て編成されたのであるが、此の年六月岡田組頭は病氣辭任の爲め當時の第三部長仲山與七が組頭に

就任し、第四部長稻部安次郎が第三部長となり、小頭煙山次郎が第四部長に任命された。

四、水上部と蒸汽部の新設

函館區の繁榮に伴ふて、港内に入出する船舶も頻繁を極めし爲め、仲山組頭は一朝碇泊船より出火した際には由々敷い問題であると、警察と協議の上で、明治三十五年四月水上部を設け、小頭一名に消防手九名を新に任用し第二部長の指揮の下に活動せしめたのである。仲山組頭は其後日露戦争當時從軍の爲め辭任し、續いて明治三十七年十二月下旬大澤龜吉が組頭に任命された。大澤組頭は、仲山組頭時代（明治三十六年）通常區會の決議を経て既に購入に決定し注文中であつた蒸汽ポンプが、三十八年に到着したので、最初此れを第四部に附屬せしめたが、翌明治四十年八月二十五日、東川町より出火し南東の烈風に煽られ、函館未曾有の大火となり、全市焰煙に覆はれ遂に三十三ヶ町、八千九百七十七戸を灰燼に歸せしめ、その損害三千百十四万八千三百三十七圓を算するに至つた。

當時函館消防が唯一の頼みとした蒸汽ポンプは手曳の爲め充分の活動も出来なかつたので、市民は一齊に蒸汽ポンプの増設を希望して止まなかつたが、越えて明治四十二年八月、更に蒸汽ポンプ一臺を増設し之を第二部に附屬せしめることとして、大澤組頭は引續き蒸汽ポンプを増設せんと計畫の下に、先づ豫備消防手八十七名を減じて茲に新に蒸汽部を新設した。當時消防組人員の縮少と共に組織を變更した結果左の如き編成を見るに至つた。

部	名	受持區域	合計	組頭	小頭	消防手
計			二五二	一	二	一三〇

第一	第二	第三	第四	第五	第六	水上	蒸汽部
從前の通り	〃	〃	〃	〃	〃	全市一圓	〃
三四	〃	〃	〃	〃	〃	九	三八
三	〃	〃	〃	〃	〃	一	二
三二	〃	〃	〃	〃	〃	八	三六

組織變更後は特筆すべき史實は無かつたが、四十年の大火時に多數の負傷者を出したのに鑑みて、火災に際し人命を救助すべき一隊を設け、之を救護班と稱して、救助袋、擔架等を設備せしめ、各部より二名宛十二名を選抜し、明治四十四年四月一日之を編成せしめたのである。

消防年代表 (其ノ二)

事業

組頭岡田篤治時代
 自明治二十七年
 至同 三十四年
 常備制度、望樓完成、消火栓の新設

同 仲山與七時代
 自明治三十四年
 至同 三十七年
 水上部の編成、蒸汽ポンプ設備運動に著手

同 大澤龜吉時代
 自明治三十七年
 至同 四十四年
 蒸汽部の編成、救護班の新設

第三章 改革創始時代 (武富組頭)

一、ポンプの増設と常備の増員

消防改善の第一歩として蒸汽部を新設し救護班を設けた大澤組頭は、明治四十四年七月十四日、病氣の爲め辭任したので、同年十二月二十八日、當時區の有力者中から選ばれた武富平作が、新に組頭として任命されたのである。氏は大澤組頭の計畫を繼いで、先づ蒸汽ポンプの増設に努め、東京市原式三號蒸汽ポンプ一臺を購入し之を第五部に附屬せしめ、大正元年十月更に一臺を購入して第一部に編入せしめると共に、常備の増員を企て、從來常備は小頭共三十名内外であつたのを、常備小頭十六名、機關手四名、調馬手四名、常備消防手四十二名に増員し、豫備と併せて二百六十五名としたのであるが、同時に組員の學術技藝を向上練磨せしむる爲に協和會を設立し専ら組員の教養に努めたのである。此頃(明治四十五年四月)消防係勤務規定が、訓令第十五號を以て定められた。其の規定に依れば、警察署又は警察分署には、一、消防司令 二、傳令 三、指揮係 四、非常線係 五、ポンプ係 六、用水係 七、救護係 八、警戒係を置くところなので、武富組頭は時の末永警察署長と協力し、蒸汽ポンプの増設に伴ふ常備員の増員及び此れが指揮監督に専ら従事して着々改善の實を擧ぐることに努力した。

二、幹部更迭と火防期成同盟會

武富組頭は更に改善の歩を進めて人材登用に努め、常備の増員に續いて、最高幹部の大更迭に着手し大正二年一月、第一部長石川長治の死亡に際し人員の淘汰を行ひ、盛山嘉六(第三部長)其の他を辭任せしめて、第一部長に勝田彌吉を、第五部長に松山義雄を、同十一月北上玉太郎を第四部長と新人を網羅し永年勤続せる小頭副島寅三郎、武田連太郎、石戸谷鐵太郎、八重樫岩次郎を表彰して部員を鞭撻しつゝあつたが、同二年五月四日午後一時若松町より出火し、隣りに若松町、高砂町、音羽町、松風町、東川町、大繩町、海岸町を灰燼に歸し焼失家屋千五百三十三戸、此建坪三万六千三百三十七坪、損害實に五十三万四千七百七十圓を算するに至り續いて同月二十五日午後十時東雲町二百九十番地永田某より出火し二百七十七戸を全焼せしめたので、一ヶ月以内に兩度の大火に遭遇して、直接間接に蒙る其の損害の莫大に驚ける市民は、函館區の盛衰に關する大問題なりとして防火設備を唱道するに至り、殊に、武富組頭を中心として廣谷源治、高橋倉太郎、長谷川淑夫、泉泰三等は率先して「火防期成同盟會」なるものを組織し、防火設備に關する意見書を時の區長に建議して之が促進に努めた結果、區長は屢々會議を開き警察署長、火防組合長等と意見の交換を行ひ左記事項を決議し之れが實行に着手したのである。

火防期成同盟會決議

- (一) 非常用水道の敷設
- (二) 若松町に防火線路となるべき道路を開設すること
- (三) 消防組の改善
- (四) 若松、高砂兩小學校の復舊工事
- (五) 傳染病院の移轉
- (六) 塵芥焼却場の施設

その他二、三の事項で、之が經費に充當するため金十八万圓の公債を起すべく決定したのであるが、道廳及主務省との間意見の

齟齬があり、塵芥焼却其他二、三の事業は一時延期となり、其他の事業は區の基本金四万圓を流用し、餘は新に十萬圓の公債を以てその事業を完成せしめることとなつたのであるが、當時非常用水道の設計は既に區に於て着手してゐた。而しながら火防期成同盟會の色々の活動は函館消防組を現在の位置にまで導いて呉れたものであることは充分認めねばならぬ。

三、非常用水道の施設と消火井

當時の上水道は明治二十二年施設以來逐年人口増加に伴つて其の給水量に不足を告げ、已むなく給水を制限しつゝあつたので、斯る状態では一朝火災の際、給水に不足を來し其の蒙る慘害の如何に甚大なるかに想到れば、實に寒心に堪えぬことであると市民は一齊に防火用水の必要を叫んだのであるが、水道を擴張するには巨額の費用を要するので到底當時の區の財政は、之を容れ得なかつたのである。之がため區内の東部を貫通する龜田川を利用することとなり、其の水量の豊富なることを確かめたる後、大正元年函館區會の決議を経て、該工事に關し北海道廳長官に申請し、大正二年許可を得たので、當時組織されてゐた火防期成同盟會の促進運動に動かされ三ヶ年繼續事業として工事に着手したのである。其の施設の概要を掲ぐれば、

「區内龜田村字田家四十一番地龜田川河岸に採入口を設け之より内徑二尺及一尺五寸の鐵筋コンクリート管をもつて同村内三十五番地先なる河岸沈澱池に河水を流入せしむ此の延長八百九十一尺、一旦沈澱池に流入したる水を沈澱せしめた後、内徑二尺乃至一尺五寸の鐵筋コンクリート管をもつて市内二十四ヶ所の防火井に配水し蒸汽ポンプの「サクシオンホース」に依つて一朝有事の際に使用するものとす。

沈澱池より龜田川堤防に沿つて南下高砂町通りに出て直進し西川町六十番地先に至るものは内徑二尺の鐵筋コンクリート管を布設し之れを幹線とす。此の延長一萬一千八百二十二尺四寸あり幹線より更に内徑一尺五寸の鐵筋コンクリート管を以て各所に分岐し之を支線とす」

右工事は七萬二千三百二十四圓の豫算で、大正二年度から四年度に亘つて支出することとなつたのであるが右非常用水道の外、更に高台方面の防備としては、若し上水道給水の停止中出火等の場合には水利の便を得られぬので、先づ公園地内の噴水池を利用し、當時の蒸汽ポンプ三臺が約一時間使用に堪え得る程度の消火井を築造した。之が試験の結果は頗る良好なので、大正四年度には更に駒止町、天神町、元町、青柳町、及相生町に亘り七ヶ所に防火井を設けることになり大正四年四月十日起工し、同年九月三十日竣工を告げた。

斯く非常用水道及防火井等が第一期の完成を告げたのは、武富組頭等始め各幹部の努力に預ることはいふまでもないが、火防期成同盟會の促進運動も亦大なる力となつたことは争へぬ事實である。

四、組織變更と本部建設

水利は着々完成に近づきつゝあつたので、武富組頭は次いで大正三年五月に一臺、大正四年四月一臺各蒸汽ポンプを購入し前者は第二部に、後者を第三部に附屬せしめると共に、明治四十五年變更した組織を、更に大正三年従來の部制を左の如く變更し、人員の淘汰を行つた。

部名	計	組頭	小頭	消防手
計	一三〇人	一人	三一人	一九八人
第一部	四二人		六人	三六人
第二部	五五人		九人	四六人

第三部 <th>第四部 <th>破壊部 <th>水上部 <th>蒸汽部 </th></th></th></th>	第四部 <th>破壊部 <th>水上部 <th>蒸汽部 </th></th></th>	破壊部 <th>水上部 <th>蒸汽部 </th></th>	水上部 <th>蒸汽部 </th>	蒸汽部
四二人	三五人	五五人		
新設				
(廢止と共に)				
(各部所屬)				
			五人	
			五人	
				五〇人
				三〇人
				三六人

以上の如く水上部を廢止し蒸汽部を各部に附屬せしめたのであるが、更に引續き大正四年四月一日増員の結果總人員二百四十名、内常備は小頭共八十五名、豫備は百四十九名に變更し着々改革に努めたのであるが、大正四年八月 大正天皇御大典記念事業として、消防本部建設の議起り、西川町遊園地内に起工し同年十二月落成を告げた。該工事は約八千圓を要したのであるが、竣成した本部の火の見櫓は全部鐵骨構造で、高さ八十二尺、巍然として聳え立ち全市街を一望の下に收められ、函館消防としては一威力を加へたのである。

五、ガソリンポンプ購入と増員

蒸汽部は一旦解散となり更に組織變更と共に各部に配置さるゝことになつたのであるが、時勢は漸くガソリンポンプを要求する時代となつた爲め、茲に武富組頭は、時の區有力者を歴訪して之が購入の運動に着手した結果大正五年四月一日、ガソリンポンプ一台を設置し得たので、此れに伴うて小頭以下十二名を増員した。次いで同年十月、更に同種のポンプ一台を購入し前者を第二部に、後者を第三部に附屬せしめ更に小頭以下六名を増加したので、當時の總人員は左の如くである。

組頭	部長	小頭	機關手	調馬手	消防手	小頭	消防手	總計
一人	五人	二〇人	七人	七人	五六人	九人	一四六人	二五一人

當時購入のガソリンポンプは十二馬力で、名古屋小澤鐵工場の製作に繋る飛行式の軽快なるもので當時の消防設備としては可成り注目に値するものであつた。斯くて武富組頭は漸次組織を改善し函館消防のため、根本的大改革に着手し大正六年十二月四日付を以て組頭を辭任した。武富組頭辭任當時の消防組織は左の如くで、氏の就任以前とは雲泥の差を示してゐる。

武富組頭時代の消防組織

部 名	計	組 頭	部 長	常 備				豫 備					
				計	小 頭	調馬手	機 關 手	消 防 手	計	小 頭	消 防 手		
破 壞 部	五		一	五	一	一	一	四	四	四	四	四	四
第 四 部	六		一	五	三	一	一	一	一	三	一	一	二
第 三 部	五		一	四	五	二	二	八	二	三	一	一	三
第 二 部	八		一	七	八	四	二	四	二	六	二	二	三
第 一 部	四		一	三	四	一	一	一	三	二	一	一	三
計	二七	一	五	一〇六	三	八	八	六	一五	九	九	一四	一六

但し二部の人員中には本部員も通算しあり。

六、軍隊式訓練と服装

大正六年十二月四日付を以て組頭を辭任した武富本作氏は、明治四十四年十二月二十八日就職以來滿六ケ年間に亘り、大に函館消防組の革正を企圖し、着々効を奏して長足の進歩を遂げしめた功績は實に顯著であると云ふので、函館區會は記念品を贈與されたが、氏は從來絆天着であつた消防組をして、先づ服装から改革し、機關手の如き最初から洋服を用ひしめた。斯くて先づ服装の改革を計ると共に、從來は單に「勇み肌」に止つてゐた組員をして、軍隊式の訓練を爲さしめ、傍ら協和會を組織して技藝の練磨、品性の向上に努め從來の惡風習を一掃した。尤も武富組頭の相談者には勝田第一部長等ありて、その進言を用ひたことはいふまでもなかつたが、兎に角武富組頭は函館消防の爲め根本的大改革を斷行し以て今日の消防を形成せしむるに至つた偉大なる恩人であつた。

函館消防年代表 (其ノ三)

組頭武富平作時代	自明治四十四年	常備増員、蒸汽ポンプの完成、非常用水道の敷設、消火用井の新設、組織大變
	至大正六年	更、本部の建設、協和會の設立、ガソリンポンプ購入、軍隊式訓練と服装改正。

第四章 躍進機械主力時代

(勝田組頭前篇)

一、自動車ポンプの購入

武富組頭の辭任後、當時第一部長として組頭の帷幄に參じて獻策してゐた勝田部長が、新時代の函館消防を建設すべく、推

されて組頭の椅子に据つたのは大正七年二月である。氏は組頭として就職するや先づ、抱負經綸を披瀝して「消防は時代に順應せねばならぬ。その改革には先づ先進都市の機關を廣く視察するにあり……」として私費を投じて今井本部書記(現第一部長)を隨へ三週間の豫定を以て東京、横濱、名古屋、京都、大阪、神戸の六大都市の消防狀況を視察して、歸函勿々「ガソリンポンプの時代は既に去つて今や自動車ポンプの時代來らんとす」と高唱力説し、時の函館警察署長(子野日弘毅氏)と連袂して函館區長澁谷金次郎氏を訪ひ、自動車ポンプ設備の意見を開陳し交渉を重ねること數回にして、漸く大正八年度に於て區費を以て購入することに快諾を得たが、同七年十二月末に至り同年八月の大暴風の爲め、區の建造物に多大の被害を蒙りこれが復舊費の都合上區費捻出の途がないと購入不能となつたのである。

之が爲め大正八年一月子野日警察署長、勝田組頭及消防幹部は協議を重ねた結果、自動車ポンプ購入の初志を貫徹せん爲め此れを一般區民に訴ふることとなり、寄附募集に着手すべく一決した。斯くて愈々同年初旬から一齊に、寄附募集を斷行したが、當時函館區會常設委員の松下熊槌氏を自動車ポンプ購入發起人會委員長とし各常設委員及函館火災豫防聯合會長並に區内四新聞社(函館毎日新聞社、函館新聞社、北海新聞社、函館日々新聞社)に發起人たる賛同を得て、各消防幹部は部長代理其他を引具して班を作り、全市に亘り大活躍を開始した結果、當時は歐洲戰亂の休戦直後として財界は急轉直下の大激變を來してゐたにも拘はらず、區民の熱烈なる同情を得て、同年七月までに募集額五萬三千圓の巨額を見るに至つた。

自動車ポンプ購入を率先して力唱した勝田組頭は當時松山第二部長と共に上京し詳細なる調査の結果、米國製自動車ポンプ「アーレンスフオックス」號の優秀なるを認め其の報告を齎したので、募集金は一旦、函館區長代理末永助役宛として發起人總代松下熊槌名義にて函館區に寄附したのである。時恰も勝田組頭より「アーレンスフオックス」號の報告のあつた時であつたから、函館區役所より岩崎主事上京し勝田組頭、警視廳員立會の下に該車の試験を爲した結果、良好なる成績を認められ價格二萬八千圓其他を合して金三萬二千圓を以て愈々購入と決定した。斯くて區民の渴仰する「アーレンスフオックス」號は車

運丸に搭載し同年八月十八日入港、直に陸揚げされて翌十九日より第二部の所屬として編成された。此の自動車ポンプの規格は左の如くである。

◇自動車ポンプアーレンスフオックス號

製造所—米國ア社、名稱—アーレンスフオックス號、ポンプ形式—マルチーブルピストンポンプ、搭載人員—運轉手共十名
馬力—八十馬力、速力—一時間六十哩、放水量—一分間七百五十ガロン、放水距離—百四十呎、車長—全長二十一呎、幅員—六・八呎、高サ八・一呎、重量—七噸

函館消防組の新威力として設備された右「ア」號は當時未だ嘗つて全國に其の類なく、之を設備し得たのは勝田組頭、子野日署長の努力に依ることながら購入發起人の盡瘁も亦與つて力大なりと謂はねばならぬ。當時の發起人は、

松下熊槌、恩賀徳之助、四ツ柳龜太郎、黒住成章、大久保利助、太刀川善吉、金澤彦作(以上函館區會常設委員)

岩谷平八(函館火災豫防組聯合會幹事長) 外四新聞社

勝田組頭は自動車ポンプ購入と共に同年八月二十七日、最古の蒸汽ポンプ二台を豫備として調馬手、機關手の二名のみを附することとなり其の殘員を自動車ポンプ係に附屬せしめ、更に消防手三名、運轉手一名、同助手一名の増員を行ふたのであるが、當時の幹部は左の如くである。

- 組 頭 勝 田 彌 吉 (大正七年二月就任)
- 第一部長 北上玉太郎 (同 二年十一月同)
- 第二部長 松山義雄 (同 二年一月同)
- 第三部長 宮澤嘉貞 (同 三年十月同)
- 第四部長 鋪 寶太郎 (同 三年五月同)

募集金額は當時五萬圓を突破してゐたので、勝田組頭は更に第二次計畫として自動車ポンプ二台及水管自動車三台を設備すべく着々進捗してゐたのであるが、右募集金の外、時の富豪相馬哲平翁から米壽の祝として金五萬圓を寄附されたので第三號の「ア」號(大正十年十一月十五日着)を「相馬號」と命名するに至つたのである。又三台の水管自動車も相馬翁の賜と謂はねばならぬ。

二、水管自動車の設備

自動車ポンプの購入費として、募集中の金額は相馬家の五萬圓を始め、區民有志からの寄附等併せて約十三萬圓と云ふ巨額に達したので當時引續き自動車ポンプ二臺及水管自動車を、日本自動車株式會社に注文中であつたが、大正九年十一月一日、水管自動車三臺は自動車ポンプに先き立つて到着した。該水管自動車は、相馬家寄附のもの、車臺はフォード號で價格は二千八百五十圓宛である。

勝田組頭は警察署長と協議の結果、第一、第二、第三部の各部に所屬せしめ、蒸汽ポンプは直に第四部と破壊部に所屬せしめ、茲に自動車ポンプ時代の形が成立つたわけである。

三、水利の大擴張

消防界の新利器として、自動車ポンプ「アーレンスフォックス」號を設備し得たが而しながら函館區の水利は貧弱極るもので、當時の状態にあつては到底「アーレンスフォックス」號を充分に活用するだけの水量がなかつた。非常用水道の布設以來、貯水池を築造し、消火栓を増設しつゝあつたにせよ、東部方面は全然水利なく、若し東部方面に一朝有事の場合は再び四十年

當時の大火を繰返すやうな實狀なるに鑑み、勝田組頭は自動車ポンプの設備と共に、水利大擴張を力説し屢々時の區當局と會見し、一日も早くこれを完成せんことを迫つた結果、區は之れが爲め小野技師長、坪山土木課長等をして實地調査せしめた後、先づ第三回の貯水池増設を執行し、高臺方面の貯水池八ヶ所を増築すると同時に、更に消火井を増加し東部方面の警備としては、海岸町、大繩町、若松町、新川町、大森町一帯に給水管を延長し、消火栓を増設して非常用水道の大擴張に着手したのであるが、當時の水利は左の如くである。

- イ、上水道 全市に亘る消火栓四百二十六ヶ所
- ロ、貯水池 高臺方面に上水道より補給せるもの十四ヶ所(三百五十石入)
- ハ、消火井 非常用水道より成るもの二十間坂以東五十三ヶ所

組頭は猶之に慊たらず更に東部方面の新川以東に對する水利として水道の大擴張を要求した。

四、機械器具の一變

一臺の自動車ポンプに三臺の水管自動車を設備し得た函館消防組は、水利の擴張と共に稍々面目を改めたのであるが、此の年(大正十年)子野日署長辭職し新警察署長松本彌次郎氏を司令として迎へて間もなく、四月十四日午前一時五十分東川町一八九西村藤助方より出火し折柄水道停水中、加之東風の十一米突と云ふ烈風の爲め直ちに猛火一圓に燃え擴がり遂に大火となつて五万四千七十坪、千三百九棟、二千四十一戸を烏有に歸せしめたのである。當時自動車ポンプ「ア」號を始め三臺の水管自動車は大に奮戦力闘せるも停水中の爲め遺憾ながら斯る大火を惹起するに至つた。

此の大火後、月末に漸く豫ねて注文中の自動車ポンプ一臺は到着し續いて同年十一月更に一臺到着したので、此れは戦後製造會社にストライキがあり、納入期日が遅れたので、その間に大火のあつたと云ふことは頗る皮肉と云はねばならぬ。斯くて

三臺の自動車ポンプに三臺の水管自動車を網羅し得たので、始めて昔日の面影を失ひ全く舊套を脱したるかの感あり、直に機械器具の配置を變更して左の如く編成するに至つた。
 當時區民は消防設備の今昔を顧みて轉た感慨に打たれざるなく、功勞者たる勝田組頭の努力に敬意を表するに至つたのである。
 當時の機械配置は左の如くであつた。

函館消防組機械器具配置(大正十一年)

備考	區別					計	部名							
	第一	第二	第三	第四	破壊		自動車ポンプ	水管自動車	蒸気ポンプ	ガソリンポンプ	手曳水管車	腕用ポンプ	破壊器具車	救護車
	計	一	二	三	四	七	三	四	三	一	九	一	四	一
	第一	部	部	部	部	部	一	一	一	一	二	一	一	一
	第二	部	部	部	部	部	一	一	一	二	二	一	一	一
	第三	部	部	部	部	部	一	一	一	二	二	一	一	一
	第四	部	部	部	部	部	一	一	一	二	二	一	一	一
	破壊	部	部	部	部	部	一	一	一	二	二	一	一	一
	計	部	部	部	部	部	三	四	三	九	一	四	一	

表外蒸気ポンプ二台を豫備として存置す。第二部水管車とあるは一は乗用車前運搬車にして大正十一年六月募集金の殘額を以て購入せるものなり。

當時の消防幹部は第一部長の北上玉太郎が大正九年十一月辭職して、片谷由太郎其の後任として破壊部長に就任して居たのである。

組頭勝田彌吉、第一部長松山義雄、第二部長宮澤嘉貞、第三部長丸谷金次郎、第四部長鋪寶太郎、破壊部長片谷由太郎である。

五、火防線の設定と研究会

屢々繰り返へされる大火に鑑み、爾來各方面に於て防火設備に關し討議されつゝあつたが、大正十年四月の大火當時は、既に幾多の大火の慘禍を嘗めてゐたので、火防善後策に就いては、區民が一齊に蹶起し、火防設備實行會の設立を見るに至つたのである。同會は、

- 會長 相馬哲平、副會長 渡邊熊四郎、同 岡本忠藏、幹事 石館友作、木島豊治、平野万四郎、泉泰三、末富孝治郎、四ツ柳與三郎、藤村康、松岡陸三、梅川磯四郎、岡田健藏
- 等を役員として五月一日、函館公會堂に區民大會を開催し、左の事項を決議したのである。
- (一) 燒失區域内に於ける土地の整理及火防設備に關し區理事者に意見を開陳し尙諮問を受け適當なる施設を爲さしむること
- (二) 銀行會社其他大商店に對し不燃質物の建築を懲進すること
- (三) 劇場常設館席亭等は不燃質物建等にあらざれば許可せざるやう其筋へ實行を促すこと

三ヶ條の右決議事項に關しては、其後引續き再度の會合にて修正補足したる後、役員が意見書を區當局に提出して、燒跡整理に關し火防線設定の急なるを陳情した。當時の區當局は大火後直ちに臨機の措置を爲し續いて屢々區會を召集し防火上の根本施設に關し協議中であつたが、火防設備實行會よりの意見書を参考とし、時の松本警察署長、勝田組頭等の意見を聴取し道路の改廢及火防線設定を斷行するに至つたが、其の火防線は、

(一) 甲種火防線

▲第一線 永國橋道路の東側(自惠比須町二十二番地至蓬萊町百二十番地)沿道地區及西側(自東濱町五十六番地至蓬萊町百十九番地)沿道地區を第一甲種火防線とす

▲第二線 綠坂道路の西側(自船場町二十七番地至元町二十五番地)沿道地區を第二甲種火防線とす

(二) 乙種火防線

▲第一線 東川町の北通側(自實三十五番地至同町二十七番地、相生町十九番地まで)

▲第二線 招魂社道路の北側(自東川町二番地至同町五番地、相生町七十一番地まで)

▲第三線 自青柳町九番地至相生町九十一番地同九番地、末廣町七十四番地まで)

▲第四線 八幡坂道路の兩側(自東濱町十五番地至元町三十七番地)沿道地區以上を各乙種火防線とす

右の如くで甲種火防線に面する建築物は、耐火並に準耐火様式と定め、成るべく不燃實物の建築を慫慂しその奨励策として甲種火防線上の家屋には一坪平均四十圓の建築補助費を交付する外四十圓の低利資金を融通することとし、乙種火防線上の家屋に對しては同様各十圓宛、補助並に貸付を爲すこととしたのである。之が爲め半歳ならずして函館市街の中心地点たる、焼失區域は三層、四層の大層櫛比し準不燃實物建築通りを形成するに至つたのである。

當時市の有志間には消防署運動が起り、火防設備の不完全なることを問はずに組織が不完全であると時の消防幹部を責めるものが一部にあつた爲め、勝田組頭を始め宮澤、松山、鋪、丸谷、片谷の各幹部は辭任の臍を固め一旦は辭職書を提出したが、此の時消防組の中堅たるべき今井、副島、萩野の各小頭を始め部長代理、運轉手等と共に辭職せんとする形勢であつた。而し「責を引いて退くよりも函館消防のため完備を圖るのが寧ろ吾々の使命である……」と各幹部が鳩首協議を重ねた結果、再び意を翻して踏み止まることとなり、大に之れが爲め奮起し、報知機問題、水利問題等に全力を注ぐと共に從來の大火に鑑み、

更に不燃實建築物に對する消火方法の研究を必要と認め、勝田組頭は第一部長時代より繼續して來た各部會を各部研究會と改稱し、専ら不燃實物建築に對する消口の研究を爲さしめたのである。

之れと共に各部の機械器具取扱競技會を隨時開催して勝優部に優勝板を授與し、技術の練磨向上に努め科學的消防の知識を養成し、組員をして見學の爲め上京せしむる等、専ら時代の消防に適應するやう着々實行に邁進した。

六、火災報知機設置の動機

威力ある自動車ポンプ「ア」號其他を網羅せりとは雖も、此れを運用すべき報知機關の設備無くんば佛造つて魂を入れざるの恨ありと、時の松本署長を説破した勝田組頭は、大正十年十二月私用の爲め上京中日本橋の報知機開通式に臨み、警視廳緒方消防部長其他當局者の斡旋に依り、親しく報知機の視察を爲して歸函するや、先づその絶大なる効果を發表した。その視察内容の發表に依れば左の如くであつた。

「當區に於ける從來の大火を見るに建築物の可燃性なると風力の強大なるに原因するは論なきも、其の多くは出火發見の遅延に依り火災の金言たる最初の五分間の手遅れに起因するは争ふべからざる事實にして、此の点洵に寒心に堪へざる次第にて、今や函館の消防機關は區民諸彦の出資に基き、卓絶せる設備を有するに至りたるも、迅速なる報知機關の設備なきため精銳なる消防機關も、其の威力を充分に發揮するを得ざるを遺憾とする。抑も進歩せる消火器具と迅速なる報知機關とは恰も車の兩輪の如く、若し其の一を缺けば完全なる行動は得て望むべくもなく、されば歐米都市に在りては其の建築物が耐火的で堅牢壯大なるに拘はらず、防火設備に怠りなく「大に焼けるを防ぐよりは未だ燃えざるに消すに如かず」との意を以て之れが設備の完成を期しつゝ各都市共既に十數年前よりポンプ自動車は勿論火災報知機を使用し現今では戸數二、三千戸を有する小都市と雖も殆んど之が設備なき所なきまでに普及されて居る。尙ほ電話の如きも其の數我が國の百倍以上に達して

居るに拘らず、出火の總ては火災報知機に依つて通報されて居る。

(千九百二十年度)

都市名	火災報知機 基數	一ケ年間の 出火度數	火災報知機 受信度數
紐育市	五、九六七	一三、四二九	一五、一五二
シカゴ市	二、一六八	一四、四〇九	二〇、六三二
倫敦市	一、六一二	三、七四三	四、三二〇
巴里市	一、三三六	一、八二五	二、〇六五

(出火度數より受信度數の多きは出火以外の小火騒等を含む爲なり)

更に我が國に於ける火災報知機使用成績を見るに、大正九年四月東京日本橋區堀留警察署管内に施設せる僅か二十四基の報知機に依り左記統計の示すが如く實に遺憾なく、其の効果の偉大さを認められる。

(大正九年 年中)

發見種類	一度の出火にて燒 失せる平均坪數	一度の出火に燒 失せる平均損害
火の見櫓の發見	七十坪	一萬四千八百圓
公衆電話報知	十九坪	五千九百圓
火災報知機通報	一坪	二百八十圓

以上の如く報知機の効果を發表すると共に、組頭は之が設置の急務なることを唱へ函館水電會社平野專務の諒解の下に電柱應用の快諾を得ると共に、併せて市民に懇へたのが報知機設置の動機であつた。

七、七部編成と勤務規定變更

函館警察署長松本彌次郎氏辭職後、新署長齋藤玄壽郎氏を迎ふると共に、間もなく消防專任警部櫻井文之助氏を迎へ稍々面目を改めたのであるが、同時に函館消防組は市會の協賛を得て、有給部長二名を置くことに決定した。

當時(大正十一年三月)勝田組頭は、東部方面の市街が日に月に膨脹しつゝあるのに鑑み、東部方面の警備の餘りに手薄なるを遺憾として部制の變更を計畫しつゝあつた場合とて、齋藤新署長を説き茲に組織を改革して常備消防手の大増員と共に新に有給部長として五月今井外太郎(當時小頭にして本部書記長)を十一月副島寅三郎(當時第二部長代理小頭)を任命したが、改革せる組織は左表の如くある。

函館消防組組織(大正十一年)

區部別名	計	組頭	部長	常備					豫備			
				計	小頭	運轉手	機關手	調馬手	消防手	計	小頭	
計	二七二	一	七	一〇九	一九	一四	三	三	七〇	一五五	九	一四六
第一部	五三	—	—	二二	四	四	—	—	一五	二九	—	二八
第二部	五三	—	—	二二	四	四	—	—	一五	二九	—	二八
第三部	五三	—	—	二二	四	四	—	—	一五	二九	—	二八
第四部	三一	—	—	九	三	—	—	—	六	二一	—	二〇
第五部	二五	—	—	八	二	—	—	—	六	一六	—	一五

第六部	二二	一	七	一	二	一	四	一	二
蒸汽部	三五	一六	一	一	三	三	九	一八	一五

▲備考 右表中第六部常備欄に小頭一消防手四とあるは書記係にして部長七の内二は有給常備部長とす。
自動車ポンプ購入當時よりガソリンポンプは拂下けとなり、機械の配置は左の如く變更された。

機械器具の配置表 (大正十一年)

機械名	部名	計	第一部	第二部	第三部	第四部	第五部	第六部	蒸汽部
計		二二台	四台	四台	四台	三台	二台	二台	三台
ポンプ自動車		三	一	一	一			一	
水管自動車		四							
蒸汽ポンプ		三							三
手曳水管車		六	一	一	一	二	一		
破壊道具車		五	一	一	一	一	一		
救護車		一						一	

▲備考 第六部水管自動車を運搬兼乗用車とす。

以上の如く組織及機械配置を變更すると同時に、従來の二晝夜勤務を隔日勤務に勤務規定を改正した。隔日勤務となつてか

らは毎月、水、金曜日を非番者の研究日として、櫻井消防専任警部を講師に、部隊教練、消防体操、自動車學、機械學、物理、化學等を各課目に分けて各消防手に習得せしめた。又各部の受持區域も左の如く變更された。

各部受持區域 (大正十一年)

- 第一部 舟見町、天神町、山脊泊町、台町、駒止町、鱧瀬町、小舟町、帆影町、仲町、臺場町、新濱町、幸町、西濱町
辨天町、大黒町、鍛冶町、旅籠町、富岡町、大町、仲濱町、元町、會所町の各町及末廣町、東濱町二十間坂以西
- 第二部 汐見町、曙町、春日町、青柳町、谷地頭町、住吉町、相生町、蓬萊町、惠比須町、寶町、東川町、地藏町、汐止町、豊川町、船場町の各町及末廣町、東濱町二十間坂以東西川町二六市通以西
- 第三部 眞砂町、鶴岡町、旭町、東雲町、松風町、高砂町、音羽町、大森町、若松町の各町西川町、榮町二六市通以東
- 第四部 海岸町、大繩町、龜田村内、龜田田家、萬年橋通、有川通、札幌通の各町村の新川以東
- 第五部 新川町、千代ヶ岱、開發、五稜郭通の各町新川以東
- 第六部 函館市一圓
- 蒸汽部 函館市一圓

八、報知機設置とデニス式ポンプ

火災報知機の視察後、絶大なる効果を認めて之が設置の急務を覺り、各方面の識者を説破しつゝあつた勝田組頭其他幹部は、更に齋藤新函館署長の諒解を受けて、實行運動に着手せんとしたのであるが、當時火防組合聯合會の岩谷幹事長が「聯合會の新事業として引受けたいから万事聯合會に一任して欲しい云々」と申込んで來た爲め、組頭は之を喜んで一任し、消防組は別方面に活動することゝなつたのである。

爾來大正十年六月から翌十一年初旬まで、聯合會の活動を觀望してゐたが更に具體的運動に着手する形勢なき爲め、組頭より數回聯合會に交渉を重ねたる後聯合會に一任して置くの不利なるを察知し、齋藤署長其他消防幹部と種々協議を重ねた結果「自動車ポンプ購入方法と等しく一般の寄附を募るの他途なし」と決定し、愈々募集の實際運動に着手することとなり、茲に火災報知機設置發起人會を組織したが其の人員は、

松下熊槌、齋藤又右衛門、金澤彦作、黒住成章、宮本武之助、坂本作平、太刀川善吉、葛西耕芳、岡本康太郎、恩賀徳之助、岩谷平八、齋藤玄壽郎、勝田彌吉、以下各消防幹部、市内五新聞社

以上の如くで、直に寄附募集の趣意書を印刷し、更に各町火防組合の正副組長及組合書記全部を招待して賛同を得、其の後援を得ることとして同年（大正十一年）六月より寄附募集に着手した。

募集の勧誘者は、自動車ポンプ當時と同じく各幹部が各小頭を引率して之を班に分け、全市を戸別に歴訪したのであるが、同年九月までには約七万四千圓の寄附金を算するに至つたが、實際の募集金は約五万餘圓にして猶二萬餘圓の未納金があつたが、時日を経過する程不利なる爲め數回發起人會を開き、勝田組頭並今井部長をして上京の上、實地調査せしむることとなり、兩氏は九月下旬出京し、詳細實地調査の結果「現時の火災報知機としては、東京報知機會社のエム、エム式が最も優秀にして且亦最も完全なるものである」と諸調査材料並に諸参考書を齎して歸函した。

斯くて調査報告會開會の際、既に集金済の金七萬四千圓を市に寄附することとなり、發起人會の決議を経て直に寄附の手續に及んだので、當時市役所から田中書記及櫻井警部が囑託されて上京し、猶淺野博士その他幾多の専門家に囑託して慎重なる調査を爲さしめた後、田中博士の發明に係るものよりもエム、エム式の優秀なるを確め、愈々市と東京報知機會社との間に正式の契約を結んだのは翌大正十二年の春であつた。

爾來引續き消防組は未納寄附金の集金に努めると共に、一方報知機會社出張員は函館消防組島居運轉手、各部長等立會の下

に市内の實地測量に着手した。

最初發起人會消防組の豫定は百七十個所に發信機を裝置せしむる計畫であつたが、集金が思はしからぬ爲め、先づ集金済のものをして市内百五十箇所に架設することに確定し、大正十二年七月に右架設工事は逕信省の許可を得次第に着手し、起工後五ヶ月を以て竣工し、翌十三年正月より開通すをに到つた。

尙ほ消防機關視察の爲め屢々上京した勝田組頭は、大正十二年五月下旬種々交渉の結果東京報知機會社より當組に對し價格二千五百圓のデニス式小型ポンプ二臺を寄附することになつた。

◇デニス式小型自動車ポンプ規格

速力—一時間四十五哩、重量—千三百磅、馬力—二十二馬力（フォード號）、放水量—二百米ガロン、放水距離—八十呎、水壓—七十五ポンド

◇エム、エム式火災報知機

組・織・全市街（千代ヶ岱を除く）の街路に百十臺の火災發信機を建設し之を適當に四分して四回線に收容し消防本部の中央受信機を連絡す而して之を發信回線と稱す。消防本部の受信機と各消防組の受信機を連絡せる一線を作り之を受信回線と稱す。

機械配置 火災發信機百十臺中央受信機（消防本部）一臺、受信機（第一部及第三部消防組）各一臺宛

信號授受 發信機により報告されたる信號は消防本部の中央受信機に表示すると同時に受信回線に連絡せる各消防組の受信機に表示す。信號は点符號に依り墨汁を以て受信機の印字紙帯に記録す。一回線中の一發信機送信中他機追報するも後機は前機の送信中其動作を一時停止し前機送信終了後初めて自動的に發動し送信を完了す。或回線の發信機送信中他回線の發信機より追報する時は前發信機のみ全受信所に送信を完うし後發のものは總て中央受信機に其信號を表示す。故に他消防組に

報知する必要ある時は電話又は手動電鍵により移信し得るの装置を設く。

◇エム、エム式火災報知機の特長

- 一、電線路費節減
- 二、故障の自動表示
- 三、故障中送信可能
- 四、返事信號の装置
- 五、記號混淆の防止
- 六、機械の構造簡單
- 七、電話機の共用

九、敬神尊祖思想と奉仕行爲の獎勵

往時の消防組は一面大に其の義侠、勇敢特種氣質を世に賞せられたるも亦他面多少「かしら」「半纏」を表徴する「こはもて」氣分を嫌惡せられしこと無きに非ず、勝田組頭就任後は専ら此の「こはもて」氣合を矯めんとし、芝居、相撲、活動等の觀物場に顔を利かす等の幣風を嚴禁し、先づ敬神尊祖思想の普及に留意し毎月一日、十五日には神社、佛閣參拜を獎勵し且つ境内の樹木の手入等は毎春之を組員に奉仕せしめ、更に社會奉仕團なるものを組織し非番常備組員をして道路の除雪、清掃、小修理、溝渠の浚渫等を進んで實行せしめ、私生活上に於ても此の心掛けを持するやうと訓育して組員氣質を革新し、成績大に見るべきものがあつた。

一〇、新設方を提議せる諸機械

消防機關の變遷は、幕府時代から顧ると、實に今昔の感に堪えない。創設時代から私設消防、私立時代から官立、官立から公立に至つて稍々面目を改めた設備は、最初岡田、仲山、大澤の各組頭時代に充實され、武富組頭に至つて始めて根本的に改革の踏出しを爲したのであるが、勝田組頭の就任以來、更にその設備機關は一變して遂に新時代に適應する科學的消防設備の創設に留意し、先づ自動車ポンプ購入と水利の大擴張に手を染め續いて水管自動車を設置し、更に進んで火災報知機を設置す

ると共にデニス式小型自動車ポンプを備へたが、之を以て足れりとせず今一步深く考察し、東部方面の防備として水利の擴張を高唱し、當時左の機械を設備すべく市當局に要求した。

(イ) 小型ポンプ	大型ポンプ自動車は道路狹隘の町端れ等偏僻なる場所に於て使用し得ず故に輕快を旨とする車一臺
(ロ) 腕用ポンプ	東部千代ヶ岱及龜田村内は家屋著しく激増し爲に該方面にありては腕用ポンプの力に俟たざるべからず現在第四部に一臺備付ありと難も老朽にして殆んど使用に堪えず仍て輕快なるもの二臺
(ハ) 水管自動車	現在第一、第二、第三の三部に各一臺を設備しつゝあるも他の第四部以下各部に各一臺宛三臺
(ニ) ケミカルタンク自動車	大型の消火器自動車なれば水利不足の區域及倉庫等の火災の際には必ず必要なるのみならず第一線隊として梯子自動車と共に迅速の行動を取り自動車ポンプ駆付以前に急行すべきものとして右一臺
(ホ) 梯子自動車	高層なる建物に對し最も必要なり殊に當市の如き鐵筋混凝土建築の大廈高樓用としては最も必要と認む右一臺

函館消防年代表 (其ノ四)

事

業

組頭勝田彌吉時代
(其ノ一)
自大正二年 自動車ポンプ三臺購入、水管自動車三臺購入、水利の大擴張、非常報知機の設備、デ
至同十五年 ニス式小型自動車設備、七部制組織編成、有給部長の常置、競技會と研究會の設立

因に同時代の消防幹部は下記の如くであつた。組頭勝田彌吉、第一部長松山義雄、第二部長(常備)今井舛太郎、第三部長丸

第五章 充實統制時代 (勝田組頭 中 篇)

一、第二次水道擴張工事竣工

函館の上水道は其の沿革古く、明治二十二年の創始にかゝることは先にも述べたが、當時は人口六萬人を目標したもので早くも明治二十七年には第一次水道擴張工事が實施せられたが(同二十九年竣工)此れとても忽ち給水量の不足を告げ、同四十四年頃からは一日六時間乃至十二時間の断水を行つて時間給水を爲すの餘儀無きに至り、随つて大火頻發の受難時代を現出したが、容易に經費捻出が出来ず、此れが消防隊を最も悩ましつゝ荏苒時を經過し大正五年漸く區會にて断行の決議が行はれた。而し種々の経緯があり實際に起工認可の指令を受けたのは大正十二年三月で、同十三年三月完成した。這次の擴張計畫は人口二十五萬人に對し一人一日最大四・五立方呎即ち一日最大量百二十五立方呎(毎秒約十三立方呎)の水量供給を標準とせられ、給水は地勢に應じて高區、第一低區、第二低區の三種に分たれ、高區は人口四萬人、第一低區は同五萬人、第二低區は十一萬人乃至十六萬人と豫定したものであつた。

而して昭和三年末現在に於ては、公設消火栓は五百七十五箇所、私設同百三箇所を有し其の壓力も高きは百十封度に達し、市内平均七十封度にして昔日の如く時間給水等の危険なく、間接に消防成績擧場に大に與つて力を效したものと謂ふべきである。今鐵管口径と市内各所の壓力を概述すれば次の如くである。

鐵管口径及其延長

管別	上水道配水管調	
	口径	延長
配水管	五五〇 ^程	一二五、三六八 ^米
同 上	五〇〇	四、六九六
同 上	四〇〇	六七〇
同 上	三七五	七一〇
同 上	三一三	六七〇
配水管	三〇〇	五六五
同 上	二五〇	二、〇八九
同 上	二〇〇	二、五二三
同 上	一七五	八、二八五
同 上	一五〇	四、二四二
同 上	一〇〇	一五、四五七
計		七五、四六一

▲公設消火栓時間別平均壓力

町名	平均	最高	最低
船見町	七四封度	八一封度	六八封度
鍛冶町	一〇九	一二四	一〇四
西濱町	五六	五八	五五
青柳町	八九	一〇〇	七八
西川町	八三	九六	七一
東川町	九三	一〇〇	八六
鶴岡町	九二	一〇六	七八
東雲町	九四	一〇六	八二
大森町	八九	一〇三	七六
新川町	九四	一〇五	八四

▲消火栓數増設表

年次	總計	公設	私設	増設分
大正十一年	五〇一	四二六	七五	
同十二年	六一〇	五二七	八三	一〇九
同十五年	六五〇	五五六	九四	四〇
昭和二年	六六七	五七二	九五	一七

二、火防婦人會の創設獎勵

大正十年、二千四十一戸の大火後偶々寶町火防組合役員會席上にて、男子よりも家庭にある時間數倍多く且つ火鉢、竈、火消壺、蠟燭、調理場等婦人に關係ある火災原因最も世に多きに鑑みて、専ら婦人のみの集合研究に依りて火災防止の方策を得ることは亦大に意義あるものならんとの話題起りしに萌芽し、發起人諸氏の熱心なる勧誘奔走の結果他町に先鞭し寶町火防婦人會は大正十一年一月十四日其の創立發會式を擧げ、頭初の會長に國松キン子氏就任し副會長二、幹事二十名、會員二百名毎月例會を開いて經驗者より防火講演を聞いて研究懇談に資し、且つ時には宗教家、教育者等を聘して加味し火防巡視防火宣傳等の屋外活動にも乗り出して大に成績を擧げ、聽ては警察署長、警察部長よりも表彰狀を授與せらるゝまでに至つた。寶町火防婦人會に續いて大町、仲町、蓬萊、東川、西川、天神、高砂、大黒、船見、鶴岡、榮、上新川等にも創立せられ、此等は單り防火問題のみならずいろ／＼の社會事業にせ助力してゐるものもあり、何れも町内の中堅婦人團體を爲してゐる。

三、函館道路改善會組織もせらる

大正八年九月區内各方面の有志に依り函館道路改善會組織せられたるが、當時に於ける市街の悪道路は誠に人口十萬以上の近代都會として恥辱的存在であり、舗裝箇所は眞に僅少に過ぎず特に高砂町通り、海岸町、大繩町方面等は降雨あれば泥濘膝を没する實狀にて、此れが消防出動上に障害すること甚大であり消防當局として當會に力癩を入れる以所は此處にあり、組頭

以下幹部皆會員たり。而して改善の目的を遂行すべく或は専門家知名の士を聘して講演會を開催し或は道路愛護を叫び消防道路建設を世に問ふ等幾多の方策を試み、遂に市當局を動かして大正十二年以來繼續事業として同十五年迄は路面の舗装延長八哩、工費二十二萬圓に達し、更に昭和六年度までには全市幹線道路舗装計畫が樹立された。

因みに道路の改善方進行に伴ひ勿論他の設備も同時に充實して行つた關係もあるが、一段と消防成績が向上したのは事實である。

四、火災報知電話制度の實施

大正十三年一月火災報知機關を全市に敷設して成績頗るに擧揚せられたるが、市内中樞區とても二丁間隔にして街の場末方面には頗る寥々たる實際であり、未だ火災通報機關として加入者電話の重要性去り難きものがあり、此の點六大都市等に對して遜色あり、屢々消防組より請願の結果、大正十四年七月二十五日より當市電話局管下にも漸く火災報知電話制度實施せられ、是亦確かに消防組の火災覺知上に一威力を加へたものである。因みに當時の市内電話加入者總數は三千五百通である。

五、機關研究會の創設

曩に開始せる常備組員毎月二回、豫備組員一回の月例研究會及火災直後並臨時の研究會は、倍々勵行有意義化に將た發展向上方に努め、時には現地に引率し又は交渉して實際を見學せしむる等、勝田組頭を始め各幹部の熱心指導に依り大に見るべきものありしが、運轉手並之が希望者に對しては専門的特種教養を施し更に研究せしむる必要あるを痛感して、此れが目的を以て大正十五年二月機關研究會を創設せしめたが、爾後運轉手の成績は漸次向上したものと認められ、例へば交通事故の如きも最少限度と云ふを得べく、殆んど記憶に残るが如きものを認めぬやうになつた。

六、体育獎勵と耐寒雪中駢歩の實施

体育獎勵の目的を以つて大正十二年頃より此の意義を諸種の訓練中に挿入其の實績と興味を收穫しつゝあつたが、毎年冬季間の雪中駢歩の如きは、大正末期より連續毎年之を實施して獨異なる消防年中行事の觀を呈した。

大正十四年二月二日には函館上磯間往復約五里の團體駢歩を強行し、往路一時間三十八分歸路一時間三十三分を以て其の目的を達してゐる。翌十五年二月九日には各部間手輓水管車水管十本積載の雪中運搬競争を實施した。爾後毎冬大沼往復或は各部訪問受持管内部員駢歩等趣向を變へ場所方法を異にして勵行し、肉体はもとより精神鍛練上裨益するところ少なからざるものがあつた。

七、二重消防制度の實施

大正十五年一月の消防現勢はポンプ自動車五臺(デニス小型ポンプ二台を含む)水管自動車四臺を主力とし、而して之に配するに増設水道消火栓並非常用水道及幾分の貯水池あれども、一出火に對して殆んど全車輛を出動せしめざるべからざるの狀態なる爲め、若し第一出火未鎮火中、同時に更に別箇所に出火あらば(屢々其の實例あり)之に對する出動車を缺き、且つ烈風時の飛火警戒車の設備なく危険此の上なきに鑑み、辻松警察署長に協り市當局並民間に對し極力其の喫緊急務なる所以を力説し、市當局は茲に一万二千圓を計上してポンプ自動車購入費と爲し、他方幹部、部長代理總出動にて有志の寄附を勧誘し、六萬餘圓の贖金を得たれば、此れを以て順次左記優秀ポンプ車、水管自動車並附屬品を購入備付し、爾後函館消防組は躍進的に成績を擧ぐるやうになつた。

一、ポンプ自動車

四臺 (大正十五年四月以降新備付)

- (一) ハドソン・ニッポンポンプ自動車(四十馬力一分間放水水量四百五十ガロン)
 - (二) ハドソン・ノーザンポンプ自動車(水電號 四十馬力一分間放水水量四百ガロン)
 - (三) ハドソン・ニッポンポンプ自動車(日魯號 四十馬力一分間放水水量四百ガロン)
 - (四) ハドソン・ノーザンポンプ自動車(四十馬力一分間放水水量四百ガロン)
- 二、水管自動車 四 臺(同上)
- (一) フォード水管自動車(西川號)
 - (二) フォード水管自動車(鶴岡號)
 - (三) フォード水管自動車(豊汐號)
 - (四) フォード水管自動車(及能號)
- 三、運搬自動車
- (一) フォード運搬自動車(濱岡大號)
- 四、新式水管接手
- (一) 町野式水管接手二百二十組

八、消防幹部に擔當別を實施す

昭和二年五月消防組の成績擧揚進歩改善に資すべく、勝田組頭の提言により下記の如く各幹部に係分擔を定め、特に各自は其の受持擔任に關して研究躍進するやう申合せを行つたが、最初の分擔は頭書の如く之亦相當効果があつたことを認めらる。人事教育外交勝田組頭、統計會計外交佐田第一部長、庶務教育水利今井第二部長、庶務教育丸谷第三部長、機械建築濱岡第四

部長、水利建築片谷第五部長、調度會計宮澤第六部長、水利馬匹教育副島蒸汽部長

九、講習、講話、修養、鍛練の實施

大正十五年以降大日本消防協會主催の消防幹部講習開催せらるゝ毎に今井部長、鳥居部長、菅原部長其の都度之を聴講し歸つては此の資料を以て更に組内の講習會を開催した。昭和二年の講習時には勝田組頭は科外講師として招かれ、函館消防組の設備を説明して講習生に多大の感銘を與ふるところがあつた。其他道廳主催の各種講習にも必ず出席し、而して出席者歸來するや其の要点を研究會席上に報告せしめるを例としてゐる。其他當組のみにて毎年必ず機械、防禦、電氣、理化等何等の講習を實施するを例としてゐる。

又松井博士より數回緒方元消防部長、小野寺内務技師、小宮山山梨縣組頭、藤野消防新聞主幹、岡台北組長、東飛行士、要塞司令官、警視廳消防署長、小野水道技師長、中川男爵、歴代函館測候所長、吉谷水道課長、歴代本願寺輪番等から機會を作つては講話を聽いて斯界の學識を廣め、其他努めて名僧智識偉人高傑の士等の來函あれば必ず請ひて精神講話を聽き人格の鍛練陶冶に留意をしてゐる。

一〇、東北六縣消防代表當組を視察す

函館消防組の視察者は年々増加して數百名を數へ、學校生徒を加ふる時は數千名宛の來訪者あり、視察者は一面當方に出張して全國各方面の消防智識を語り地方消息を傳ふるものなれば、亦感謝すべき教師として能ふだけ懇切に取扱ふべしとの當組の信條に依りて待遇に阻めつゝありしが、偶々昭和五年六月十一日東北六縣樺太當道組頭大會に出席せらるゝ官吏、組頭九十余名を五島軒に招待して午餐懇談會を催し、函館の消防設備並火災の狀況に就て縷々説明の後批判を乞ひ、且つ配水池、貯水

池、用水道等を示しつゝ市内を實地に案内し、更に惠比須町火防線通りに於て報知機並發信の自動狀況、ポンプ操法、一齊放水等を行ひて参考に供するところあり、午後四時井上茂作氏(平町消防組頭)一同を代表して町重なる謝辭を述べて散會した。因みに同日の一行中には大臣代理として組頭大會に出席の桑原内務事務官及奥羽六縣の保安課長も加はつて居り種々調査するところがあつた。

一一、函館消防茶話會の創始並事業

大正十二年帝都震火災後に官民有志、學者、實業家其の他の熱心家に依つて組織せられたる東京消防茶話會は、帝都の防火政策促進發展に將た警火思想普及徹底に効果を擧げつゝある例に習ひ、火災危險地たる函館市にも此の種會合の須要なるを痛感し、勝田組頭は親しく東京消防茶話會例會を傍聴して裨益するところあり、大正十四年七月函館消防茶話會の發會式を擧げたるが、其の目的は火災の豫防並に消防施設の改善方法を研究し其の完成を助長すること、會員には代議士、道議、各町火防組長、實業家、銀行家、教育家其他の官民有志六十餘名を得、毎月若くは隔月其の例會を開催し、消防、火防上の緊要事項等に關して、屢々研究討議するところあり、而して昭和八年會則を變更するまで例會を繼續すること滿八年間にて、本會は函館消防組設備達成並成績擧揚には偉大なる功績があつたのである。

最初の同會幹事は辻松新左衛門、勝田彌吉、松崎保平、小西誠一、櫻井利吉、武富平作、平塚常次郎、前田嘉左衛門、藤村康、小川彌四郎、中村諭二郎、岡田健藏、林儀作、岩谷平八、寺尾豊太郎等市内一流の紳士にして、會員には市長、助役、警察署長、次席、市議等を網羅し會長には松下熊槌氏(當時市會議長)の就任を得て、名實共に有力な會合であつた。

今本會に就て研究討議せる主なる問題を拾つて見ると左記の通りである。

△學校生徒避難訓練方を市當局並學校長に建議すること △火防婦人會設立依頼狀差出のこと △ポンプ自動車増設促進方

のこと △報知機惡戯者逮捕者に謝禮金交付方のこと △揮發油取扱者取締方のこと △火災保險料率低下方研究 △消防貯水池増設促進方に就て △善後會の四萬三千三百圓を函館消防義會に寄附の件 △新設貯水池十一箇所の位置の研究 △消防組員の素質向上方に就て △ケミカルポンプ自動車促進方の件 △東部方面の危險と消防設備研究 △衛生火防展覽會出品方の件 △火災報知機増設方の件 △上海消防視察談 △火災保險料率引下確定報告 △病弱退職組員見舞金贈呈の件 △電燈線斷線と消防問題に就て等々。

一二、ポンプ自動車二臺増設

(一台はケミカルタンク附)

昭和三年十二月万代町第四部の鐵骨望樓を築設し同四年九月有志の寄附金を以て廳舎を新築した際、其の一部を以てノーザンポンプ一箇を購入し、此れを積載する車台には橋谷巳之吉氏の寄附に係る新フォード號を宛て、此處に併せてフォード號ノーザンポンプ一臺を得、最初之が第四部に配置された。

又大正十五年來唱道實施せる二重消防制度の目的の一つにケミカルタンク自動車といふ新銳機の要求があつたが、爾後幾多協議の結果二重消防寄附金殘額より三千圓、市警備費より二千圓計五千圓を以て昭和六年四月、シボレーの一噸半トラックシヤシイに百五十ガロン入のケミカルタンク(岡田式泡沫消火藥填充)を積載し更に放水量三百五十ガロンのノーザンポンプを附加したるものを當組工場に於て組立て、完成し、之が第二部に配置された。

一三、塵芥堤防火災の消滅

東川、旭町海岸一帯にかけて塵芥堤防が形成され、幅員二十米乃至四、五十米、厚さ四、五米乃至十米、其の内容物は繩、

襤褸屑、筵切、紙、鮑屑、鐵板、木片、野菜、魚骨等々の塵芥が多年の間に重疊し、上層の重量を以て下部は壓縮せられて層を爲し、波打汀には大正十年大火時の捨灰が運搬せられたる關係上、毎日數人時には數十人の男女は金釘類を撰分してゐて焚火を爲し、堀立小屋を建て多い時代には十數構への乞食小屋が建つた。

昭和五年頃此の堤防より火災を出すこと多く、特に山脊風（東風）等の場合は危険至極にして同年六月中の如き、消鎮し難き此の火災に出動すること二十五回に及び、同年堤防小火、火災すべて四十七件に達し、燃ゆれば數十尺の塵芥屑の底部に達して容易に終熄せず、消防隊を手古摺らすこと夥しいものがあつた。加之東風に依り運ばるゝ此の惡臭は、八幡坂、基坂方面にまで達し且つ此等汚廢物は絶好なる蠅群養成場の觀を呈し、防火衛生上由々しき看過出來ぬ難物であつた。

消防當局亦永年苦惱せし此の堤防の護岸改修を希望すること切なるものあり、勝田組頭は井上警察署長と諮りて屢々坂本市長に進言するところありしが、市長並市有識各位の英斷に依り、昭和六年度に於て總工費約四十萬圓を以て護岸大工事を成就し、災害警防上甚大なる事業を達成したのみならず、塵芥堤防は醜惡なる面目を一新して遂に昔時の面影を没するに至つた。

一四、非常用水道取入口の完成

當市の非常用水道は先に述べし如く、其の沿革は大正の初期に創始され、爾後増設今日に至つた消防専用の有力なる水道であり、創設以來多大の効績を樹てたもので消防組の寶物的存在である。然るに新川から本水道を取入れる白鳥町の堰堤脆弱なる爲め、數回に亘り此の地點に於て決潰し其の都度消防水利上の大恐慌を來し、防火上不安絶へぬものありしが、幸ひ坂本市長並市内有識の認めるところとなり、消防組多年の念願が容れられて昭和六年度の臨時豫算に約一萬圓が計上せられて鐵筋コンクリート造の堰堤完成し、落成後は水道の水量は増し如何に豪雨に因る川上の増水等あるも、氾濫の心配もなく消防上眞に一威力を加へたもので、此の事が火災保險業者方面にも意外の好印象を與ふることになつた。

一五、北海道衛生火防展覽會應援協力

昭和六年八月十日より同二十四日まで二週間に亘り、函館市主催を以て北海道衛生火防展覽會が當市春日町在住吉小學校に開催せられたが、當消防組亦大に之に賛同援助を決議して、各方面より防火消防に關する資料蒐集に熱心盡瘁し、且つ特定二室を消防室と爲し、之に參考品、古代消防裝束、油繪、宣傳ビラ類、統計圖表、掛物等三百餘點を出品陳列して延人員二十餘万人に及ぶ入場者の展覽に供したが、相當効果はあつたことを信ぜられる。此等は主として當時の坂本市長、井上警察署長、岩谷火防聯合會長、村田副會長等の畫策に因るものであつた。

一六、金馬簾表彰三十六條金線同四十一條

大正四年十二月十四日函館區東川町の火災に際し消防に従事し部員一致能く職責を盡し其の功績甚大なりとの以所を以て時の宮崎警察部長より金馬簾一條使用方認可せられたるを始めとし、此の種功勞に依る金馬簾表彰各部二十六條に達し、其他規律嚴肅訓練優秀の廉に依り五條、一年間消防成績拔群の爲め五條、計三十六條を數へ、此等は函館消防組員現場活動振りの果敢機敏さ並訓練狀態を窺知する資料たるを失はぬものであらう。

▲金馬簾表彰

一、大正四年十二月二十五日（東川町火災現場功勞）

金馬簾一條 第二部 警察部長 宮崎通之助殿より

同 第三部 同 同

一、大正六年一月二十五日（若松町火災現場功勞）

金馬簾一條 第一部 警察部長 山宮 鼎殿より
 同 第二部 同 同
 同 第三部 同 同
 一、大正九年一月三十日(規律嚴肅、訓練熟達)
 金馬簾一條 第一部 警察部長 淺利三 殿殿より
 同 第二部 同 同
 同 第三部 同 同
 同 第四部 同 同
 同 破壊部 同 同
 一、大正十一年九月二十五日(大黒町火災現場功勞)
 金馬簾一條 第一部 警察部長 今村正 美殿より
 同 第二部 同 同
 同 第三部 同 同
 同 第四部 同 同
 同 破壊部 同 同
 一、大正十五年六月三十日(大正十四年中消防成績優秀)
 金馬簾一條 第一部 警察部長 林 壽 夫殿より
 同 第二部 同 同

同 第三部 同 同
 同 第四部 同 同
 同 第五部 同 同
 一、昭和四年八月八日(松風町火災現場功勞)
 金馬簾一條 第一部 警察部長 別宮 秀 夫殿より
 同 第二部 同 同
 同 第三部 同 同
 同 第四部 同 同
 同 第五部 同 同
 一、昭和五年八月十三日(松風町火災現場功勞)
 金馬簾一條 第四部 北港道廳長官 池田 秀 雄殿より
 一、昭和五年十月二十八日(台場町火災現場功勞)
 金馬簾一條 第一部 北海道廳長官 池田 秀 雄殿より
 同 第二部 同 同
 同 第三部 同 同
 同 第四部 同 同
 同 第五部 同 同
 一、昭和六年十月二十六日(東雲町火災現場功勞)

金馬簾一條	第一部	北海道廳長官	佐上信一殿より
同	第二部	同	同
同	第三部	同	同
同	第四部	同	同
同	第五部	同	同

▲金線表彰(長官功績狀及感狀所有者)

勝田組頭二條、宮澤部長一條、丸谷同一條、今井同五條、寺尾同一條、片谷同三條、佐田同二條、濱岡同三條、副島同一條、菅原同二條、鳥居同二條、萩野部長代理小頭三條、入山同一條、小林同一條、藤村小頭一條、勝木同一條、正村同一條、山下同一條、砂原消防手一條、對島同一條、中本同一條、高橋(良)同一條、阿部(松)同一條、堀籠同一條、齋藤(喜)同一條、鈴木(多)同一條

一七、勝田組頭、今井部長に協會長の表彰

勝田組頭は消防上の多年の功勞を錄せられ昭和六年九月九日、安達財團法人大日本消防協會長より左記表彰狀並功績章を授與せられたるが、同十年三月二十八日、今井第六部長は同様理由を以て後藤同協會長より組頭と同様の光榮に浴したるは兩氏の名譽はもとより莫大なるものあるべきも、函館消防組として亦舉つて慶賀せしところである。

第一號

表彰狀

北海道函館消防組

組頭 勝田 彌吉殿

勤務勉勵技能熟達且平素能ク水火災ノ豫防ニ努メ其功績顯著ナリ

仍テ所定ノ功績章ヲ贈與シテ之ヲ表彰ス

第二四七號

表彰狀

北海道函館消防組

今井 舛太郎殿

同上文(省略)

一八、大日本消防協會の表彰を受く

大正十五年九月大日本消防協會創立後會則に基き表彰すべき優良消防組を詮衝中と聞いてゐたが、昭和六年十二月二日内務大臣官邸に出頭すべしと道廳からの移牒で組頭に通達あり、然るに組頭は微恙の爲め遺憾ながら出京出來ず今井第六部長代つて十一月三十日出發し、二日安達協會長から全國一萬八千組から最初に選ばれて他の九組と共に別記表彰狀と共に名譽ある表彰旗を授與せられた。

而して今井部長は七日正午の連絡船で着函し、井上消防司令、勝田組頭以下組員全員出迎し、旗は今井部長から組頭に、組頭から更に旗手に渡され劉曉たる喇叭を先導に隊伍堂々八幡宮に參拜して奉告祭を舉行し、本部に歸つて河村要塞司令官、松下消防茶話會長等列席の上簡單なる披露の宴を設けたが、今日の榮譽こそは一に全市民後援の賜と爲し、同月十一日勝田組頭より左記感謝と報告を兼ねた書面を市内各方面に差出した。

規律嚴肅ニシテ技能熟達シ且各般ノ施設充實シ平素能ク水火災ノ豫防ニ努メ其ノ成績拔群一般ノ龜鑑タリ
仍テ所定ノ旗旌ヲ贈與シテ之ヲ表彰ス

昭和六年十二月二日

◇有志宛の感謝通知

拜啓陳者函館消防組の設備促進に關し豫てより多大の御後援を辱うし御蔭を以て今日一通り之が充實を見るを得随つて其の間消防成績漸次向上大正十年二千餘戸の大火以來百戸以上の大火無くして滿十年を閲し候處今般圖らずも技能熟達成績拔群の故に依り全國多數消防組中より選拔表彰を受け十二月二日内務大臣たる大日本消防協會長より表彰狀並旗旌を授贈致さるゝの榮譽を荷ひ申候維れ偏へに御貴台を始め市民各位の熱烈なる御庇護と御誘掖ありし賜と深く感銘仕候就而は茲に一言右奉告旁々爾後彌か上にも御聲援と御力添賜り度伏して希上候 敬具

一九、第八回全道消防組頭會議舉行

北海道消防組頭會議は隔年札幌に於て開催せらるゝを例と爲し、其れまで第七回を重ねたが昭和七年は前回の決議に依り其の五月十六日函館市公會堂にて舉行されることになつた。時恰も函館公園並五稜郭公園共櫻花の満開時にして藍色の海、五色の彩雲函都隨一の好天に恵まれ、全道遠近より參會せる組頭各位も頗る満足であつた。

當日の參集者は列席組頭百七十五名、傍聽消防幹部百三名、列席官吏十名、來賓、係員を合する時は總員三百五十餘名に達して盛會を極めたが、同日午前九時劈頭中尾警部（道廳消防主任）の開會の辭に始まり、馬場警察部長の訓示、林代議士、彌吉市長代理の祝辭、増原保安課長指示事項、注意事項説明ありて議事に入り、幾多重要案件は討議されて午後四時多大の收穫を残して終了した。

午後六時より相生町五島軒に於て來會者一同に對する市長の招待あり、翌十七日は午前八時より恵比須町火防線通にて舉行されたる勇壯なる函館消防組の春季演習を見學し、更に一同は同日午前十時三十分より谷地頭運動場に設備されし齋場にて施行された大日本消防協會北海道支部主催に係る殉難消防組員慰靈祭に參列して、崇嚴裡に之を終り、續いて場内に準備された模擬店にては東西見番紅裙連中の斡旋にて宴席に連なり、午後三時嬉々として宿に引上げた。

尙ほ其の夕、組頭有志は湯の川福住に於て懇談宴席を設け、約二百名の參會者は和氣霽々の中に充分の歡を盡して別れたが 參會せる消防熱心家の中には研究上更に心残りがありさうに見えたので、希望により翌十八日午前十時より本部隣接の市民館に於て消防研究懇話會を開いたところ、集るもの中尾警部、岡田釧路組頭外三十餘名に及び、縦談横議時の過ぐるを知らず、午後三時まで座談が繼續し一同頗る裨益するところがあつた。因に組頭會議の係分擔は左の如くで、事前に數次會合を開き熱心計畫の甲斐があり、すべて満点の成果を収めることが出来た。

委員長笠島署長、副委員長中野警部、勝田組頭、寫真係今井部長、新聞記者係本田警部、菅原部長、庶務係市總務課長、受付係下郡山警部、菅原部長、來賓係各部長、宿舍係片谷部長、今井部長、會計係齋藤警部補、今井部長、調度係菅原部長、鳥居部長、給與係今井部長、高山書記長、慰靈祭係酒井警部補、佐田部長、遺族係道廳保安課員、園遊會係佐田部長、寺尾部長、片谷部長、懇親會係酒井警部補、各部長以上

二〇、望樓應用天氣豫報開始

我が函館消防は大火撲滅の對策上常に氣象に關しては深甚の注意を拂ひ神經を尖らせ、此れまでも函館測候所と相互往復緊密なる連絡を探り、平常は毎日數回宛電話を以て風速風向特報等の通知を受け、此れを各部に通報して防禦實戰に應用しつゝありしが、尙之に慊らず市民一般に氣象知識を普及し、且つ海岸町に偏在する測候所の幾分の助手にもならばと考へて、昭和七年先づ中央部の第二部望樓を以て、簡易天氣豫報を標識して市民に喜ばれたのに勢を得て、其後西部の第一部、東部の第五部にも之を實施し爾後引續き好結果を收めてゐる。

二一、立体動作其の他猛訓練

高層建築物に對する防禦策戰に資し、且つは避難訓練演習用として鐵棒、梁木に依る應用体操、救助袋、幕、ロープ使用の避難救助練習、大小竹棒垂下ロープ利用の登攀訓練を實施し、更に昭和七年本部前に鐵骨三段十米の避難櫓を作りてより倍々此の方面に力を注ぎ、且つ日課としては消防体操、ポンプ操法、立管操法、結索法、警急出動演習其の他の作業を附加して、質に於ける充員を心掛けて組員の体育並技量の向上を策し、組頭以下一丸となりて以て銳意合理と力の消防實現に邁進した。

二二、鐵骨望樓の築設と廳舎の改修

昭和二年六月東雲町第三部木骨望樓は、腐朽の程度甚だしく烈風時等勤務成り難き實際に鑑み、同町火防組長鈴木定衛、同副組長松本善吉氏外六十六名より當時の佐藤市長に陳情書を出す等鐵骨望樓建立方の促進を畫し、種々盡瘁の甲斐ありて昭和二年三月之れが完成を見た。當時の所屬部長は丸谷金次郎である。

第三部鐵骨望樓工費

一、五〇〇圓

全高避雷針まで

八二・五呎

廻廊まで

六四・〇呎

万代町第四部腐朽廳舎並木造望樓の改造問題は、同方面一帯の發展殷賑に趨くに隨つて附近有志並消防組に依つて提唱せられたので、消防側からは第六部長今井舛太郎及第一部より小頭入山丑松を應援せしめ、同部の小頭熊谷小次郎其他古參者が出て町内からは綿引綱、中田力藏氏其他の發起人が數月に亘つて有志を説き廻つて寄附釀出金一萬餘圓を得、鐵骨望樓は警備費臨時部を以て達成し、廳舎及ポンプ一個は此の一萬餘圓を以て完備せしめ、昭和四年九月此れが落成式を舉行した。當時の所屬部長は濱岡平八である。

第四部鐵骨望樓工費

四、〇〇〇圓

全高避雷針まで

八四・六呎

廻廊まで

六六・一呎

同廳舎敷地總面積一一九・四坪、基礎盛土總面積七〇坪、廳舎は二階建延坪七七・二五坪、此の工費六、三〇〇圓

鍛冶町第一部木骨望樓は、是亦腐朽して烈風時には廻廊上の見張所動搖し危険に瀕せるに依り、所屬佐田部長は今井第六部長及入山所屬小頭と共に、管轄全般の有志を訪問して此の事情を訴へ寄附釀金七千餘圓を得たので、昭和四年九月起工同年十月七日所屬詰所に於て望樓新築の落成式を舉行し、爾後兎もすれば低き爲め遠き觀望が利かなかつた同部の勤務上に、多大の力が與へられた。當時の所屬部長は佐田作郎である。

第一部鐵骨望樓工費

六、六〇〇圓

全高避雷針まで

八八・〇呎

又新川町第五部は、管内に千代ヶ岱、大繩、新川、千歳町等相當木造家屋密集地域を有するに拘らず望樓を所有せず、市當局に要請しても豫算を削除されて永年不便焦慮の間に過したが、待てども仲々に好景氣到來を期待されず、遂に昭和六年六月管内の有志と相協り、藤原所屬小頭を先登に部員古參者が寧日なく發起人と共に説き廻り片谷、菅原兩部長及萩野小頭等の應援を受けて、比較的富裕ならざる此の管内より苦心精勵克く四千數百圓の寄附金を醸成して、遂に其の目的を達成した。

而して總工費四千百九十六圓を以て昭和七年七月同詰所に於て、之が新築並附屬消防公舎一棟の改築落成式を舉行した。所屬部長は片谷由太郎である。

第五部鐵骨望樓工費

四、三〇〇圓

全高避雷針まで

九三・五呎

廻廊まで

七五・五呎

此れを以て第一部乃至第五部まで全部鐵骨望樓が設備されたわけで、函館全市は寒暑、晝夜を分たす四六時中五人の望樓子が十箇の爛々たる眼を見開いて一圓を瞰下注視してゐることになった。

二三、函館消防義會の經過を略述す

函館消防義會は大正四年十二月當時の武富組頭發案し、勝田第一部長外各幹部の奔走を以て之が創設を見たが、會長は西岡區長、幹事は松下熊槌氏外十八名、評議員は七十名、消防組員並其の遺族を救濟し、消防上の功勞者を表彰するを以て目的となし、會員を募集して加入者よりは毎月一口に付拾錢宛滿三箇年間の醸出金を仰ぎ、其他は篤志家の寄附に俟つて事業遂行の基金たらしむべき規約であつたが、大正十年頃は僅かに三千餘圓の基金を有するに過ぎず、微々として振はぬ状態であつた。然るに大正十年の大火後に産れた火災善後會の基金處分に當り、函館消防茶話會の盡瘁に依りて同十五年四月此れが寄附者

渡邊熊四郎、武富平作、岡田健藏三氏の承認を得、且つ市會の協議を経て基金中二萬三千餘圓の現金は消防用貯水槽増設費用として之を市に寄附し、火防線通り竹内新太郎外十二名に貸付中の殘額四萬三千三百九十圓は函館消防義會に寄附移管することとが決定されたので、此處に義會は再び生氣を得て、昭和三年七月には會則の一部を改正し更に松下會長、市並消防當局の努力を以て此れが基礎を一層鞏固にする爲め、昭和七年中より財團法人組織と爲すべく定款を規定して當局に申請中、八年十一月十六日漸く之を許可せられ同時に義會寄附行爲第一條中に、函館市の火災豫防並消防施設の改善方法を研究して之が達成を助長するてふ一項目を加へて、創設以來幾多の事業を遂行した函館消防茶話會をも併合し、義會は茶話會の醸出金額を適用して會員は一口に付毎月五十錢宛の會費を納むることを義務と爲し、市内大方有志の加入方を希つてゐる。財團法人となつた時の最初の理事は左記の如くである。

坂本森一、彌吉茂樹、松下熊槌、渡邊熊四郎、井上金之助、宮崎三之丞、勝田彌吉

二四、火災警備隊の誕生

從來各町青年團、火災豫防組合員、青年訓練所員、在郷軍人分會員にして火災現場に應援する時、非常線に遮ぎられて小紛糾を惹起せしこと一再に止まらず、是現場應援隊の作業上に連絡統制方の不完全なる爲めであると爲し、昭和八年笠島警察署長に依つて一定の規程の下に市内に四十三の火災警備隊組織せられ、出火現場に於ては警察署長の指揮下に統一ある行動を執ることに協定が出来た。爾後消防演習の度毎に消防組との連繫活動を訓練し、爾後の火災場に於ては警察消防隊から彌次馬扱ひにされるものが頼みに減少したかの觀があつた。

因みに警備隊は主として非常線外の任務に服し一、非常線の警戒補助二、風下飛火の警戒消火三、搬出荷物の監視四、傷病者の救護五、非常炊出しの配給等を擔當し遠方火災には自町内に駐まつて出火盜難の巡邏警戒に任ずることになつてゐる。

二五、學校、社寺に對する防火並設備の徳意

三二二

市内所在に木造大建築として存在（昭和九年大火前）する小學校、中等學校、其他の女子裁縫女學校等の消防上危険味鮮少ならざるを考慮し、數年間を溯りて全國的學校火災統計を作製し之が起火原因、出火場所、出火時間、避難上の危険、防禦上の苦心、出火時の應急對策に關し具さに亦赤裸々に記録し、懇談し巡視指摘し、講演訓練し、揭示周知せしむる等適切なる機會を撰び、或は廳舎設備の改善を勧め、或は防火思想を鼓吹し消防設備を徳意すること多年に亘るか、學校當局亦吾等に共鳴し概ね熱心に畫策し、毎年幾多の進歩を示しつゝあるのみならず、學校自体よりの過失は最少限度と云ふべき實狀である。

又社寺、病院等に對しても各地の實例を鏤人せる特種の印刷物を配布して努力の結果、台町高龍寺の貯水槽、谷地頭町函館八幡宮の拜殿下池水、八幡町龜田八幡宮の境内池水設備、尙ほ函館病院諸種の防火施設並非常避難訓練の如きは、白眉に値する最近の收穫である。

二六、アパート氾濫時代と消防組の苦心

眞の蜂窩式集合住宅は、近代生活者の要求してゐるものかも知れず、其れが防火的文化的であつて、衛生風俗上いろく注意の行き届いたものであつたらば格別であるが、昭和六年から七年、八年にかけて加速度の勢を以て増加した函館のアパートには、完全なものも皆無に等しく、最も多きは休業せる遊廓妓樓を利用したもので、其れのみにも二十一棟に及び他にも古家屋を偽装したり、改修した幼稚な間借式住宅が多く、通風、採光等凡そ非防火衛生的なものであつた。

消防組に於て毎月二回以上宛獨自の立場からアパートの防火避難検査を勵行し、危険防止上違反あるも其の輕きものは懇ろに注意し、如何に指導しても頑迷固陋、實施を肯んじないものは止むなく警察係員に注意申報を爲し、他面之等の建物を中心として防禦計畫を密にし、特に防火上世間からは多大の危惧の念を抱かれてゐたアパートからの過失は意外に少く、消防として充分成績を擧げることが出來た。

因みに昭和七年末のアパートの總數は木造四十二棟（内三階建三棟、一階建二棟其他は全部二階建）五百四十七世帯、千三百九十九人で大森町は二十一棟で巔然多く、次に東川町四棟、蓬萊町、松風町は三棟宛でぐつと減つて居る。

二七、自動車修繕工場の設置

勝田組頭は年來の希望たりし上海消防視察の爲め昭和五年三月十一日出發、四月三日歸函したるが、消防上豊富なる土産談を持參した。

其の中の視察報告の一つには上海消防の工場設備の一節があり、消防機械の見本種別の多いのと、ホース及結合等の豫備の豊富なること、機械技術の優秀なることに於て特に彼地の工場の羨望すべき旨を續述されたが、上海消防は全く結合や筒先も機械の部分品等も自給自足的に製作することは學ぶべき点であると爲し、爾後消防工場の設備を計畫し昭和七年、八年を以て西川町消防第二部の裏手に延坪二九坪の工場を建設し、修繕工具等も漸次充實に向ひたれども、工費建物並内容を合し總計約一萬圓程度に過ぎず到底完全と云ふを得ざれど、鳥居部長主任となりて村田、田中兩修繕助手と共に熱心精勵して成績着々として擧げられ、消防組としては經濟上亦能率増進上大に氣強いものがあつた。

二八、貯水槽増設と簡易消防水利の工夫

大正十二年末第二期水道擴張工事は完成したが、暴風頻度斷然夥大なる函館市としては、現在の消火栓配置網とは又異なる更に一つの疎らな貯水槽と専用水道井を以て成る水利網の必要を痛感せられ、消火栓は潜航艇式なる出歩の迅い水管自動車

が使用し、第二の水利網には大小のポンプ自動車が占據するといふ防禦作戦の下に、空地なき市内のことゝて地下式貯水槽一箇の築造費(千七百圓乃至二千二百圓)を更に地峽部方面にも増設すべく着々として工を進め、或は寄附金に依り又は警備費を以て昭和元年十四箇所現在なりしを昭和二年十一箇所、三年二箇所、四年七箇所、五年四箇所、六年二箇所、七年二箇所、八年一箇所、計二十九箇所を増設し、昭和八年末には専用水道井六十箇所、貯水槽四十四箇所、計百六箇所を數ふるに至つて居るが、昭和六、七、八年にかけて尙ほ市内各所の小流、池水其他に高さ口徑一米のコンクリート管を据えたものや其他の簡易消防水利を各所に十箇所餘工夫して、此れも小型ポンプの掛場として役立てるべく用意し、他にも出來ぬかと方々を物色しつゝある。

二九、確實化せる火災報知機網の成績

大正十三年一月全國各都市に率先して火災報知機網を全市に敷設せるも、其の成績に就ては幾何の懸念ありしは否まれぬ事實であつた。果然開通後の半年間は悪戯、虚報相當に多く消防隊を悩ませたが、而し此等無謀者の檢舉されるのを見ると多くは普通状態ならぬ泥酔者、白痴、無智兒童又は不良少年の行爲と判明するので、聽て市民の公德心と理解力と消防設備愛護觀念の向上に依り減少することを確信して、鋭意此れが成績擧揚に努力の結果、遂には其等悪戯者も激減し火災覺知の六、七割までは報知機に依るやうになり、隨て火災の早期發見といふ消防能率増進の最重要問題の中ば以上解決せんとする趨勢を示し、小火、小火騷等の件數こそは増加すれ、火災損害の激減は明瞭なる事實となり、函館消防組設備中威力ある新鋭機關として隆々の成績を収めるやうになつた。

火災覺知別比較表

自大正十三年
至昭和八年 滿十ヶ年(含小火騷)

年次	覺知別	火災件數	火災報知機	加入、公衆電話	望	標	其	他	報知機成績百分率
一年平均		二五	六	三		三		二	六・三
大正十三年		二五	六	元		三		八	五・七
同十四年		二三	八	三		二		一	六・五
同十五年		一〇五	七	三		四		五	七・〇
昭和元年		二五	八	八		七		二	七・一
昭和二年		二五	九	六		一〇		一〇	五・八
同三年		二五	七	六		八		一五	六・二
同四年		二二	七	三		七		一三	六・二
同五年		二九	六	二		七		七	五・九
同六年		一四	六	二		五		二	五・七
同七年		一四	三	三		六		二	六・四
同八年		二二	五	三		六		二	六・四

三〇、火災保險料率漸く低下す

函館市民の多年の要望にして、消防當局に於ても終始多大の力瘤を入れつゝあつた函館市の火災保険料率は、先に火保協會東京地方會の南委員外三名の視察報告の結果に鑑るところあつてか愈々引下けることに確定し、昭和八年六月其の率は九分乃至二割平均一割五分の引下げを行ひ左の如く發表された。隨て函館市一年間の火災保険契約總高は七千万圓位と推定されてゐるから此の掛金に對する一割五分の利益を市民一般は享けることになるわけである。

等級地	改正率	舊率
一級	四圓	四圓
二級	六圓	六圓
三級	九圓	十圓
四級	十二圓五十錢	十四圓
二等地	改正率	舊率
一級	四圓五十錢	四圓五十錢
二級	七圓	八圓
三級	十二圓	十三圓
四級	十六圓	二十圓
三等地	改正率	舊率

一級	五圓	五圓五十錢
二級	九圓	十圓
三級	十六圓	十八圓
四級	二十圓	二十四圓

三一、消防幹部の移動抄 (自大正十四年至昭和七年)

大正十四年四月第一部長松山義雄退職、同月任第一部長佐田作郎
 大正十五年四月第四部長鋪寶太郎退職、同月任第四部長濱岡平八
 昭和三年七月蒸汽部長副島寅三郎(常備)退職、同年十月任蒸汽部長菅原重太郎(常備)
 昭和四年三月第二部長今井舛太郎(常備)退職、同月任蒸汽部長鳥居御楯(常備)同月任第二部長菅原重太郎(常備)
 昭和五年五月第六部長宮澤嘉貞退職、同月任第六部長今井舛太郎
 昭和五年五月第三部長丸谷金次郎退職、同月任第三部長鳥居御楯(常備、蒸汽部長兼務)
 昭和七年六月第四部長濱岡平八退職、同月任第四部長鳥居楯(常備、蒸汽部長兼務)同月任第三部長寺尾庄藏

三二、殉職者と慰靈祭

函館消防組創設以來職務の爲め壯烈なる殉職を遂げたる者は鎌田福藏君外七名であつた。

鎌田 福藏 君 (二十二歳)
 當時三番組所屬消防手にして、明治三十三年九月十一日鶴岡町十六番地より出火せる際之に出場防禦に従事中突如電撃を

受けて即死殉職したるもの。

山 本 光 藏 君 (三十二歳)

當時第二部所屬小頭にして、大正六年一月二十二日ガソリンポンプ修理の爲め之を馬にて索引中奇禍に遭ひて重傷を負ひ入院加療せるも遂に立たず職に斃れたるもの。

大 津 勇 之 助 君 (二十六歳)

清 水 與 吉 君 (二十七歳)

寺 田 末 太 郎 君 (二十八歳)

當時大津は破壊部、清水は第三部、寺田は第一部所屬消防手にして、何れも大正九年五月二十日臺場町製罐工場より出火の際之に出場防禦に従事中不意に防火壁倒潰して右三名重傷し遂に殉職せしもの。

新 田 作 藏 君 (三十一歳)

當時第一部所屬運轉手にして、大正十二年三月仲町七十五番地出火に際し消防勤務に従事中筒先を以て前額部を強打重傷を負ひ遂に職に斃れたるもの。

正 村 佐 吉 君 (四十四歳)

當時蒸気部所屬消防手にして、昭和九年三月二十一日午後五時五十分新川町の漏電小火に出場歸宅の途上同七時頃住吉町の出火を發見し直ちに疾驅現場に急行、谷地頭町電車終點貯水池を水利として防禦中の第二部ポンプ隊に應援し奮戦努力したれ共不及、ポンプ隊の退却と共に午後八時三十分頃榮町瀬崎木工場前に部署し再び協力轉戦せしも、旋風に狂奔する火流に追撃せられ、約二十分間にして退陣更に大森町稻荷前貯水池に據り、前ポンプ隊に加はりて活躍し、同九時頃相別れて附近に蝟集せる群集を宇賀浦町方面に誘導しつゝ大森橋際に到り「荷物を捨て、早く逃げよ」と極力避難誘導並に人命

救助に奔命中、大森町方面より澎湃として奔流せる火焰に包圍せられ、遂に力は盡きて河中に墜ち悲愴なる殉職を爲すに至つた。

山 下 菊 次 郎 君 (四十二歳)

當時第五部所屬消防手にして、昭和九年四月五日午前十時二十八分、市内小舟町四番地無職野土ヨシ方より出火するや所屬第五部水管車々長として出場し、同町二十六番地先路次を奥深く侵入し此の地点にて消し止めずんば辨天方面及山の手一帯は灰燼に歸すべき事を直感し自ら先陣となり同僚を叱咤激勵して猛焰を冒し火点に迫撃して、台町方面より侵入し來れる第一部、第二部小型ポンプ隊と狭撃して決死的奮闘を持續すること約十五分、火勢漸く衰へんとせしが、此の時火元に貯藏せし北千島漁場行の重軽油、カーバイト等多量の燃質物に引火して山下隊を包圍し、濃煙火流は數回山下を煽つて之を倒したり。此の時第二部小型隊指揮者木村小頭進入し來りて之を發見、先づ同時に昏倒窒息せる龜松消防手を救出し更に管槍を握れるまゝ、仰倒せる山下を抱出し、自動車を驅つて函館病院に到り應急手當を施せるも遂に蘇生せず、壯烈悲愴なる殉職を遂ぐるに至つた。

以上七君の職死は函館消防組建設の尊崇高貴なる礎石として祀るべく、殉職のことあるや夫々部葬、組葬を盛大壯嚴裡に執行し其の遺族に對しては滿腔の誠意を以て能ふ限りの温情を捧げて憂なからしめんとし、更に隔年又は三年毎に官公其他の有志を案内し遺族を招きて招魂慰靈の祭祀を営みつゝ、之に報ゆるべく消防組の主要行事としてゐる。

市民館講堂に於ける慰靈祭にて勝田組頭の朗讀せる祭文は左記のものであつた。(昭和七年五月)

祭 文

本日茲に函館消防組殉職組員の弔魂祭を擧ぐるに際し一言以て諸氏の英靈に告ぐるところあらんとす
惟ふに社會は倍々複雑なりと雖未だ祝融の災禍の如く爾く危険擴大の迅速なるもの有らざるへし警鐘一度櫓上に高鳴れば平

和の市街も瞬時にして一轉阿鼻叫喚の巷と化す此の秋猛火を冒し灼熱狂爛に直面して鎮壓の重任に當るものは則ち是消防の聖職たり實に諸氏や身を顧みず家を忘れ公務を千鈞の重きに比し命を鴻毛の輕きに處し焦額爛眉遂に其の職に殉せられたる千古の勇士たり其の任や斯の如く重く其の責や此の如く大なるに拘らず未だ制度の完からざるものあり諸氏の芳名を萬代に傳ふるに何等設備の存するなく諸氏の後裔にして家を著はしたるもの少きは心有る人士をして毎に衷心より痛恨せしむるところたり然りと雖函館消防の今や名實共に天下に謳はるゝに至れるは一に諸氏が壯烈なる偉勳の賜と爲すべく且つ諸氏の身を以て垂教せられたる尊き犠牲的精神と社會奉仕の觀念は脈々として我等組員の血管に躍るものあり我等不敏なりと雖幸に之を培ひ之を傳へ相互砥勵諸氏の遺業を後世に繼ぎ邦家消防の爲微力を效さんことを期す本日墓苔を掃ひ薄奠を設けて聊か諸氏の遺靈を祭り以て其の高風義烈を偲はんとす神靈尙くは髣髴として照鑒せられんことを

三三、函館消防成績概要 (昭和九年一月調)

概説

此の表は消防施設の變革上明治四十年以降を三期に分つ。漸次施設の充實するに伴ひ、焼失率の遞減し行く状態を注目ありたい。

- 一、明治後葉 此の期は消防施設も甚だ不完全にして随つて焼失率は最大である。
- 二、大正前期 此の期に入り漸く消防設備の充實に活動を開始し専ら準備、創設の道程に在り前期に比し成績大に擧る。
- 三、昭和 (大正後葉を含む) この期に入り特に注目すべきは火災報知機を新設し且つ水利、機械、人員等漸く整備に趣き二重消防を實現し随つて焼失率も激減した。

時代別	年次	焼失千分率戸數	主要消防設備	保 險 率	警 備 費 (臨時費を含む)	一 人 當 り	各 年 損 害 額
大正	元	九二・二二〇	此年ニ蒸汽ポンプ一臺増置	百圓ニ付	一九、七七七、〇〇〇	三五	三、四八、三三七
	一	九二・二二〇	此年ニ蒸汽ポンプ一臺増置	百圓ニ付	二六、八〇〇、〇〇〇	三〇七	九一、七七七
	二	九二・二二〇	此年ニ蒸汽ポンプ一臺増置	百圓ニ付	三三、一六一、〇〇〇	二五三	三四、六四九
	三	九二・二二〇	此年ニ蒸汽ポンプ一臺増置	百圓ニ付	三三、一六一、〇〇〇	二五三	五八、五〇三
	四	九二・二二〇	此年ニ蒸汽ポンプ一臺増置	百圓ニ付	三三、一六一、〇〇〇	二五三	一五、〇〇六
	五	九二・二二〇	此年ニ蒸汽ポンプ一臺増置	百圓ニ付	三三、一六一、〇〇〇	二五三	二八、二二二
	六	九二・二二〇	此年ニ蒸汽ポンプ一臺増置	百圓ニ付	三三、一六一、〇〇〇	二五三	七〇、二一九
	七	九二・二二〇	此年ニ蒸汽ポンプ一臺増置	百圓ニ付	三三、一六一、〇〇〇	二五三	七〇、四九〇
	八	九二・二二〇	此年ニ蒸汽ポンプ一臺増置	百圓ニ付	三三、一六一、〇〇〇	二五三	二六、二五三
	九	九二・二二〇	此年ニ蒸汽ポンプ一臺増置	百圓ニ付	三三、一六一、〇〇〇	二五三	六八、三九三
昭和	一	三四・七八八	此ノ一期ハ消防革正計畫、着々實行ノ道程ニ入り消防専用水道ノ設置、高臺方面へ貯水槽新設、水道ノ擴張計畫、三晝夜勤務ヨリ二晝夜勤務ニ常備増員、火災専用電話ノ宣傳、消防研究會ノ開催、自動車ポンプ水管自動車ノ新設(自動車ポンプハ大正八年一臺十年二臺購入、水管車ハ大正九年三臺購入)	四、〇〇〇	二五、六八八、九八五	二五〇	一八、七〇九、六七七
	二	三四・七八八	此ノ一期ハ消防革正計畫、着々實行ノ道程ニ入り消防専用水道ノ設置、高臺方面へ貯水槽新設、水道ノ擴張計畫、三晝夜勤務ヨリ二晝夜勤務ニ常備増員、火災専用電話ノ宣傳、消防研究會ノ開催、自動車ポンプ水管自動車ノ新設(自動車ポンプハ大正八年一臺十年二臺購入、水管車ハ大正九年三臺購入)	四、〇〇〇	二五、〇一一、〇六〇	二五三	一七五、〇九二
	三	三四・七八八	此ノ一期ハ消防革正計畫、着々實行ノ道程ニ入り消防専用水道ノ設置、高臺方面へ貯水槽新設、水道ノ擴張計畫、三晝夜勤務ヨリ二晝夜勤務ニ常備増員、火災専用電話ノ宣傳、消防研究會ノ開催、自動車ポンプ水管自動車ノ新設(自動車ポンプハ大正八年一臺十年二臺購入、水管車ハ大正九年三臺購入)	四、〇〇〇	二九、〇〇五、三三一	二八七	三〇、一一〇
	四	三四・七八八	此ノ一期ハ消防革正計畫、着々實行ノ道程ニ入り消防専用水道ノ設置、高臺方面へ貯水槽新設、水道ノ擴張計畫、三晝夜勤務ヨリ二晝夜勤務ニ常備増員、火災専用電話ノ宣傳、消防研究會ノ開催、自動車ポンプ水管自動車ノ新設(自動車ポンプハ大正八年一臺十年二臺購入、水管車ハ大正九年三臺購入)	四、〇〇〇	四九、七七八、四九五	四九三	九七二、五七七
	五	三四・七八八	此ノ一期ハ消防革正計畫、着々實行ノ道程ニ入り消防専用水道ノ設置、高臺方面へ貯水槽新設、水道ノ擴張計畫、三晝夜勤務ヨリ二晝夜勤務ニ常備増員、火災専用電話ノ宣傳、消防研究會ノ開催、自動車ポンプ水管自動車ノ新設(自動車ポンプハ大正八年一臺十年二臺購入、水管車ハ大正九年三臺購入)	四、〇〇〇	三六、九九五、一五〇	三六七	二七八、八八六
	六	三四・七八八	此ノ一期ハ消防革正計畫、着々實行ノ道程ニ入り消防専用水道ノ設置、高臺方面へ貯水槽新設、水道ノ擴張計畫、三晝夜勤務ヨリ二晝夜勤務ニ常備増員、火災専用電話ノ宣傳、消防研究會ノ開催、自動車ポンプ水管自動車ノ新設(自動車ポンプハ大正八年一臺十年二臺購入、水管車ハ大正九年三臺購入)	四、〇〇〇	六三、〇一一、三三〇	五四八	三六、一七六
	七	三四・七八八	此ノ一期ハ消防革正計畫、着々實行ノ道程ニ入り消防専用水道ノ設置、高臺方面へ貯水槽新設、水道ノ擴張計畫、三晝夜勤務ヨリ二晝夜勤務ニ常備増員、火災専用電話ノ宣傳、消防研究會ノ開催、自動車ポンプ水管自動車ノ新設(自動車ポンプハ大正八年一臺十年二臺購入、水管車ハ大正九年三臺購入)	四、〇〇〇	六九、三三三、六八〇	五三三	二六、〇八八
	八	三四・七八八	此ノ一期ハ消防革正計畫、着々實行ノ道程ニ入り消防専用水道ノ設置、高臺方面へ貯水槽新設、水道ノ擴張計畫、三晝夜勤務ヨリ二晝夜勤務ニ常備増員、火災専用電話ノ宣傳、消防研究會ノ開催、自動車ポンプ水管自動車ノ新設(自動車ポンプハ大正八年一臺十年二臺購入、水管車ハ大正九年三臺購入)	四、〇〇〇	一一、二八七、二二〇	八七四	三七、一五五
	九	三四・七八八	此ノ一期ハ消防革正計畫、着々實行ノ道程ニ入り消防専用水道ノ設置、高臺方面へ貯水槽新設、水道ノ擴張計畫、三晝夜勤務ヨリ二晝夜勤務ニ常備増員、火災専用電話ノ宣傳、消防研究會ノ開催、自動車ポンプ水管自動車ノ新設(自動車ポンプハ大正八年一臺十年二臺購入、水管車ハ大正九年三臺購入)	四、〇〇〇	一五、七、三〇八、七三〇	一、一四三	八八、三三二
	一〇	三四・七八八	此ノ一期ハ消防革正計畫、着々實行ノ道程ニ入り消防専用水道ノ設置、高臺方面へ貯水槽新設、水道ノ擴張計畫、三晝夜勤務ヨリ二晝夜勤務ニ常備増員、火災専用電話ノ宣傳、消防研究會ノ開催、自動車ポンプ水管自動車ノ新設(自動車ポンプハ大正八年一臺十年二臺購入、水管車ハ大正九年三臺購入)	四、〇〇〇	二九、三三三、二九〇	八八三	一八、七〇九、六七七
大正)	一一	二・六四七	此期ハ所謂消防機關充實期間トモ云フベク上水道ノ擴張成リ専用水道ノ増置、並ニ貯水槽ノ増設、二晝夜勤務ヨリ一晝夜勤務制ニ、デニスポンプ二臺備付、ハンドソンニツポンポンプ自動車備付更ニ二重消防設備トシテハンドソンノ一ザン三臺、	一、三三九	一〇一、七四〇、五三〇	六九三	一七五、〇九二
	一二	二・六四七	此期ハ所謂消防機關充實期間トモ云フベク上水道ノ擴張成リ専用水道ノ増置、並ニ貯水槽ノ増設、二晝夜勤務ヨリ一晝夜勤務制ニ、デニスポンプ二臺備付、ハンドソンニツポンポンプ自動車備付更ニ二重消防設備トシテハンドソンノ一ザン三臺、	一、三三九	一六四、八四、三四〇	一、〇八一	三〇、一一〇
	一三	二・六四七	此期ハ所謂消防機關充實期間トモ云フベク上水道ノ擴張成リ専用水道ノ増置、並ニ貯水槽ノ増設、二晝夜勤務ヨリ一晝夜勤務制ニ、デニスポンプ二臺備付、ハンドソンニツポンポンプ自動車備付更ニ二重消防設備トシテハンドソンノ一ザン三臺、	一、三三九	一四三、九六六、〇〇〇	八九三	九七二、五七七
	一四	二・六四七	此期ハ所謂消防機關充實期間トモ云フベク上水道ノ擴張成リ専用水道ノ増置、並ニ貯水槽ノ増設、二晝夜勤務ヨリ一晝夜勤務制ニ、デニスポンプ二臺備付、ハンドソンニツポンポンプ自動車備付更ニ二重消防設備トシテハンドソンノ一ザン三臺、	一、三三九	一三〇、一〇二、〇〇〇	七九三	二七八、八八六
	一五	二・六四七	此期ハ所謂消防機關充實期間トモ云フベク上水道ノ擴張成リ専用水道ノ増置、並ニ貯水槽ノ増設、二晝夜勤務ヨリ一晝夜勤務制ニ、デニスポンプ二臺備付、ハンドソンニツポンポンプ自動車備付更ニ二重消防設備トシテハンドソンノ一ザン三臺、	一、三三九	一五〇、三三九、〇〇〇	九四	三六、一七〇
昭和	一六	二・六四七	此期ハ所謂消防機關充實期間トモ云フベク上水道ノ擴張成リ専用水道ノ増置、並ニ貯水槽ノ増設、二晝夜勤務ヨリ一晝夜勤務制ニ、デニスポンプ二臺備付、ハンドソンニツポンポンプ自動車備付更ニ二重消防設備トシテハンドソンノ一ザン三臺、	一、三三九	一五四、九五、〇〇〇	九〇	五〇、六九
	一七	二・六四七	此期ハ所謂消防機關充實期間トモ云フベク上水道ノ擴張成リ専用水道ノ増置、並ニ貯水槽ノ増設、二晝夜勤務ヨリ一晝夜勤務制ニ、デニスポンプ二臺備付、ハンドソンニツポンポンプ自動車備付更ニ二重消防設備トシテハンドソンノ一ザン三臺、	一、三三九	一五四、九五、〇〇〇	九〇	五〇、六九

後葉を包含む				
八	七	六	五	
ハドソンニツボンポンプ一臺、新フォードノリザン一臺、水管自動車四臺備付 尙大正十三年全市ニ亙ツテ火災報知機ヲ取付ク シボレーノリザン一臺備付	九〇〇 七七四 七〇〇 六五五 五七八 四六〇	一五六、六七〇、〇〇〇 一五、九三六、〇〇〇 一五〇、四三〇、〇〇〇 一五二、八五五、〇〇〇 一五〇、四二八、〇〇〇 一四八、六五五、〇〇〇	八〇〇 八〇〇 七〇〇 七六四 七五五 六七四	八、四七七 七四、九三三 二七、〇〇三 六一、九〇六 五、七五五 四三、四八八

函館消防組年代代表 (其ノ五)

事

業

組頭勝田彌吉時代
(其ノ二)

自昭和二年
至同 八年

水道擴張工事竣工、二重消防制度實施、講習、講話、鍛練、消防茶話會活動、ポンプ自動車増設、非常用水取入口完成、全道組頭大會開催、各部に鐵骨望樓完成、報知機成績擧揚、修繕工場落成、火保料率低下す。

三四、函館消防新報の發刊

大正十五年四月組員相互の修養資料且つは智識の交換場として、亦講習教材の謄寫版刷代用として、且つは市民に對する火災豫防思想及消防觀念の鼓吹やら宣傳やら内外消防、火防界の重要消息の報道機關の使命達成を目的とし、新聞紙法に則る函館消防新報發刊を企圖し、新聞の体裁等は其の印刷と共に白瀬函館印刷主之を擔任し、編輯主任を書記長高山信太郎として勝田組頭及各部長の督勵に依り呱呱の聲を擧げ、最初は毎月二回五百部宛を印刷、號を逐ふて増刷千部に及び、九年三月の大火直前まで號を重ねること七十八號、途中幾多の變遷はあつたが充分所期の効果を收め、小粒でも函館消防新報はいろ／＼の特徵を持つてゐたことを信ぜられた。

此處に試みに同紙から卷頭主張及參考記事數編を抄録して、其の歩みを偲ぶことゝしたい。

(イ) 紐育消防部長傳記に感ず

—昭和四、一一—

頃日警視廳山川消防課長の御好意に浴し、同氏の譯著紐育消防部長ジョン、ケンロン翁の傳記を讀了して、大いに感ずるところがあつた。其の一、二に就いての感想を本誌上に公開することも、強ち徒爾のわざではあるまい。

翁は現在六十八歳なるも鏗鏘壯者を凌ぐ元氣と活動力を有し、消防生活前後四十年、其の消防術策の獨創的なる、劃切周到なる變幻出沒容易に端倪すべからざる紐育市大小の難火に對し、快刀亂麻的な神の業を働いてゐる翁こそは、全世界消防を通じての驚異的存在であることを否まれぬ。實に翁の前に翁なく翁の後も恐らくは翁程の名消防部長とはあるまい。謂へば消防界のモンスターを思はしめる。

彼の烏人連の棲む——と云ふのは、紐育市は摩天閣の羅列した市街、人間は地上に生活すると云ふよりも空と雲に親しむ烏の兄弟分則ち烏人である——複雑な立体的紐育を守護しつゝ千鈞の信用を全市民に栽え付けてゐる翁は、都市の跳躍的發展の先を越して、獨自未聞の消防策戦をそれかちそれへと創造して、戦へば即ち征服せずには止まぬ常勝將軍である。

翁の消防辭書には「不可能」の文字は記して無いらしい。はち切れるやうな氣概と勇猛心、讀み耽ける消防人の頭は自ら下からざるを得ない。僅かに五十七頁の小冊子に盛り込まれた翁の傳記、其の中には青年時代からの奇蹟的功名話から、ロビンソンもどきの繩海孤島への漂流奇譚もある。

ホテル、船渠、ビルディング、埠頭等最も翁自身の心根を打碎いた勇戦記録、消防生活四十年間の結晶的收穫たるべき秘訣から火災豫防の極意に至るまで、其の要領が書き下されてゐる。

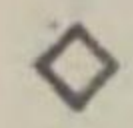
紐育消防は官吏消防ではなく市の經營に繋る消防である爲めか、殆んど消防部長は終身官のその如く、適任なれば即ち十五年も三十年も勤績が出来、歳六十でも七十でも働ける彼地である。否官吏であつても警視總監の如きは、十年二十年在官して成績を挙げると聞くが、吾が邦では大學教授も停年制があり、總監は内閣更迭毎に代り、消防關係高官も係警察官も、十年在任するものとは稀なることは一考させられる次第である。勿論翁の二十年に近い在職は、到底他の追従を許さぬ手腕と英雄的氣魄と消防知識の然らしめたものではあらうが、珍らしい事實として聞かれる日本ではある。

消防部長は最高の消防司令官であるが、彼の地では常に消防戦争の最尖端に突進し、衆に先んじて有らゆる危険に身を曝し、劃策し、命令し、實戦してゐることは、眞に目覺ましい限りである。

此の態度であるからこそ、エキイテールビルの火災に際し全く電光石火的に第一、水幕を以て建築物内に火を壓迫することと第二、本館地下室十億弗の證券を保護すること第三、夜勤従事員數百名の生命を避難せしむること等三段作戦の謀を樹て或は絶えざる戦線の踏査と局面の注視に依り、彪大建築物の崩壊を豫感して全隊員を間一髪の危機から總退却せしむる等、まこと此等は百戦練鍛の消防實戦家の手腕に待たなくては出来ない藝當である。

「同一なる二つの火災はない、従つて二つの火災に對し同一の消防戦略では功を奏さぬ」「大火は小火よりも殊に消防困難なり」といふ鐵則は翁のやうな實戦王から斷定されて愈々味ひがある。自分は消防に入つて千戸二千戸といふ六回の大火に直面し、其の都度三斗の苦汁を滿喫せしめられた體驗に照應して、此の言葉を幾重にも首肯される一人である。

又翁の明敏なる頭腦と數理から割出した考案ケンロンノツヅルや「最善の消防方法は火火の未然防止と火災の自滅なり」てふ理想から出發してゐる獨特なスプリンクラー、錫張防火戸、五百五十呎上空の建物火災に對して爲し得る有効の放水装置——即ち四十一階上の大水槽の工夫等は夫々消防界、建築界に残さるゝ翁の不滅的な足跡であらう。



翁の傳記を味讀して紐育消防を髣髴した自分は、函館市民有識各位に訴へて見たい一事は、紐育市は市内に殆んど木造建物を見ず、滿市唯是耐火構造の行列であるに拘らず尙且つ次の如き完璧に近い消防設備を所有してゐる。

八十有餘箇所の消防署、二百臺の消防車輛、五千九百餘人の常備消防隊を以て上水道外に高壓消防専用水道あり、それには最大三百封度の壓力を持つてゐる高壓消防栓四千個を附屬してゐる。

此の高壓防火水道の偉力は大したもので、平素はポンプ所に於て上水道と連絡し、従つて管内の壓力は上水道と同一であるが、一朝ポンプの運轉を始め高壓防火水道パイプ内の壓力が高まるとチエツキバルブに依つて上水道との連絡を遮斷されて高壓側パイプ内の壓力が高まる。此の切替へに要する時間は、たつた一分間に過ぎない。

此の送水ポンプ（六台）を「フール」で運轉すると弩級消防ポンプの放水三十乃至三十五線に匹敵する送水量である。此の變壓ポンプ所が二箇所にあるが、普通の消防栓は實際は豫備的消防水利としての存在であると聞いては、羨望も並々の程度のもではない。

そして此等の設備は決して贅澤品ではなく、已むなき最少限度のものであると呼號してゐる紐育は豪勢なものである。其處で我が函館市を考へて頂きたい。此れは滿街は可燃建物の充實で、水利、機械、隊員等々人口、面積に比較して控除遞減したとて、段違ひの貧弱さで蓋し比較にもならない實際にあるが故に、此の防火設備を以てして最高のものと安意し、暫く

大火の襲來が無いことに胸を撫で下して、太平の甘夢に酔ふては大變なことになるであらう。現下世を擧げて緊縮の聲に満ちてゐる際ではあるが、消防設備のみに對しては大乗的英斷を抱懷せられて劃策し、敢爲せらるゝことを勧めたい。是決して筆者の我田引水と見做さるゝことなきやう、深くケンロン翁の言行に熟考したいものである。

頃日或會合にて某氏と相語りしに、談偶々函館市の火災のことに及んだ。而して其の人曰く函館も大火がなくなつた、懸命に火災豫防にさへ力を入れて置けば消防も用があるまい、設備も完備したから警備費も半減してよからうぢやないかと。之は一應理由あるらしく聞え、俚耳に聴き易き一節であるかも知れぬが、自分は此の無謀な一言には喫驚せざるを得なかつた。而し夫れは、病氣さへなければ醫者は要らない、醫者は無用の長物であると、生活の實際に遠ざかつた所論を吐いて力んでゐるのと一般で、素より理想論として一蹴し去るべきである。

人間の体は如何に攝生保養したからとて一食毎に營養分析もしてゐられぬ。黴菌の檢鏡もしてゐられぬ。塵埃の空氣を吸つて不純な水も呑む以上なか／＼に一生を無病で過ごし得るものではない。それと同様に如何に注意したればとて、燃える着物を着て燃える物品を使用し燃える建物に居住してゐる世の中から、絶對的に火防上の過誤を出さないと保證が出来やうか。

神ならぬ人間であるから失敗はある。又コンクリートと金屬ばかりでは生活は出来ない。且つ火災を怖れて石油も使ふな、ガソリンも焚くな、セルロイドも買ふなと神經を起し、機械も電氣も瓦斯も此の世から取除かうとする様な没常識漢もあるまい。結局今日の文明は熱と光とスピードの文明であり、其のバックには概ね火があることを知るべきで、吾々は能ふ限り火は利用應用すべき立場にある。

總ての過失を未然に防止し悉くすることは理想である。豫防事業は全市民嚴重にも精を出して爲すべきではあるが、而し消防の設備を輕々しく緩めては眞に一大事であるから黙しては居られぬ。

函館の消防は裝飾的消防ではない。未だあれも足りない此れも欲しいぎり／＼の實用消防である。火災を減ぼさずんば函館市亡びむとの信念に立つ眞剣そのもの、消防である。假令百回の火災に九十九回の手際を示しても、残りの一回に大火を惹起し市内を焼き拂つては何うなるものか。折角是まで努力して作つた安全率一朝にして水泡に歸して了ふばかりではないか。

台場町日本工船倉庫の油火災に爆發が續發したら！ 大繩町昭和會館の狂焰に烈風か加勢したら！ 何うしても某氏の一言に反駁せざるを得ないではないか。加ふるに満市滿街殆んど可燃建築を擁し、生活戦線に愈々忙殺されつゝある人々の注意心のみに便つて警備に緩みあらば、必ずやその間隙に乗ずる火の閻魔の亂舞を見るであらう——いや決して脅かすのではない。少しく活眼を開いて先進國の實狀を視られよ。耐火造並立する彼の街にてあり乍ら、尙且つ我に數倍する巨費をかけて完全せる消防を備へてゐる。消防に缺陷ある都市は不具的存在として火保協會が一顧を與へない彼の地であるが故に、何を措いても此の点に心血を注ぐ。

函館市年來の懸案であつた火保料率低下問題も、料率五錢乃至三十五錢の引下と等地の改正が實行せられ、大体に於て一割近い低下を見たのは、函館消防の力と成績に尤因したは勿論のこと、此れは市民と共に歡びたいと同時に、其の肩にのしかつて来る重い責任を覺悟しなければならぬ。料金を約七十萬圓と見て七萬圓の利益が市民直接の懐に残らなければならぬ。唯わけもなくこれ式の引下に満足が出来ないと不平を云爲する前に、更に消防設備の充實に腐心しなければならぬではないか。火保會社亦營利會社である。何を物好きに算盤を抛げ、損害を敢てしてまでも函館の爲めに圖るわけはない。

如何に口を酸くして私の街は注意は行き届いてござると千万言繰返しても、年々遞増して行く火災件數は隠せるものではない。彼等は調査人を置く、役所の説明を承はる前に鵜の目鷹の目で路次の奥までを踏査する、塵芥堤防に驚きの眼をみはる、新川以東の水利の不充分に身慄ひをする、危険營業者の分布から、氣象、交通、人情、思想の果て迄も微に入り細を極めて調べてゐるのも近代科學的の營業法なるが故である。結局合理的の火保料率は、消防設備と火災危険程度と照應して鋭敏に増減するの亦止むを得ない譯合ではないか。

十年四月二千四十一戸の大火、十三年八月九十九戸の大火は、今尙まざ／＼と眼前に髣髴し消防としては戦慄を禁じ得ないのに、市民中には早くも、喉元過ぎては熱さを忘れんとして油断が兆してゐるのは危険である。繰返して云ふが、火災は無く

なつてはゐない。其の件數に於て年々増加して行く。消防の設備を以て之を防壓してゐるに過ぎず、設備を緩めたら最後爆發するだらうことを強く々々頭腦に記して欲しい。

(ハ) 防火線上の人々に乞ふ

—昭和六、三一—

吾々は瞑目して時に大火の慘狀を懐ひ起し、ともすれば緩みがちなる我と我が心のネヂを捲き直すことも、強ち無駄ではあるまいと思ふ。

明治四十年八月全市大半の焼失、大正十年四月市内目貫街の炎上は、共に函館の再起を憂へしめた程の大火であつた。滿天滿地の赤熱よ、轟々遠雷の如き火焰の唸り、壁崩れ梁落ち柱倒れ瓦石飛ぶ騒音、油罐、藥壘等の大小爆音、それが萬人の悲鳴叫喚と相交錯して正に此の世ながらの地獄であつた。

すべてを焼き悉くして、寒月の下寂寞荒寥たる焼野ヶ原に佇立する罹災民の心奥や如何に、けに悲痛哀傷そのものであらねばならぬ。函館市民は斯る塗炭の苦惱を幾度も嘗めさせられた。既往十年以前の函館は大火に踵ぐに大火を以てし、市民は大火の後始末で暮さなければならなかつた。

懷ふに、此の苦汁を滿喫せしめられた市民であるとしたならば、今日と雖も、警防火の覺悟がもつと眞劍であらねばならぬ筈であるのに、本年に入つてからの火災狀況並原因内容には實に寒心すべきものがあり、出火復出火一月十四件、二月十三件、三月十件、計三十七件に上り、豫防上最近稀なる成績不良を示してゐるのは遺憾である。

然らば何が火災を此の如く頻繁ならしめる理由であるか。第一は言少しく酷にわたるが、市民の精神弛緩に歸因するるとしたら、全く困つたものと申さねばならぬ。

今試みに、恵比須町函館銀座通其他當市の防火線なるものを通つて見る。謂ふまでもなく、防火線は十年の大火後、火災善

後會の主唱に係り、市債に加ふるに渡邊熊四郎氏五萬圓、武富平作氏五百圓、岡田健藏氏五圓といふ五の字揃ひの寄附金を得て、市が特に防火線家屋建築費補助規程を編み、甲種防火線所在建物に對しては、一坪付に四十圓を補助し外に四十圓長期年賦の低資を融通し、乙種防火線同様十圓の十圓を與へ、規程に依つて嚴密に建築物を制限整理し、防火上市百年の計を樹てたことは、當時として蓋し英斷的の適策たるを否めない。

當時此の過分な建築費を惠まれた家主各位はいかばかりか喜んでに相違なく、又心底建築の規程も實行しやうし、貸付を受けた建築費もすらくと返却しやうと堅く心に誓つたことと思はれる。而しそれから十年の歲月が流れ、大火も暫く影を没した。熱し易く冷め易きは日本人の特性であるせいか、今日ではそろそろ喉元過ぎては其の熱さを遺忘しかけた人が見えて來たのは残念なことである。

防火線上の人々には規程などには一向お構ひなく建物に對して勝手な改造を加へたり、いろく反則的造作を施したり、特に驚かれるは甲種線上に在り乍ら數ヶ月桎莖屋根を曝したり、丸太の圍ひを附加したり、屋根一ばいに木造物干を載せたり、杉革の扉を加工したり、勝手な裝飾塔を掲げたりして平氣であるのは、何としても、防火精神のだらけたことを意味するものではないか。防火線上の關係者は更に一度建築費補助規程を熟讀していただきたいものである。

一步退いて反則の借家人は函館大火の体験なく、他所からの移轉者と良意に解しても、家主にして此の經過を知らぬことはいふ筈である。

思ふても見よ、明治八年四百三十四戸、十二年二千二百四十五戸、十八年百三十三戸、四十年九千戸、大正十年二千四十一

戸の大火は何れも東風風の時であり、蓬萊町、恵比須町から永國橋に通る一線を突破してゐることを。吾々の先に進んだ人々の、粒々辛苦して決められた防火線規程の良制度を、現在の市民が几帳面に實施して、函館の防火策に忠實でなくてはならないわけである。さうでなくては多額の補助金に對しても、低利資金に對してもまことに申譯ないこと

信ぜられる。

消防設備の充實したこと、成績の優良なことに由因して、函館の火災保険料率も幾分の低下を見たことは、お互に更に努力することに潑瀾たる元氣を注射して呉れた。而し防火線たる恵比須町通は舊態依然として最下級の三等地に片付けられてゐるのは何うしたことか。住民が防火線上にあり乍ら兎角規程を厳守しない傾向があること、それも業者を恐れしめてゐる一原因であるといふ。客年料率低下問題の爲めに來市した大日本火保協會北海道委員を導いて防火線を案内したが、意外にも一行は「フ、ン」と云つてそれほど此の通りを感心しなかつたのは、何を視、何を考へた爲めであつたか。

甲種防火線として多大の犠牲を拂ひ、耐火構造を強制してゐる函館銀座通りが、山の手方面の木造街より數等の危険視されてゐることは、實に情けない話である。茲に吾々は市民と共に勵行すべきことを勵行して、而して火保協會に要求すべきことを要求すべきであるとおもふ。

(二) 防火道に安心なし

—昭和六、五—

本年（昭和六年）一月以降各地方の大火には相當大きいものがあり、而かも陸續として其の後を絶たないのを見ては恐ろしく感ぜられる。就中石川山中温泉の八百戸、鳥取赤松村の五百戸、新潟白根町の五百戸、松江市の一千百戸、秋田市の三百七十戸等は何れも駭目に價し、五十戸、百戸内外のものに至つてはザラに記録から拾はれる。

又慘中の慘事としては島牧郡本目のフィルム火災で、焼死十六名、重軽傷三十名、群馬金古町で同じく焼死十三名、重軽傷三十名といふ目を掩ふべきものあり、此等は何れも責任者にのみ罪を被せて恬然たるを得ぬ重大問題を含んでゐるとおもふ。宜なるかな五月の全國警察部長會議にはいろ／＼と警火、消防問題が附議されてゐるが、げに防火の問題は則國民の經濟問題である。最大多數の最大幸福てふ社會問題であり、護郷報國の大問題たることを、もつと／＼國民全般の腦裏に刻りつけた

いものである。

地方には大火慘火が跳梁して此の不景氣に當つて泣き面に蜂の憂目を見てゐるが、幸ひ大正十年頃までは大火の巢窟とでも云ふ感念で指笑された函館には最近此れぞとした目ぼしい火災の燃え上らないのは結構である。而し大火の卵は所在に襲來して市民を脅かしてゐる。其れに今年の火災は人が悪い——といふのは設備のない方面を搜して彼方でも此方でも赤い舌を出す。恰も此處までお出でと云つた形であるのはもどかしい限りである。往吉町、五稜郭通、湯の川通、千代ヶ岱町、陣屋通、高森町といった急所を突かれてゐる。

其處で何れの町内とても、自分の町内は火事の無い町内であると唯漫然とした根據の無い信仰(?)は止めるべきである。某所の如きは二十幾年振りでもボツカリと襲はれて憤慨してゐるが想ふても見よ、如何に在來の函館人が火災を恐れて警防に専念したとても、他地方から轉居したる人は大火の苦難も無く油斷や隙だらけであるとしたら何うなるか。

さうした心無しの人々が續々と移り住んでゐることに風馬牛で、唯函館が豫防が良く行つてゐるからと安心し油斷してゐては必ずや魔焰の嘲笑となるであらうことを怖れる。

化學上の言葉に發生機の酸素とか水素とかといふことがあるが、發生機の酸素は同じ酸素でも勢ひが素晴らしい。元素がビチビチしてゐて化合力が猛烈である。と同様いろ／＼の會合も産れ出た時は眞剣味あり熱も豊富で仕事も捗どるが、年經るに従ひ能く云へば洗練されたと申さうか、悪く云へば氣が抜けて殻に拘泥することに陥り易い。年功と共にねびまさり光り輝かすことは容易の業ではない。

九十九日の緊張も一日の弛みで火事を大きくしては其の功績を台なしにされる。余は決して我田引水ではないが、結局設備を堅めなくては到底防火の道に安心あることなしと確信するものである。

設備の無い安心は眞の安心たり得ないものとおもふ。消防設備を其方除けにして安心してゐるのは、朝鮮の深山を通つて多

分虎が出ないだらうと高を括る安心と一般である。其所からも此處からもウーウー猛虎に現はれられては、其の時になつて臍を噬んで力んでも後の祭であらう。

(ホ) 勝田組頭 上海消防視察談 昭和六、五

しばらくの間留守して居つた。その間度々の火災があつて、その都度諸君が十分活動して呉れた結果、非常に手際よく消し止めて好成绩を擧げてゐる。お蔭で自分も安心して此度の旅行することが出来たことは喜ばしい。以前にも旅行するとよく留守中に火事があつたり大火の夢を見たりなどして、どうも留守の後が氣掛りでならなかつたのであるが、近頃は諸君の努力の甲斐あつて、さうした心配は更にしなくてもよくなつたので此の点感謝に堪えない。

今回上海消防視察によつて色々細大に亘つて感ぜられた事もあり、参考になつた事もあり、従つて將來に處する自分の考に資するところはあつたが、夫れ等の事は抜きにして大体の視察の筋道だけを話し、又後日の機會に補ひして行くことにする。最初自分は上海消防視察の便宜上警保局とか警視廳と連絡を要する關係で東京を経由した。藤野消防新聞社長、赤尾商會主人等から傳言や依頼事を承けて神戸から龍田丸に乗船し長崎へ寄港、二晝夜で上海に着いたが、暫時旅館で休息して病み上りの体を氣遣ひながら散策した。その晩はまた直ぐに宴會の招待を受けた。會場はジャバンツウリストと云ふ所であつて、此處では日本人の旅客に對して見學案内や用便通譯などを世話して居るので、吾々は土井と云ふ通譯を頼むことにした。上海の人氣、風俗、習慣、都市の狀勢などの一通りを聞かして貰つたら、租界外は何時と云はず單獨で通行することは危険であると云ふことであつた。

領事館に消防視察の紹介を仰ぐため、土井さんに頼んで電話をかけたら赤木事務官は明日午後一時から一時半迄の間にお會ひすると云ふことで、翌日の午前中は市内の繁華な所、街の立派な通、支那の古蹟などを案内されたのであるが、上海に足を踏んで最初に目に映じた事は、交通整理が徹底してゐることであつた。之は租界外の支那街に行つてもその通りであつた。英租界にはインド人が警察取締に當り、支那街には支那人の巡查で、平常でも紅白に塗り分けた手頃の棒にピストルを携帯して要所々に配置され、その周圍には鐵條網の柵を張り巡らしてゐるなど、實に物々しく感ずる。それから市中には支那式の人車の多い事には、目新しい者の驚く一つである。而かもそれが數十人一隊となつて一人の頭首の下に統制が出来てゐる商賣をしてゐるさうで、多い時には五六十台も連行して先頭の手合圖によつて行動を執つてゐる。

之に就て滑稽な話が——或時數十臺の車が連行してゐる中に、先頭の合圖に注意をしなければなかつた後方の車が、停車してゐる前車のお客の横腹へかじ棒を通ふしたと云ふ——如何にも支那人にありさうな事であるが、之に反して自動車の運轉手は全部が支那人であつて操縦も上手であるから、運轉手は支那人に限るとまで定評を博してゐる。

その翌日同文書院を見學してから上海公園を散歩して見たが、之と云ふ目星しいものも感ずるものもなく、日本の海軍が二、三十名一隊でやつて來て機關銃の操法を始めるのを見た時は……異國に在る時の情のためか特に懐かしく且つ心強く感ぜられた。

晝食の時は元ユダヤ人の住宅であつたと云ふ某ホテルに入つて見ると、却々大仕掛けな立派なもので二、三千人の收容出來ると云ふことで一寸日本では稀なことである。此處で食事中に番頭の不注意から領事館を訪ねる時限を經過してしまつたので、巴むなく當日訪問することは不可能となつた。

その翌日、赤木事務官にお會ひして、それから上海の行政廳である工部局に案内されて、高等主任かに該る方に面會したところが、自ら消防隊長のところへ案内してくれると云ふことであつたけれども、それを辭退して電話で御紹介を願つて置いて赤木さんと二人で消防署を訪ねた。隊長室へ通されたが大した立派と云ふ程の室ではないが、直ちに眼に付いたものは消防器具の陳列棚であつた……英國製、佛國製、米國製、日本製、自分の工場製と云ふ風に……接合器、立管、管槍その他の部分品を澤山に陳列してあるので、一見如何にも世界的の長を採つて進んでゐるものと肯かれた。

隊長は一應の挨拶を終へてから「一体どんなところを見たいですか」と言ふことであつたから「自分は上海消防の施設、訓練全般を見せて頂きたい」と答へた。そして會話中自分が持参してゐた函館消防の諸統計表を示して説明すると一々熱心に見てゐて「函館消防は之等の表によつてその優秀であることを物語つて居る」と非常に褒めてくれた。

又隊長の話では町野式接合器の如きも尙不備な点があるので、自分達ははめ合せ部分の鑄付や漏水を防ぐためゴム様のもの

で加工を施した獨特のものを工場で作らして實用の結果申分ないといつてゐた。

暫くして副司令の案内によつて各署を見學してゐる間に、一時間計り繰り合はして赤木さんと晝食しながら親しくお話する機を得た。赤木事務官は静岡の人で佐藤六平さんと舊知の間であると云ふて、日本消防も寄附制に依つて居ることは時代錯誤であるやうなことを申してゐたが……寄附金も昔のやうなやり方であると思つてゐるのか、或は眞に消防の本質を理解して合理的の見地からして言はれたかはその意を知ることには出来なかつた。

副司令の案内で各署を見學して見るに、各署とも七、八臺の自動車置いてあつてその内幹部の乗用車が一臺若しくは二臺で梯子自動車一臺、救急車位ある。六署二分遣所の編成で、分遣所とても本署と同数の自動車が配置してある。幹部は何れも英人であるが、その他は總て支那人であつて各署に梯子自動車を必ず備へてゐることは、高層建築物の多いと云ふことが分る

わけである。

隊長とか司令とか英人の幹部であると云ふても体格は頑固で腕首、手の指など太くて一見労働者風にも見えるが、爰に英人氣質の一つである「實際に勞作することを尙ぶ」と云ふ性格を窺ふことが出来るのであつて、吾々消防人として最適のことと思ふ。

上海は日本とは四季平均一ヶ月違ひの温さであつて、機械場の温度も常に六十五度から七十度を保たれる設備をしてある。消防手の服装は洋服に革製ヘルメット型の帽子でエナメル塗りの素敵なもので、前には防煙具をつけてあつてまことに立派なものである。出動準備のベルを押すと二棒によつて階上から降りて來て係りの者は電動機を押し、先づ非常口の扉が中央から左右に各二つ疊みになつて全部の口が一齊に開かれる。消防手の動作は沈着で而かも敏速で各自が配置されてゐる自動車の附近に備へてある長靴と穿き替へて乗車するのであるが、その動作振りにはまことに眞剣で整然として各々任務に就く。

又高層建物ばかりであるので、出動毎に梯子自動車が使はれ消防作業と同時に人命救助作業も併せて行はれてゐる。之は寔に實際的な訓練であつて、立体動作の鮮かなこと、共に支那人をよくも斯くまでに訓練したものと驚いた次第である。

消火栓に自動車位置すれば、係の者が一人就いてゐて水管を二様にも三様にも延ばす事が出来るし、バルブの加減によつて各水管の水を適宜に按配することも出来る。筒先もその場合によつて口径を替へられる装置を施してある。人命を救ふ時は救急自動車に積んである擔架を使ふので、尙車の中には應急藥品、衛生材料その他救急要具等一つの不足なく備へてあつて、擔架も極めて念入りに出來てゐる之によつて患者が安全に運搬されることになる。勤務制を消防手に聞いて見たら晝夜勤務して八時間休みましたなど云ふてゐるところを見れば、隔日勤務と云ふことでもないやうに思はれた。濡れたホースの乾燥にはやはり二つ折として屋外屋内と兩様の方法であるが、ホースの修繕、自動車の修理は消防手の手でなく全部專屬工場でやるこ

となつてゐる。此の工場と云ふのは上海消防自慢のものであつて、機械器具の製作修理ばかりでなく消防隊で使ふ洋服、靴、防寒器具等總てが自分の工場で作つたものを使用してゐる。そして工場は電気、木工、鍛冶、洋服など、各部門に分れてそれを又更に分業して居る。出来上つた品物は各部門の倉庫に整頓よく貯藏して置く。

◇ 租界に建物を造らうとする時は、先づ工部局の土木課に設計を示して承認を得た上更に消防隊に願出て建物の非常口、避難方法及その設備、消火栓水道の引込等について指示を受け、消防側から見ても安全に防護出来ること云ふ認めが付いてから始めて建造許可になるさうである。消火栓も二十間々隔に設けられてゐるし、建物も不燃質性のものであるから假令高層な建物でも自家用の消火栓でもつて安全に消火出来る事になつてゐる。ポンプの如きも五百ガロンから千二百ガロンの放水力を有つて居るし、消火栓は七十ポンドの壓力を有してゐると云ふから、その設備と云ひ制度と云ひ訓練と云ひ總て充實してゐると云ひ得る。

◇ 消防費は英租界經費の四割を占めて居ると云ふ。消防隊用の總ての需要品は專屬工場で作り所謂自給自足の方針で實行して居つて仕事も亦大仕掛けであるが、或種の電動機の如き英國製のものを買へば百弗のものが自製は三十五弗で使はれ、救急車の如きも三十五弗で出来ると云ふ。而してそれ丈けに仕事を能率化して行くには無論資金關係にもよることであるが、然し各部門の監督の任に當る主任其のものゝ意氣込みも亦大いに力あることで、各自が飽く迄自分等の使ふものは自分で實用的に工夫し自分で作ると云ふ固い信念を以つて日夜全力を盡して居ると云ふことは、吾等の學ぶべき點ではないかと思ふ。

◇ 消防隊の出動があれば非常時でも演習でも、市内各辻に設けられてある警報鈴が一齊に鳴り亘るので、通路のインド巡査が交通を整理警戒して万一にも抜かりないことに努めてゐるから消防隊は途中四、五十哩の速力で疾走して行く。火災現場も美

事に整理されてゐる。消防隊も思ふ存分活動が出来るわけである。日常の訓練は署の後方廣場で規定の取扱操法等を行つて居るが、演習は夜間訓練に特に力を注いで居ると云ふことである。

◇ 市街には如斯充實した設備と訓練の徹底した消防隊をもつてゐる上海は、水上消防隊の編成も亦完全してゐる。消防艇三艘で中一艘は元潜水艦を改造したもので、何れもガソリンを燃料として居つて各艇とも五百馬力以上のものであると云ふ。

◇ 赤木事務官の通譯で各署の視察見學を終へてから赤木さんは南京へ出立する都合のためお別れしたが、隊長は自宅へ是非来てくれと云ふので午後五時頃お訪した。この時鮮人警火隊員の通譯で再び隊長と會談することが出来た。隊長は「上海の消防を視察して何と感じたか」と問ふたので「總ての設備に於て訓練の上達に於て東洋には見られない。上海はロンドン消防の縮少したものと言つてよいでせう……自分達も機械力を活用して火災損害を遞減しなければならぬことを痛感して、近來油類火災の頻發に鑑み目下ケミカルタンク自動車を組立中である」と答へた。ところが隊長は「イヤ、ロンドンは此れよりは劣る……自分も米國製のそれを取寄せて研究して居るが君の方の藥品を送つてくれないか。報知機は五種のものに就いて上海消防の要求に適するものを作るべく研究中である」と更に先に差上げてある函館の諸統計を眺めて「函館は天象氣象地形に於て火防上恵まれない所で一分間九戸の焼失率では消防當局はそこに特別の力が要ることとせう……それは最近の表を見てそう思はれる」と非常に感心してゐる表情であつた。何分夜分のことで隊長のお疲れのことも考へられたから色々な参考品を後便で送つて貰ふことを頼んでお別を告げた。

◇ 上海は日本の建物とは違つて不燃質性高層建物が大部分であるためもあつたらうが、上海消防の立体的行動はまことに學ぶべき點がある。勿論上海は現實の必要に直面して居ることであるが、函館としても亦漸次建物が立体的に進んで行くことは立体的

動作の訓練を促すことになる。

上海の消防はどう云ふわけで斯程の發達をなしたかと云ふと、英國人の火災消防の理解によることは勿論であるが、一つは世界數十種の異人種が居住してゐるので、何か一つ事があればそれに乘じて安寧も秩序も亂され暴動化するの虞があつた事も刺戟になつてゐることは吾々にも察せられたのである。

歸途神戸に上陸したが、神戸消防視察は略した。大阪の帝國製麻會社のホースの原糸から出來上り迄の順序を細かく説明を受けて見學した。最後にホースの耐壓試験の實狀を見た。その要領は二間位に切つたホースに通水して三百ポンドの壓力を加へ、十分間耐へれば合格となるが更らに四百、四百五十、五百ポンド迄壓力計に示されたが、最後に四百五、六十のところ破裂してしまつた。次に京都の安村君の肝入りで銀閣寺、奈良の法隆寺、京都御所を拜觀さして貰つた。御所は京都の人でも減多に入れないさうである。御所の水利は琵琶湖疎水を二十四吋管で三台のタービンポンプで呼び上げてゐる。御所内九條の池は七十尺に十二尺のものである。消火栓も二十間々隔に設けられ三十五ポンドから八十五ポンドあると云ふ。MM式報知機を十七基設けてある。その他火ハタキ、刺叉、竹梯子など備へてあつて風呂場などに火氣を使用した時は、その後仕末は係員のものが使用後四時間の間絶えず警戒すると云ふ宮内省の堅い掟になつてゐるさうである。

龍田丸に乗船してゐる時、船室に報知機の備へがあつたから船客の防火要領を見たいと思つて事務長に頼んで見たが、船の方で都合が悪いと云ふので遂に教練を見ることが出來なかつた。又上海でこきうの塔を見學に行く途中支那の警火隊員の墓地に參つて寫眞を撮つて來た。國をこそ異にすれ同じ志に斃れた靈を慰めると云ふことは豫期してゐなかつた。

それから伊藤公が鐘を寄附してある寒山寺に參つて手押ポンプ一臺、デッキポンプ一臺と「求息」と記してある籠一、あんだん、長柄釣べい、刺叉、かんてら、玄番桶等の消防器具を備へあるのを見て租界消防隊に對照して物面白く見えた。簡單乍ら、以上は視察のあらましであるが、これを以つて上海消防の進歩の程を知り、幾分にも取つて以つて函館消防に益する事を得たら幸である。

(へ) 勝田組頭四十年大火体験談

—昭和六、八一—

最近火事らしい火事もなく至極安泰な日を送つて居ることは畢竟消防設備が充實されたこと、それに伴ふ市民の火防自覺が然らしむることではあるが、一には、組員諸君の不斷の努力の効果が潜んで居ること勿論である。イザ火事となつても手際よく、總ての施設を活用して、最小限度に消止められてゐるから、市民も安心し自分も消防の職に在りながら、先づ以て理想通りの成績であると思つて居るのであるが然し、自分は日頃、果して現在の成績を以つて將來永く此の状態を續け得られるのか如何かを氣遣つて居る一人である。諸君も現在の理想的成績に甘んじて居るわけに行かないことである。

幸に茲數年間は市民の火防觀念も、消防行動も、天象地象の關係も調和がとれて、順調に運んで來たのであるから、寧ろ現在の状態は偶然の事實であるとも云はれる。此の場合に於て若し間違つた行動によつて、大事にでも至らしめたものなら市民に會はず顔がないのである。吾々の職務は今日の安泰に決して安心は許されない。より氣象關係が悪く、より地水利が不便でその他の條件も、より以上不利な場合を想像して、之に對應する計畫をたて、之によつて成績を擧げられる自信と實力を持つてこそ消防の價値ありと言へるし。此の筆法を以つて日常勤務の上に當てはめていつてこそ消防の態度であると言へる。

この意味からして本日、明治四十年大火の記念日を機として當時苦き經驗を嘗めた先輩諸氏の尊い体験談と、忌憚のない消